

目 次

第1編 総説	1
第1章 教育課程の基準の改善の趣旨	2
第1節 改訂の経緯	2
第2節 改訂の基本方針	5
第3節 改訂の要点	7
1 学校教育法施行規則改正の要点	7
2 高等部学習指導要領改訂の要点	7
第2編 高等部学習指導要領解説	15
第1部 教育課程の基準と編成	17
第1章 教育課程の基準	18
第1節 教育課程の意義	18
第2節 教育課程に関する法制	20
1 教育課程とその基準	20
2 教育課程に関する法令	20
第2章 教育課程編成の基本と評価	23
第1節 教育課程編成の基本	23
1 教育課程編成の基本的な考え方	23
2 教育課程編成の手順	24
3 学校の教育目標の設定	26
第2節 教育課程の評価	28
1 学校評価における教育課程の評価	28
2 教育課程の改善	30
第2部 高等部学習指導要領総則等の解説	33
第1章 教育課程の編成及び実施	34
第1節 教育目標	34
第2節 教育課程の編成の一般方針	36
1 教育課程の編成の原則	36
2 道徳教育	42
3 体育・健康に関する指導	51

4	自立活動の指導	53
5	就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導	54
第3節	視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目及び単位数等	57
1	卒業までに履修させる単位数等	57
2	各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数	59
3	主として専門学科において開設される各教科・科目	62
4	学校設定科目及び学校設定教科	65
第4節	視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目の履修等	69
1	必履修教科・科目	69
2	専門学科における各教科・科目の履修	74
第5節	視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の授業時数等	78
1	年間授業週数	78
2	週当たり授業時数	79
3	ホームルーム活動の授業時数	79
4	生徒会活動及び学校行事の授業時数	80
5	自立活動の時間に充てる授業時数	80
6	授業の1単位時間の運用	81
7	総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	82
8	年間授業日数	83
第6節	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等	85
1	卒業までに履修させる各教科等	85
2	各学科に共通する各教科等	85
3	主として専門学科において開設される各教科	86
4	学校設定教科	86
第7節	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の授業時数等	88
1	年間総授業時数	88

2	年間授業週数	89
3	主として専門学科において開設される各教科の授業時数	90
4	ホームルーム活動の授業時数	90
5	生徒会活動及び学校行事の授業時数	91
6	総合的な学習の時間に充てる授業時数	91
7	自立活動の時間に充てる授業時数	91
8	授業の1単位時間	92
9	総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	93
10	年間授業日数	94
第8節	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	96
1	選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成	96
2	各教科・科目等の内容等の取扱い	98
3	指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項	102
4	職業教育に関して配慮すべき事項	112
5	教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項	117
第9節	単位の修得及び卒業の認定	140
1	単位の修得の認定	140
2	卒業までに修得させる単位数	142
3	各学年の課程の修了の認定	143
4	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における卒業の認定等	144
第10節	重複障害者等に関する教育課程の取扱い	145
1	障害の状態により特に必要がある場合	145
2	重複障害者の場合	147
3	訪問教育の場合	150
4	療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合	151
5	学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い	151
第11節	専攻科	155
第2章	視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒 に対する教育を行う特別支援学校の各教科	157
第1	各教科の目標及び各科目の目標と内容等	157
第2	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	159
第3	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	162
第4	肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	168

第5章	病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	171
第3章	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専門教科・科目	174
第1節	保健理療	174
第2節	理療	225
第3節	理学療法	279
第4章	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専門教科・科目	308
第1節	印刷	308
第2節	理容・美容	338
第3節	クリーニング	371
第4節	歯科技工	389
第5章	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科	416
第1節	各教科の基本的な考え方	416
第2節	各教科に係る改善の要点	423
第3節	高等部の各教科	424
第1	国語	424
第2	社会	429
第3	数学	437
第4	理科	443
第5	音楽	450
第6	美術	455
第7	保健体育	460
第8	職業	466
第9	家庭	476
第10	外国語	483
第11	情報	487
第12	家政	494
第13	農業	499
第14	工業	504
第15	流通・サービス	509

第16 福祉	514
第17 高等部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の 取扱い.....	519
第6章 道徳	523
第7章 総合的な学習の時間	526
第8章 特別活動	527
付録	
付録1：参考法令	532
教育基本法	
学校教育法（抄）	
学校教育法施行令（抄）	
学校教育法施行規則（抄）	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）	
付録2：特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則～ 第5章 特別活動	554
付録4：高等学校学習指導要領における障害のある幼児児童 生徒の指導に関する規定（抜粋）	620
付録5：特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント	621

第 1 編 総 説

第1章 教育課程の基準の改善の趣旨

第1節 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
 - ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
 - ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
- が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件などの整備と併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請があり、同年4月から審議が開始された。

また、障害のある幼児児童生徒をめぐる動向として、障害の重度・重複化や多様化、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の幼児児童生徒への対応や、早期からの教育的対応に関する要望の高まり、卒業後の進路の多様化、ノーマライゼーションの理念の浸透などが見られるところである。こうした状況にかんがみ、中央教育審議会においては、幼児児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び必要な支援を行うという観点から審議が進められ、平成17年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が取りまとめられた。この答申における提言等を踏まえ、平成18年に学校教育法等が改正され、平成19年度より、従来の「盲学校、聾学校及び養護学校」は、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換されるとともに、特別支援学校は、小・中学校等の要請に応じて、これらの学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めることが規定された。また、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、障害のある幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。このように、特別支援教育に関しては、大きな制度改正がなされたところである。

さらには、平成18年12月の教育基本法改正やその後の学校教育法改正により、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育にお

いてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申では、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領などの改善の方向性として、次の7点を示している。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

具体的には、①については、教育基本法が約60年ぶりに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや、学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

これらに加えて、特別支援教育に関しては、

- ① 社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ② 複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設
- ③ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化

などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図ることが示された。

この答申を踏まえ、学校教育法施行規則を改正するとともに、平成20年3月28日には、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。また、平成21年3月9日には、高等学校学習指導要領、特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領を公示した。

特別支援学校高等部学習指導要領は、高等学校学習指導要領の実施時期に合わせて、平

成25年4月1日の入学生から学年進行により段階的に適用することとしている。それに先立って、平成22年4月1日から移行措置として総則の一部、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の規定を先行して実施するとともに、中学校及び中学部において数学及び理科が先行実施されていたことに対応して、平成24年4月1日の入学生から学年進行で、数学、理科及び理数を先行して実施することとしている。

第2節 改訂の基本方針

特別支援学校高等部の学習指導要領は、教育基本法や学校教育法等の規定に則り、前述の中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき改訂したものである。

1 次に示す①から③の基本方針に基づき、高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善を図る。

① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」であると提言した。今回の改訂においては、生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

このため、総則の「教育課程の編成」の「一般方針」として、引き続き「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。また、これらの学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

以上のような観点から、各教科等の内容の充実を図った。

③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

このため、道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定するとともに、公民科や特別活動において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実を図っている。また、体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成することと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

2 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実する。

近年、時代の進展とともに特別支援学校を取り巻く諸状況は大きく変化してきている。例えば、国内外における障害者施策の進展、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む障害の多様化、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携した支援の必要性などが挙げられる。

このような状況の変化に適切に対応し、障害のある生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実することが重要である。

このため、以下のアからエの観点から、改善を図っている。

ア 障害の重度・重複化、多様化への対応

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である「自立活動」について、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、その内容として、他者とのかかわりに関することを示すなどの改善を図るとともに、指導計画作成の手順等を明確にした。
- ・ 重複障害者や訪問教育に関し、教育課程の実施等に当たっての配慮事項を規定した。

イ 一人一人に応じた指導の充実

- ・ すべての生徒について、各教科等にわたる「個別の指導計画」を作成することを規定した。
- ・ 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人に応じた支援を行うため、すべての生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを規定した。

ウ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設した。
- ・ 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定した。

エ 交流及び共同学習の推進

- ・ 高等学校の生徒などとの交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを規定した。

第3節 改訂の要点

1 学校教育法施行規則改正の要点

特別支援学校高等部の教育課程を構成する各教科等，各教科・科目の編成，卒業までに修得すべき単位数等については，学校教育法施行規則第8章に規定されている。今回は，これらの規定について次のような改正を行った。

(1) 高等部の各教科・科目について（学校教育法施行規則第128条，別表5）

高等部の専門教科について，社会の変化や時代の進展，近年の障害者の就業状況などを踏まえ，必要な見直しを行い，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科については，「調律」を削除し，「保健理療」，「理療」及び「理学療法」の3教科とするほか，各教科に属する科目を改めた。

また，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科については，従来どおりの教科構成とするが，「理容・美容」及び「歯科技工」に属する科目を改めた。

さらに，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教育課程について，職業教育を一層進める観点から「福祉」を新設し，学校教育法施行規則第128条第2項において，「知的障害者である生徒を教育する場合は，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業，家庭，外国語，情報，家政，農業，工業，流通・サービス及び福祉の各教科，第129条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。」とした。

2 高等部学習指導要領改訂の要点

(1) 総則

総則については，今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。また，これまで総則に規定してきた「総合的な学習の時間」は第4章として規定することとした。さらに，「重複障害者等に関する特例」は「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」とし，基本的な教育課程の基準を示した後にこれを示すことにより，弾力的な取扱いが分かりやすくなるようにした。

① 教育目標（第1節）

学校教育法第72条の改正を踏まえ，「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

② 教育課程の編成の一般方針（第2節第1款）

教育課程編成の原則，道徳教育，体育・健康に関する指導及び自立活動の指導に加え，就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導という構成は従前どおりとし，今回の改訂の趣旨を生かす観点から，次のような改善を行った。

ア 教育課程編成の原則（第1款の1）

今回の改訂の趣旨が生かされるよう，各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ，これらを活用し

て課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また，その際，生徒の発達段階を考慮して，生徒の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。

イ 道徳教育（第1款の2）

高等部における道徳教育について，人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方を継承するとともに，学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し，その一層の充実を図るため，引き続き道徳教育の全体の目標を総則において掲げることとした。また，改正教育基本法を踏まえ，道徳教育の目標として，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。

ウ 体育・健康に関する指導（第1款の3）

体育・健康に関する指導については，新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え，発達の段階を考慮して，食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を，保健体育科はもとより，家庭科，特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

エ 自立活動の指導（第1款の4）

自立活動の指導については，学校教育法第72条の改正を踏まえ，「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

[各教科・科目の履修等（視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）]

① 各教科・科目及び単位数等（第2節第2款）

ア 卒業までに履修させる単位数（第2款の1）

卒業までに履修させる単位数は，従前と同様，74単位以上としている。

イ 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数（第2款第1の2）

従前は，「普通教育に関する各教科・科目」とされていたものを，「各学科に共通する各教科・科目」（以下「共通教科・科目」という。）とした。このうち，国語，数学，理科，外国語，家庭，情報の各教科において，科目構成を見直している。

ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目（第2款の3）

従前は，「専門教育に関する各教科・科目」とされていたものを，「主として専門学科において開設される各教科・科目」とした。また，13教科すべてにおいて科目構成を見直している。

② 各教科・科目の履修等（第2節第2款第2の1）

ア 必履修教科・科目（第2款第2の1）

国語，数学及び外国語の各教科については，すべての生徒が履修する共通必履修科目「国語総合」，「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を設けている。た

だし、生徒や学校の多様な実態に対応できるようにするため、これらの科目の単位数については、2単位まで単位を減じることを可能とした。その結果、必修科目の最低合計単位数は従前と同様31単位となっている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とすることとした。

なお、総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させることやその単位数は各学校において適切に定めることを明確に示した。

イ 専門学科における各教科・科目の履修（第2款第2の2）

専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、従前と同様、25単位以上としている。

なお、総合的な学習の時間の履修と、職業に関する科目の課題研究の履修との代替に関する規定は、従前は第2節第2款第3の7に規定していたが、今回の改訂では第2の2(3)として規定した。

③ 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の時間の授業時数等（第2節第2款第3）

各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編成することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図るため、次のような見直しを行っている。

ア 年間授業週数（第2款第3の1）

年間授業週数については、35週以上にわたって行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができるとの規定は従前と同様であるが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含まれることを明確に示した。

イ 週当たり授業時数（第2款第3の2）

週当たりの標準授業時数は、従前と同様、30単位時間としているが、必要がある場合にはこれを増加することができることを明確に示した。

ウ 授業の1単位時間（第2款第3の6）

各教科・科目等の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である高等部については、特に「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」との規定を置いた。なお、単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準とすることは従前と同様である。

エ 総合的な学習の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替（第2款第3の7）

総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により

特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

[各教科等の履修等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）]

① 各教科等の履修（第2節第3款第1）

ア 卒業までに履修させる各教科等（第3款第1の1）

各学校において、卒業までに履修させる各教科及びその授業時数等に関する事項を定めることを明確にした。

イ 各学科に共通する各教科等（第3款第1の2）

従前は、「普通教育に関する各教科」とされていたものを、「各学科に共通する各教科等」とした。

ウ 主として専門学科において開設される各教科（第3款第1の3）

従前は、「専門教育に関する各教科」とされていたものを、「主として専門学科において開設される各教科」とするとともに、「福祉」を新たな教科として加えた。

② 各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の授業時数等（第2節第3款第2）

ア 各学年の総授業時数（第3款第2の1）

各学年の総授業時数は、従前どおり1,050単位時間を標準とするが、必要がある場合にはこれを増加させることができることを明確にした。

イ 年間授業週数（第3款第2の2）

年間授業週数については、35週以上にわたって行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができるとの規定は従前と同様であるが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含まれることを明確に示した。

ウ 授業の1単位時間（第3款第2の8）

各教科等の1単位時間は、各学校において、各教科等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である高等部については、特に「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の授業時数に含めることができる。」との規定を置いた。

エ 総合的な学習の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替（第3款第2の9）

総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

[教育課程編成・実施上の配慮事項及び単位の修得・卒業の認定等] (第2節第4款から第7款)

① 教育課程の編成に当たって配慮すべき事項 (第2節第4款)

ア 各教科・科目等の内容等の取扱い (第4款の2(5))

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導並びに各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせた指導を行う際には、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することを明確にした。

イ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 (第4款の3)

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするため、指導計画の作成等に当たっての配慮事項を示した。

(ア) 個別の指導計画の作成 (第4款の3(3))

各教科等にわたって個別の指導計画を作成するとともに、適切に評価し指導の改善に努めることを示した。

(イ) 義務教育段階での学習内容の確実な定着 (第4款の3(4))

今回の改訂では、学校や生徒の実態に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを配慮事項に新たに示し、高等部の段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視した。

(ウ) 道徳教育の全体計画の作成 (第4款の3(5))

全教師が協力して道徳教育を展開するため、第2節第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを新たに規定した。

(エ) 交流及び共同学習 (第4款の3(6))

高等学校の生徒等との交流及び共同学習を、計画的、組織的に行うことを示した。

ウ 職業教育に関して配慮すべき事項 (第4款の4)

従前から就業体験の機会の確保については規定していたが、今回の改訂では、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとすることを示し、キャリア教育や就業体験の一層の推進を促している。

エ 教育課程の実施に当たって配慮すべき事項 (第4款の5)

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるよう、教育課程の実施等に当たっての配慮事項の規定の充実を図っている。

(ア) 重複障害者の指導 (第4款の5(2))

重複障害者の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力や専門家の指導・助言を求めるなどして、学習効果を一層高めることを示した。

(イ) 生徒の言語活動の充実 (第4款の5(3))

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等

をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

(ウ) 進路指導の充実（第4款の5(6)）

キャリア教育の推進という観点から進路指導を行うとともに、その際、家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図ることなどを示した。

(エ) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第4款の5(7)）

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

(オ) 学習の遅れがちな生徒の指導（第4款の5(8)）

学習の遅れがちな生徒については、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるという工夫の例を明示しながら、各教科・科目等の選択などについて必要な配慮を行うことを示した。

(カ) 情報教育の充実（第4款の5(11)）

各教科・科目等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

(キ) 個別の教育支援計画の作成（第4款の5(16)）

家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携した支援を行うため、すべての生徒に個別の教育支援計画を作成することを示した。

(ク) 部活動の意義と留意点（第4款の5(17)）

教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるように留意することや運営上の工夫を行うことなどを示した。

(ケ) 特別支援教育のセンターとしての役割（第4款の5(18)）

高等学校等に在籍する障害のある生徒やその教師等に対する助言・援助を行ったり、保護者等に対する教育相談を行ったりするなど、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことや他の特別支援学校や高等学校等との連携を図ることを示した。

② 単位の修得及び卒業の認定（第5款）

従前と同様に、卒業までに修得させる単位数は、履修させる単位数と同じく74単位以上とし、自立活動の授業についても単位数として換算し、この単位に含めることができるようにしている。

③ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第6款）

「重複障害者等に関する特例」を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」としたほか、授業時数に関する取扱いも第5でまとめて示すこととし、5項目に整理して示した。

ア 特に必要がある場合には、外国語科において、小学部の外国語活動の一部を取り入れることができることとした。

イ 知的障害を併せ有する者について特に必要がある場合には、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の履修によることができることとした。また、その成果が目標からみて満足できるものについて、校長は高等部の全課程の修了を認定することを示した。

④ 専攻科（第7款）

視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科について各教科・科目の見直しを行った。

(2) 各教科（第2章）

① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各教科の目標と各科目の目標、内容等について、高等学校に準ずることは従前と同様であるが、生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため、各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善を図った。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目について、社会の変化に応じた指導をより充実する観点から改善を図った。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 社会の変化や生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、各教科の目標及び内容等の改善を図った。

イ 職業教育を推進する観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する教科「福祉」を新たに設けた。

(3) 総合的な学習の時間（第4章）

総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し、新たに第4章として位置付けることとした。総合的な学習の時間の目標、内容等については、高等学校に準ずるとともに、指導に当たっての配慮事項を示した。

(4) 自立活動（第6章）

① 目標

学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

② 内容

今回の改訂では、社会の変化や生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた適切な指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること」、「他者の意図や感情の理解に関すること」、「自己の理解と行動の調整に関すること」、「集団への参加の基礎に関すること」、「感覚や認知の特性への対応に関すること」を新たに示した。また、新たに示した項目については、人間関係の形成に関する項目が多いことから、新たな区分として「人間関係の形成」を設けて整理した。

また、それぞれの内容についても同様の観点から見直し、従前の5区分22項目を6

区分26項目に改め，可能な限り分かりやすく表現するよう改善を図った。

③ 指導計画の作成と内容の取扱い

個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため，生徒の実態の把握，指導の目標の設定，具体的な指導内容の設定，評価等の配慮事項をそれぞれ示すこととした。また，生徒の主体的な活動を一層進めるとともに生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要であることから，「個々の生徒が，活動しやすいように自ら環境を整えたり，必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。」を新たに示した。

第2編 高等部学習指導要領解説

第 1 部 教育課程の基準と編成

第1章 教育課程の基準

第1節 教育課程の意義

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言える。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）や学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、特別支援学校の目的（第72条）に関する規定が置かれている。したがって、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校及び生徒の実態等に即した教育目標を設定する必要がある。

各学校における具体的な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び学習指導要領に各教科・科目等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。すなわち、学校教育法施行規則においては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動によって編成することとし、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動によって編成することとしている。また、学習指導要領においては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、各教科ごとに各科目を定め、それぞれの指導内容を示し、必修教科・科目を定めるなどするとともに、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、各教科それぞれの指導内容を示し、特に示す場合を除き、すべての生徒に履修させる教科を定めるなどしている。

各学校においては、これらの基準に従うとともに生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮して指導内容を組織する必要がある。

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科・科目は、小・中学部が準ずる小・中学校の各教科のように、標準授業時数が学校教育法施行規則に定められているのではなく、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている。したがって、特別支援学校高等部の各教科・科目は、その標準単位数等に基づいて、具体的な単位数を配当することが授業時数を定めることにほかならない。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の授業時数については、

学習指導要領の総則においてその取扱いを定めているので、各学校はそれを踏まえ授業時数を定めなければならない。

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等についてそれらの目標を実現するよう教育の内容を学科の特色等に応じ、授業時数や単位数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

第2節 教育課程に関する法制

1 教育課程とその基準

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

特別支援学校高等部は義務教育ではないが、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。このため、特別支援学校における教育の目的や目標を達成するために学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

このような観点から、今回の特別支援学校高等部学習指導要領の改訂においては、引き続き、各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしている。例えば、学習指導要領に示しているすべての生徒に指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。また、授業の1単位時間の弾力的な運用を可能としているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。さらに、生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるように重複障害者等に関する教育課程の取扱いを示しているところである。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことに重点を置くことが大切である。

2 教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、日本国憲法の精神に則り、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。

(1) 教育基本法

教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、生涯学習の理念（第3条）、教育の機会均等（第4条）、義務教育（第5条）、学校教育（第6条）、私立学校（第8条）、教員（第9条）、幼児期の教育（第11条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）、政治教育（第14条）、宗教教育（第15条）、教育行政（第16条）、教育振興基本計画（第17条）などについて定められている。

(2) 学校教育法, 学校教育法施行規則

学校教育法では、教育基本法において教育の目的及び目標並びに義務教育の目的が規定されたことを踏まえ、義務教育の目標並びに幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の目的及び目標が定められている。また、特別支援学校の目的については、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」（第72条）と定められている。さらに、この規定に従い、文部科学大臣が特別支援学校の幼稚園の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項を、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて定めることになっている（第77条）。

なお、教育基本法第2条（教育の目標）及び第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定している。これらは、生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、教育を行う者は「目標を達成するよう」に教育を行う必要があることに留意する必要がある。

この学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、特別支援学校高等部の教育課程について、その基本的な要素である各教科・科目等の種類（第128条）や教育課程編成の特例（第130条～131条）を定めている。これらの定めのほか、特別支援学校の高等部の教育課程については、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校高等部学習指導要領によらなければならないこと（第129条）を定めている。

(3) 学習指導要領

学校教育法第77条及び学校教育法施行規則第129条の規定に基づいて、文部科学大臣は高等部学習指導要領を告示という形式で定めている。このように学習指導要領は、特別支援学校における教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。

なお、前述のとおり、学習指導要領の「基準性」は前回の学習指導要領と同様である。また、必履修教科・科目の最低合計単位数については増加させていないことに加え、これまでどおり学校設定教科・科目を設けたり、授業の1単位時間を弾力的に運用したりすることを可能としていること、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視していることなどにも変更はない。さらに、生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるように、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを示しているところである。全体としては従前と同様に、学習指導要領に示す教科・科目等の目標、内容等は中核的な事項にとどめており、大綱的なものとなっているので、学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようになっている。

(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

公立の特別支援学校においては、以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律による定めがある。すなわち、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5号）、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされている。この規定に基づいて、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければならない。

なお、私立の特別支援学校については、学校教育法（第82条の規定により特別支援学校に準用される第44条）及び私立学校法（第4条）の規定により、都道府県知事が所轄庁であり、教育課程を改める際には都道府県知事に対して学則変更の届出を行うこととなっている（学校教育法施行令第27条の2）。また、平成19年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、都道府県知事が私立学校に関する事務を管理、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとなった（第27条の2）。

各学校においては、以上の法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要がある。

第2章 教育課程編成の基本と評価

第1節 教育課程編成の基本

1 教育課程編成の基本的な考え方

教育課程は、学校全体として、組織的、継続的に生徒に対する教育を行っていくために必要な教育計画であり、各学校が教育活動を進めていく上での基本となるものである。

各学校の教育課程は、それぞれの学校において、どのような生徒を育てようとするのか、そのためにどのような教育を行おうとするのかなど、各学校の教育活動についての基本的な考え方の下に編成されるものであるが、今後は、各学校が、このような確固とした考えをもつことが一層重要となってくる。特別支援学校における教育の目的や目標の基本は、法令や高等部学習指導要領に定められているが、地域や生徒の実態等は様ではなく、各学校が取り組むべき具体的な教育課題は、学校ごとに様々である。また、学校を取り巻く状況も、社会の急激な変化やそれに伴う生徒の生活や意識、地域社会の実態、保護者の期待など様々な局面において変化している。各学校においては、これらを十分に踏まえ、それぞれの学校としての教育理念や基本的姿勢を明確にすることが大切である。

特に、今回の改訂でも、各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしている。学校においては、教育方針や特色ある教育活動などについて保護者や地域の人々に十分説明するとともに、生徒の興味・関心や期待、保護者や地域の人々の意向や建設的な意見などを十分把握することが大切である。

また、各学校は全体として、組織的、計画的に生徒の教育に当たるものであるが、特に、高等部は、教科担任制を原則とすることから、学校全体としての取組が十分に示されるよう留意する必要がある。

今回改訂された学習指導要領の下では、教育課程の編成において、全教職員が共通理解を図り、学校全体として一つの教育課程を編成していくという過程が不可欠となる。そして、このような過程を経て編成された教育課程については、すべての教職員が共通理解をもち、学校全体として責任をもって教育活動を進めていくことが大切である。

さらに、生徒に対する教育については、各部間の接続を重視することなどが必要である。例えば高等部の教育課程を編成するに当たっては、中学部における実態や指導の在り方について理解を深めるとともに、高等部卒業後の進路を見据え、それを教育課程の編成、実施に反映させていくことが大切である。

なお、学校で行われるすべての教育活動は、計画、実施、評価、改善という一連の過程の中で運営されている。教育課程の編成に当たっても、各学校はそれまでの教育課程を評価して、その結果によって教育課程の課題を明らかにする必要がある。さらに、その課題は、「計画」、「実施」あるいは実施上の諸条件のいずれにかかわるものかなどについて検討し、改善すべき点を明確にして、その後の教育課程編成に生かすよう工夫することが大切である。

このように、学校の教育課程は、学校の教育目標の達成を目指して、「計画」→「実施」→「評価」→「改善」という過程を通して、毎年、改善が重ねられ、展開していくことに

なる。

2 教育課程編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して、手順を考えるべきものである。これからの学校教育においては、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。そのためには、地域や学校、生徒の実態等を的確に把握・分析し、それを基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、全教職員が一致協力して教育課程の編成と評価に当たることが重要である。

したがって、ここでは教育課程の編成の手順の一例を示すこととする。

(1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。

ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について、その基本的な考え方を明確にする。

(イ) 分担作業の実施やその調整なども含め、作業日程についてその基本的な考え方を明確にする。

(2) 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要がある。そのために編成を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成の作業日程を明確にするるとともに、それと学校が行う諸活動との調和を図る。

ア 編成のための組織を決める。

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議について、その職務分担、役割などを具体的に決める。

(イ) 編成に当たる組織及び各種会議について、分担、協力などその相互関係を明確にするるとともに、それを学校の組織全体の中に位置付ける。

(ウ) 既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりするなど、具体的に組織の手直しや組織づくりをする。

(エ) 組織内の役割や分担を決める。

イ 編成のための作業日程を決める。分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決める。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解

するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握する。

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

イ 生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。

ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、生徒の学習状況や反応などに留意する。

(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や生徒がもっている教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。

ウ 編成に当たっては、特に留意すべき点を明確にする。

(5) 教育課程を編成する。

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、各教科・科目等及び指導内容を選択し、組織し、それに必要な単位数や授業時数を定めて編成する。

ア 学校の教育目標の効果的な達成を図るため、重点を置くべき事項を明確にしなが、修得総単位数や各学年の修得単位数、類型の有無や種類、必履修科目と選択科目などの構成と履修学年、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の位置付け等教育課程の基本的な構造について、相互の関連を考慮しながら定める。

イ 各教科・科目等及びその指導内容を選択し、定める。

(ア) 各教科・科目（必履修科目、選択科目、学校設定教科・科目）の構成、総合的な学習の時間の内容、特別活動、自立活動の構成等を具体的に定める。

(イ) 指導内容について、その基礎的・基本的なものを明確にする。

(ウ) 学校の教育目標の有効な達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。

(エ) 各教科・科目等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するよう配慮する。

(オ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、体育・健康に関する指導、自立活動の指導及び就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。

(カ) 地域や学校、生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。

(キ) 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討する。

ウ 各教科・科目等及びその指導内容を組織する。

(ア) 基礎的、基本的な指導を重視するとともに、発展的、系統的な指導ができるよう

に類型や学年に応じ、教科・科目等を配列し組織する。また、指導のまとめ方、指導の順序及び重点の置き方に工夫を加える。

- (イ) 各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動等について，各教科・科目等間の指導内容相互の関連を図る。
- (ロ) 各教科・科目等の指導内容相互の関連を明確にする。
- (エ) 発展的，系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。
- (オ) 各教科・科目等の内容の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には，内容相互の関連や系統性について配慮する。

エ 単位数や授業時数を配当する。

- (ア) 指導内容との関連において，各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動等について，それぞれの単位数や年間授業時数を定める。
- (イ) 各教科・科目等や学習活動の特質に応じて，創意工夫を生かし，1年間の中で，学期，月，週ごとの各教科・科目等の授業時数を定める。
- (ロ) 各教科・科目等の内容の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には，授業時数を適切に定めること。
- (エ) 各教科・科目等の授業の1単位時間を，生徒の障害の状態及び発達の段階並びに各教科・科目等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

3 学校の教育目標の設定

特別支援学校の目的や高等部の目標は，学校教育法及び学習指導要領に示されており，各学校においては，その達成を目指して教育を行わなければならない。しかし，法律等に規定された目的や目標は一般的であり，各学校においては，生徒の実態や学校の置かれている各種の条件を分析して検討した上でそれぞれの学校の教育の課題を正しくとらえ，それに応じた具体的な強調点や留意点を明らかにした教育目標を設定する必要がある。各学校の教育課程は，それぞれの学校の教育目標の実現を目指して編成されるものであり，各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動等の目標や指導内容に十分反映するようにすることが大切である。

学校の教育目標をこのようにとらえると，それは，法律等で定められている学校の目的や目標の達成を前提とするものであり，また，学習指導要領に示されている各教科等の目標やねらいを前提とするものであることが必要である。また，地域や学校及び生徒の実態に即したものであること，校長をはじめとする教職員の考えが反映されたものであること，教育的価値が高く，継続的な実践が可能なものであることなどが必要である。

以上のことを整理すると，各学校で設定する教育目標は，次のような要件を具備する必要がある。

- (1) 法律等に定められた特別支援学校の目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 学習指導要領に示す各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動等の目標やねらいを前提とするものであること。
- (3) 教育委員会の規則，方針等に従っていること。
- (4) 地域や学校及び生徒の実態に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く，継続的な実践が可能なものであること。

(6) 評価が可能な具体性を有すること。

第2節 教育課程の評価

1 学校評価における教育課程の評価

(1) 学校評価に関する法制度

学校評価については、平成19年6月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。さらに、平成19年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第82条 第26条、第27条、第31条……、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、……、それぞれ準用する。

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第135条 第43条から第49条まで、……第65条から第68条まで及び第82条の規定は、特別支援学校に準用する。

これにより、各特別支援学校は法令上、

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、
- ② 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにそ

の結果を公表するよう努めること、

③ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、
が必要である。

(2) 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成20年1月31日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成した。その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が示されており、「教育課程・学習指導」については、次のような例が示されている。

○ 各教科等の授業の状況

- ・ 説明、板書、発問など、各教師の授業の実施方法
- ・ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
- ・ 体験的な学習や問題解決的な学習、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
- ・ 個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
- ・ ティーム・ティーチング指導などにおける教師間の協力的な指導の状況
- ・ 学級内における児童生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
- ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達の段階に即した指導に関する状況
- ・ 授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、よりよいものとする工夫の状況

○ 教育課程等の状況

- ・ 学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・ 児童生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
- ・ 児童生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
- ・ 学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組み状況
- ・ 体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
- ・ 部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
- ・ 必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
- ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達の段階に即した指導の状況
- ・ 教育課程の編成・実施の管理の状況
(例：教育課程の実施に必要な、各教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか)

- ・ 児童生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
- ・ 幼小連携、小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
- ・ (データ等) 学力調査等の結果
- ・ (データ等) 運動・体力調査の結果
- ・ (データ等) 児童生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となり得る。

なお、特別支援学校は、生徒の障害に応じた教育を行うことから、教育課程の編成や教材・教具、施設・設備の工夫と整備、医療・福祉等関係機関との連携、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成など、生徒の多様な実態等を踏まえた対応が必要である。また、高等学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと(センター的機能)も期待されるなどの特性が存在する。このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

2 教育課程の改善

(1) 改善の意義

教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。

教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。このため、各学校においては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められる。教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できる。

(2) 改善の方法

教育課程の改善の方法は、各学校の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、一般的には次のような手順が考えられる。

- ① 評価の資料を収集し、検討すること。
- ② 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- ③ 改善案をつくり、実施すること。

指導計画における指導目標の設定、各教科・科目等や指導内容の配列や構成、予測さ

れる学習活動などのように、比較的直ちに修正できるものもあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力を傾けなければならないものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、広範囲の全体修正を必要とするものもある。さらに学校内の教職員の努力によって改善できるものもあれば、学校外へ働きかけるなどの改善の努力を必要とするものもある。教育課程の改善は、それらのことを見定めて実現を図っていかなければならない。なお、改善に当たっては、教育委員会の指導助言を役立てるようにすることも大切である。

このようにして、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するように努めなければならない。

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第1章 教育課程の編成及び実施

高等部学習指導要領第1章総則においては、教育目標を定めるとともに、教育課程の編成、実施について各教科・科目等にわたる通則的事項を示している。各学校においては、これらの総則に示されている事項に従い、創意工夫を生かして教育課程を編成し、実施していく必要がある。

第1節 教育目標

(第1章第1節)

第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

教育基本法には教育の目的（第1条）及び教育の目標（第2条）が定められ、学校教育法には、高等学校の目的（第50条）及び教育の目標（第51条）並びに特別支援学校の目的（第72条）が定められており、この目的を実現するために高等部学習指導要領の総則において教育目標を定めている。

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

すなわち、「高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、」として、教育目標が特別支援学校の目的を実現するために限定されることを明らかにするとともに、この目標の達成に当たっては、「生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮」すべきことを明示した。また、教育目標は次の2項目にわたって示されている。

特別支援学校の高等部の教育目標については、第1項において示すとおり、学校教育法第72条の前段「……高等学校に準ずる教育を施す」という規定の意味を明らかにしたものである。つまり、特別支援学校の高等部の教育目標については、高等学校教育の目標（同第51条）と同一の目標の達成に努めなければならないこ

とを示している。また、高等学校教育は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと（第50条）とされており、高等部における教育についても同様である。

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第2項は、第72条の後段「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」を受けて設定されたものである。すなわち、特別支援学校の高等部は、高等学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としているのである。したがって、特別支援学校における教育については、高等学校における教育にはない特別の指導領域が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言える。第2項の教育目標は、このような観点から定められたものであって、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その習慣の形成に至るまでを目指している。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

特別支援学校の教育の目的や目標については、以上のように教育基本法、学校教育法及び高等部学習指導要領において、一般的な定めがなされているので、各学校において、当該学校の教育目標を設定する場合には、これらを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

第2節 教育課程の編成の一般方針

高等部学習指導要領第1章総則第2節第1款においては、教育課程の編成の基本的な原則を示すとともに、教育課程の編成に関し、特に配慮すべき事項及び学校教育を進めるに当たっての基本理念について示している。

1 教育課程の編成の原則（第1章第2節第1款の1）

第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態、発達段階及び特性等、地域や学校の実態並びに学科の特色を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、第1章第2節第1款の1において「各学校においては……適切な教育課程を編成するものとし」と示している。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」（同法第82条により特別支援学校に準用される第37条第4項）と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。

「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年、教科や各部の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要になっている。

各学校には、校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

なお、今回の改訂において、「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。これは、前述のとおり、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものである。本項においても、「目標を達成するよう」という規定ぶりであることから、教育基本法第2条と同様、生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、今回の改訂により、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。

(2) 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと。

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

第1章第2節第1款の1においては、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示している。

この「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは、本編第1部第1章第2節教育課程に関する法制で説明したとおり、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。

なお、学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されているので、各学校において教育課程を編成、実施する場合にも当然これらの規定に従わなければならない。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度，宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は，教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

次に、「この章以下に示すところ」とは，言うまでもなく学習指導要領を指している。

学習指導要領は，学校教育法第77条を受けた学校教育法施行規則第129条において「特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部，中学部及び高等部の教育課程については，この章に定めるもののほか，教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。」と示しているように，法令上の根拠に基づいて定められているものである。

教育課程は，生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮し，教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので，教育課程の編成に当たっては，法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え，学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，その障害の状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態を十分考慮すること。

第1章第2節第1款の1においては，「各学校においては，……生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，その障害の状態，発達の段階及び特性等，地域や学校の実態並びに学科の特色を十分考慮して，適切な教育課程を編成するものとし，これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示している。

「生徒の人間として調和のとれた育成を目指」ということは，まさに学校教育の目的そのものであって，教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。

次に，地域や学校の実態を考慮するということは，各学校において教育課程を編成する場合には，地域や学校の実態を的確に把握し，生徒の人間として調和のとれた発達を図るという観点から，それを学校の教育目標の設定，指導内容の選択や組織，あるいは授業時数の設定等に十分反映させる必要があるということである。

(7) 生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等

第1章第2節第1款の1の規定は，各学校において教育課程を編成する場合には，生徒の調和のとれた発達を図るという観点から，生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を十分把握して，これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調したものである。

一般に，特別支援学校に在籍する生徒の障害の状態は多様であり，個人差が大きい。また，個々の生徒についてみると，心身の発達の諸側面に不均衡が見られることも少なくない。各学校においては，このような生徒の障害の状態や発達の段階を的確に把握し，これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配慮する

ことが必要である。

また、特別支援学校において個々の生徒の実態を考える場合、障害の状態とそれに起因する発達の遅れのみが目向きがちであるが、それ以外にも能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目していくことが大切である。

高等部の段階は、身体、生理面はもちろん、心身の全面にわたる発達が急激に進む時期である。また、義務教育の基礎の上に立って、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図ることが求められている。

これらを踏まえ、教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な発達の段階に即しながら、個々の生徒についての能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目していくことが大切である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確にとらえると同時に、個々の生徒の障害の状態や特性等に十分配慮して、適切な教育課程を編成することが必要である。

なお、能力・適性、興味・関心、性格などの個人の属性を「特性」とし、進路や学習経験などそれ以外の事情と併せ「特性等」としているものである。

(イ) 地域の実態

今回の教育基本法改正により、同法に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定（第13条）が置かれた。また、学校教育法には「特別支援学校は、当該特別支援学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該特別支援学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」と定められた（第82条により特別支援学校に準用される第43条）。これらの規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。

地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。このような学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望にこたえることが大切であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎

通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。

(ウ) 学校の実態

学校の規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっている。教育課程の編成に際しては、このような学校のもつ条件が密接に関連してくるので、効果的な教育活動を実施するためには、これらの条件を十分考慮することが大切である。そのためには、これらの条件を客観的に把握しなければならないが、特に、生徒の特性等や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による協力体制の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

なお、高等部においては、第1章第2節第1款の1において、「学科の特色を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」とされていることが小・中学部と異なっている。

ここでいう「学科」とは、普通科及び専門学科（視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健医療科、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の産業工芸科、被服科、理容・美容科、知的障害者、肢体不自由者、病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の農業園芸科、商業科、工業科、産業科等）のことである。

もとより、高等部における教育としては、学科の別を問わず、その目標とするところが変わりはないが、教育課程としては、必修科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、すべての生徒に履修させる各教科等や各学年の授業時数）を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの学科の特色を生かした教育を行うことを考えて編成する必要がある。

また、普通科においては、共通教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては各学科に共通する各教科）だけでなく、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を踏まえながら、専門教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては主として専門学科において開設される各教科）等を適切に開設するなど、それぞれの学校や生徒の実態等に一層対応した教育課程の編成が求められる。

特に、専門学科は、産業の動向等に適切に対応できるよう、専門性の基礎・基本の教育に重点を置くとともに、実際の、体験的学習を重視し、産業界等との連携をより一層深めることが必要である。

(3) 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

第1章第2節第1款の1の後段に「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家

庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」ことを示している。

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や生命や人権を尊重する心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。今回の改訂においても、「生徒に生きる力をはぐくむことを目指す」と規定しているのは、①新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことがますます重要になっていることや、②改正教育基本法や同法を受けて改正された学校教育法において、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲（学校教育法第30条第2項）が重視される必要がある旨が法律上規定されたことを受けたものである。

このため、これからの学校教育においては、平成20年1月の中央教育審議会答申でも指摘されているように、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立、④豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく図ることが求められている。第1章第2節第1款の1の後段は、このような今回の学習指導要領の改訂の基本方針を教育課程編成、実施の理念として示したものである。

すなわち、①及び②については、各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能の活用を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要である。これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではないことに留意する必要がある。

③については、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導の充実により分かる喜びを実感したり、観察・実験やレポートの作成、論述などの体験的な学習や知識・技能の活用を図ることで学習意欲を高めることが求められる。また、小学部、中学部及び高等部を通じ、学習習慣を確立することは極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

④については、第1章第2節第1款の2で道徳教育について、3で体育・健康に関する指導についてそれぞれ示している。

以上のことは、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することにより、効果的に

実現されるものである。各学校においては、これらの趣旨を十分理解し、教育課程の編成、実施に生かすようにしなければならない。

2 道徳教育（第1章第2節第1款の2）

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道徳の時間をはじめとして、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

(1) 高等部における道徳教育

ア 高等部における道徳教育の考え方

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

殊に、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学部と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等部における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道徳）やホームルーム活動を中心に各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科。以下、本節において同じ。）等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。

小・中学部においては、「自分自身」、「他の人とのかかわり」、「自然や崇高なものとのかかわり」、「^{かたむ}集団や社会とのかかわり」の四つの視点から示されている内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、この小・中学部における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等部における道徳教育を行うことが大切である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成を基本的なねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。このような力を育てるのが、心の教育であり、道徳教育である。

そして、そのような「生きる力」の育成を図るために、今回の学習指導要領の改訂の方針の一つとして「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること」が挙げられている。今日の生徒の現状等を踏まえてこれからの学校教育を考えると、道徳教育の重要性が改めて強調されるのである。

イ 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨

高等部においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより」、道徳教育の充実を図ることとしている。

高等部段階の生徒は、自分の人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かということについて思い悩む時期である。また、自分自身や自己と他者との関係、さらには、広く国家や社会について関心をもち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期でもある。それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていくのである。したがって、高等部においては、このような生徒の発達の段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも必ずしもすべて同じ生き方をすると限らず、同一の状況の下でも、幾つかの生き方が考えられる場合が少なくないが、こうした考えられる幾つかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択するということが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に対応して主体的に判断し行動し得るためには、選択可能な幾つかの生き方の中から自分にふさわしい、しかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固

有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。

このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。したがって、人間としての在り方生き方に関する教育においては教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要である。その際、第1章第2節第1款の5でも示しているように、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することが大切である。

ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、公民科については、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中で更に理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探究できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている（高等学校学習指導要領第1章第3款の1(1)）。

次に、特別活動は、今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を一層充実している。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探究する

など、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにすることとし、その一層の充実を図っている。指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要がある。

以上に加え、総合的な学習の時間の目標として、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことを示すとともに、学習活動の例示として「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」（高等学校学習指導要領第4章総合的な学習の時間第3の1(5)）を示している。また、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを示し、その際の配慮事項として、「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようにすることや、「自己の将来の生き方や進路についての考察」を行う指導をすることを示している。このほかの各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、例えば、各学科に共通する各教科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

(ア) 国語科

国語科においては、目標を「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。」と示している。

国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。さらに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながるものである。

(イ) 地理歴史科

地理歴史科においては、目標を「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。」と示している。

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

(ウ) 数学科

数学科においては、目標を「数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。」と示している。

生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

(エ) 理科

理科においては、目標を「自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。」と示している。

自然の事物・現象を探求する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることに資するものである。

(オ) 保健体育科

保健体育科においては、目標を「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。」と示している。

運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

(カ) 芸術科

芸術科においては、目標を「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資するものである。

(キ) 外国語科

外国語科においては、目標を「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。」と示している。

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。

(ク) 家庭科

家庭科においては、目標を「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」と示している。

生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

(ケ) 情報科

情報科においては、目標を「情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。」と示している。

情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながるものである。

さらに、主として専門学科において開設される各教科についても、今回の改訂において、例えば、農業科の目標に「農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮している。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても、道徳の目標、内容との関連に留意して指導し、自己の在り方生き方、進路等について考えさせることが必要である。

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、全教師の連携協力の下、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

(2) 道徳教育の目標

高等部学習指導要領第1章第2節第1款の2に示された道德教育の目標は、学校における教育活動全体を通じて行われる道德教育の目標であり、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導を通じて行う道德教育は、常にこの目標を目指して行われる。

学校における道德教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。言うまでもなく、教育基本法や学校教育法は、日本国憲法に掲げられた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する国民の育成を目指す我が国の教育の在り方を示したものである。そのことを実現するのが道德教育であり、そのために特に重視しなければならないことが目標として示されている。

なお、道德教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道德性を養うこと」と規定し、道德教育の役割が「道德性の育成」にあることを明示している。今回の改訂においては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊」ぶこと、「他国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについて記述を加えている。

環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり、その点にも留意することが重要である。

ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念とが併記されているのは、人間尊重の精神が生命に対する畏敬の念に根ざすことによって、より深まりと広がりをもってとらえられるからである。

人間尊重の精神は、道德教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命、人格、人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。

このように、生徒の内面に形成されていく自己及び他者の人格に対する認識を普遍的な人間愛の精神へと高めると同時に、それを具体的な人間関係の中で実践し、それによって人格の内面的充実を図るという趣旨に基づいて、広く「人間尊重」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、人間存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、自他の生命

の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。

また、ここでいう生命は、人間のみではなく、すべての生命を含んでいる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。そしてさらに、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方生き方の自覚を深めていくことができる。生徒の自殺やいじめ、暴力の問題、環境の問題などを考えるとき、このことが一層重要になる。

イ 豊かな心をはぐくむ

道徳教育は、生徒一人一人が人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、それらを家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことができるようにしなければならない。そのためには、例えば、他人を思いやる心や社会貢献の精神、生命を大切にし人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心、自立心や責任感など、日常生活において豊かな心をはぐくむ必要がある。道徳教育においては、それらを通して人間として生きていく上で必要な道徳的価値を主体的に身に付け、固有の人格を形成していくことができるようにすることが大切である。

ウ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

道徳教育の目標には、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ることが掲げられている。個性豊かな新しい文化を生み出すには、古いものを改めていくことも大切であるが、先人の残した有形無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを継承し発展させることが必要である。先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、自らを向上させていくことによって、よりよく生きたいという人間の個人的、社会的な願いを、より広い世代の共感を伴って実現することができる。

また、これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、鋭い国際感覚をもち、広い国際的視野に立ちながらも、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。すなわち、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させる態度を育成するとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、そこにしっかりと根を下ろし、世界と日本とのかかわりについて考え、日本人としての自覚をもって、新しい文化の創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度が養われなければならない。

エ 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間の育成も、道徳教育の重要な目標である。人間は個としての尊厳を有するとともに、集団や社会を形成する社会的存在でもある。それぞれの個を生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を図ろうとする公共の精神が必要である。

また、民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現に

よって達成することができる。これらが、法によって規定され保障されることによつてのみ維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の道徳的自覚によつてはじめて達成されるものである。

したがって、道徳教育においては、法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間の道徳的な生き方を問題にするという点をより重視する必要がある。

オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

教育基本法の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことは、日本国憲法において定められた日本国民の決意である。

平和は、人間の心の内に確立すべき道徳的課題でもある。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において自他協同の場を実現していく努力こそ、民主的で平和的な社会及び国家を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、環境保全に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、自然や生命に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらし、人類の福祉の向上に貢献することになる。

カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

道徳教育は、人間として自らの人生をどう生きるかを一人一人に問い掛けるものである。そのことを通して、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。そして、社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において自らの役割と責任を果たすことができる日本人となることが求められる。

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的にしかも誠実に実行し、その結果について責任をとることができる人間である。このことは、人間としての在り方の根本にかかわるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、日本人としての自覚をもって新しい文化の創造と民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

キ 道徳性を養う

道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などを養うことを求めている。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感

情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言える。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的心情や道徳的判断力を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けされた具体的な道徳的行為への身構えとすることができる。

また、このほかに、道徳的習慣などがある。道徳的習慣は、長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方である。これがやがて、第二の天性とも言われるものとなる。道徳性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要である。

これらの道徳性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。そして、道徳的行為が生徒自身の内から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

(3) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道徳性を養うこととのかかわりにおいて道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。

本来、道徳的実践は、内的な力としての道徳的実践力が基盤になければならない。道徳的実践力が高まることによってより確かな道徳的実践ができるのであり、そのような道徳的実践を繰り返すことによって、内なる道徳的実践力も深まるのである。道徳教育はこのような相互作用によって充実していくようにしなければならない。

そしてその際、自らの生命の大切さを深く自覚するとともに、他の生命を尊重する「自他の生命を尊重する精神」、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという「自律の精神」、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中での役割を自覚して主体的に協力していくことのできる「社会連帯の精神」、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた「義務を果たし責任を重んずる態度」、さらには、自分と異なる他者の意見に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の「人権を尊重し」、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

3 体育・健康に関する指導（第1章第2節第1款の3）

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における

食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科はもとより，家庭科，特別活動，自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

これからの社会を生きる生徒に，健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は，人間の活動の源であり，健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており，生きる力を支える重要な要素である。生徒の心身の調和的発達を図るためには，運動を通じて体力を養うとともに，食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど，健康的な生活習慣を形成することが必要である。また，生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから，安全に関する指導の充実が必要である。こうした現代的課題に対して，今回の改訂では，学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

体育・健康に関する指導は，健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て，心身の調和的発達を図ることをねらいとするものである。

したがって，体育に関する指導については，子どもの体力水準が全体として低下していることがうかがえるとともに，積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大しているとの指摘があることから，生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し，生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け，心身を鍛えることができるようにすることが大切である。

このため，教科としての保健体育において，基礎的な身体能力の育成を図るとともに，運動会，旅行や集会などの特別活動や運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら，学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。

健康に関する指導については，生徒が個人生活や社会生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

特に，学校における食育の推進においては，偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため，生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより，生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう，栄養のバランスや規則正しい食生活，食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また，これら心身の健康に関する内容に加えて，自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては，関係する教科等の取組を中心としつつ，地域や学校の事情に応じ栄養教諭等の専門性を有する教職員及び地域の有識者の協力を得るとともに，学校給食を実施する場合にはこれを活用するなど，適切に行うことが重要である。

さらに安全に関する指導においても、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科だけではなく家庭科などの関連の教科、特別活動や自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、教科、道徳、特別活動や自立活動）のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、生徒の障害の状態、地域や学校の実態及び生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康を保持増進するための資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

なお、高等部にあつては、教科担任制を原則としているために、ともすれば体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教員に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教員だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

4 自立活動の指導（第1章第2節第1款の4）

4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

この規定の前段において、学校における自立活動の指導は、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしている。「自立し社会参加する資質」とは、生徒がそれぞれの障害の状態や発達段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味している。

そして、「学校における自立活動の指導は、……学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示しているのは、自立活動の指導の重要性にかんがみ、学校の教育活動全体を通じて指導することの必要性を強調したものである。

つまり、自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者を教育する特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）の指導を通じても適切に行わなければならない。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであるから、自立活動の時間における指導と各教科・科目等における指導とが密接な関連を保つことが必要である。このため、後段においては、「特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）と密接な関連を保ち、」と示し、このことを強調しているのである。

また、「個々の生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。」と示し、個々の生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導実践が行われることが期待されている。特に、高等部においては将来の職業や生活を見通して、自立し社会参加をする資質を養う観点から指導計画を作成することが重要である。このため、今回の改訂で新たに指導内容を設定する際に考慮すべき点として示した、「個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容」について、卒業後の生活を考慮しながら指導内容を設定するよう留意する必要がある。

5 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導（第1章第2節第1款の5）

5 学校においては、生徒の障害の状態、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

今回の改訂においては、従前と同様、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」を適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図るべきことを

示している。

「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」については、生徒を取り巻く生活環境の変化の中で、生徒の社会的な体験の機会が減少している状況を踏まえ、社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、地域との連携を強めることを趣旨として示されてきたものである。今回の改訂においても、この基本的な趣旨を変えるものではなく、体験的な学習の指導がより具体性をもって、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動）のそれぞれにおいて更に充実するよう、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」を進めると示したものである。このような体験的な学習は、高等部段階の生徒にとって、自分と社会とのかかわりに対する理解と認識を深め、生徒が自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

就業体験（インターンシップ）については、中央教育審議会答申（平成20年1月）において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。就業体験は、職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起すること、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意欲の育成が促進されること、生徒が教師や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されることなど、高い教育効果を期待できるものである。就業体験については、職業教育に関する配慮事項としても、学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や産業界などとの連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるよう配慮すべきことを示している。（第1章第2節第4款の4(3)）。

また、ボランティア活動は、生徒が社会の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを考える上で意義があると同時に、単に社会に貢献するというだけでなく、自分自身を高める上でも大きな教育的意義がある。生徒は、自分が価値のある大切な存在であることを実感するとともに、他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範を学ぶことができる。また、ボランティア活動は、国際協力、環境保全、少子高齢社会への対応など様々な社会問題に対する生徒の問題意識を広げたり深めたりすることにも資するものである。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切である。そのため、各学校が教育課程を編成するに当たっては、次のような教育課程上の位置付けが考えられる。

第一は、各教科・科目の中で実施する場合である。学習指導要領に示す各教科・科目については、職業に関する各教科の「課題研究」（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、職業科）等の中で産業現場等における実習が位置付けられているほか、家庭科において、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流、ボランティア活動への

参加などを通じて指導を行うこととされている。

また、職業に関する各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、職業、家庭の各教科を含む。）における実習については、その各教科・科目の内容に直接関係のある就業体験により替えることができることとされている（第1章第2節第4款の4(4)ア）。

このほか、就業体験やボランティア活動を行うための学校設定教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校設定教科）を設けることも考えられる。特に、学校設定教科に関する科目として設けることができる「産業社会と人間」については、就業体験等を通じた指導に配慮すべきこととしている。（第1章第2節第2款第1の5(2)）

第二は、特別活動で実施する場合である。今回の改訂では、従前と同様に、ボランティア活動や就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れることを示していることに加え、学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中で就業体験を例示として明確に示している。特にボランティア活動については、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事のそれぞれにおいて取り上げることとしている。また、学校行事においては、幼児、高齢者などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの工夫を求めている。

第三は、総合的な学習の時間における学習活動として実施する場合である。総合的な学習の時間においては、問題解決能力や学び方、ものの考え方などの育成を目指して、地域や学校、生徒の実態等に応じた様々な学習活動を展開するが、その際、体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れることが必要であり、ボランティア活動、就業体験などを通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動もこの時間の活動の一つの柱になることが考えられる。

第四は、学校外における就業体験やボランティア活動に対して単位の修得を認定する方法である。学校教育法施行規則第98条第3号及び平成10年文部省告示第41号の規定により、平成10年4月より、学校外におけるボランティア活動、就業体験等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっている。これは、関連する既存の科目の増加単位として修得を認定したり、学校外活動に単位を認定するための独自の学校設定教科・科目を設けたりするなど、様々な方法が考えられるものである。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習の教育効果を高めるためには、そのねらいを明確にすることが重要である。主なねらいとしては、①勤労の尊さや創造することの喜びの体得に資すること、②望ましい勤労観や職業観の育成に資すること、③職業生活、社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造的な能力や態度の育成に資すること、④啓発的経験を促し、進路意識の伸長に資すること、⑤社会の構成員として共に生きる心を養い、社会奉仕の精神の涵養に資することなどが挙げられる。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習は、生徒の障害の状態、地域の実態や学校の諸条件の違い等によってその進め方が様々に異なってくるものである。各学校においては、生徒の障害の状態、地域や学校の実態に応じて、入学から卒業までを見通した指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれる。

第3節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等（第1章第2節第2款第1の1）

第1 各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては，卒業までに履修させる下記2から5までに示す各教科に属する科目及びその単位数，総合的な学習の時間の単位数，特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な学習の時間の単位数の計は，この款の第2に掲げる各教科・科目の単位数及び総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については，授業時数を単位数に換算して，この単位数に含めることができる。）以上とする。

単位については，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

高等部の教育課程は，各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動によって編成するものとし（学校教育法施行規則第128条，別表第3，別表第5），学習指導要領において，各学科に共通する各教科・科目（共通教科・科目）の標準単位数，すべての生徒に履修させる必履修教科・科目及び専門学科における各教科・科目の履修，総合的な学習の時間の単位数，特別活動及び自立活動の授業時数，各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の目標及び内容等を定めている。

各学校においては，これらの内容を十分検討して教育課程を編成しなければならない。そして，それぞれの学校の目標に従って，卒業までに生徒に履修させる各教科・科目とその単位数，総合的な学習の時間の単位数，特別活動とその授業時数，自立活動の授業時数を定めることが教育課程編成の最も基本的な事項となる。

(1) 各学校における教育課程の編成

学校が教育課程を編成するに当たっては，卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数，総合的な学習の時間の単位数，特別活動とその授業時数，自立活動の授業時数を定めなければならない。この場合，生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目の単位数及び生徒が行うべきものとして定める総合的な学習の時間の単位数の合計は74単位以上でなければならない。ただし，これは高等部在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり，生徒の実態に応じ，各学校が，生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。

各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計の中には必ず次の単位数を含めなければならない。第一に，すべての生徒に履修させる必履修教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数（高等部学習指導要領第1章総則第2節第2款第2の1），第二に，

専門学科において、すべての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数（第1章第2節第2款第2の2）である。

総合的な学習の時間は、すべての学校で教育課程上必置とされるものであり、その単位数については各学校において適切に定めることとされている。なお、各学校において単位数を定めるに当たっては、高等学校学習指導要領において標準単位数が明示された趣旨を踏まえることが大切である。

また、自立活動の授業については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準として、卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数に含めることができる。

特別活動及び自立活動についても、学校において卒業までに履修させるべき授業時数を定めることとなっているが、そのうち高等部学習指導要領において具体的に授業時数の規定があるのは、ホームルーム活動である。ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとしている（第1章第2節第2款第3の3）。また、自立活動については、各学年において、生徒の障害の状態に応じて、適切に授業時数を定めるものとしている（第1章第2節第2款第3の5）。

(2) 教科と科目

学校教育法においては、高等部の教育課程に関する事項は、高等学校に準じて文部科学大臣が定めると規定されている（学校教育法第77条）。

これを受けて学校教育法施行規則において教育課程についての規定がなされており、同施行規則別表第3に各学科に共通する各教科・科目及び主として専門学科において開設される各教科・科目、別表第5に視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科・科目が列挙され、さらに、備考において、それぞれの表に掲げる各教科・科目以外の各教科・科目（学校設定教科・科目）を設けることができることとされている。これらが、学習指導要領においては、第1章第2節第2款第1の2から5までに示されている。

なお、学校教育法施行規則別表第3及び学習指導要領に示す各教科について、従前は、普通教育に関する教科と専門教育に関する教科とに分けていたが、今回の改訂では、それぞれを各学科に共通する教科（共通教科）と主として専門学科において開設される教科（専門教科）とに分けることとした。これは、従前、普通教育に関する教科とされていたものについても当該教科に属する科目の中には専門的な内容を扱い得るものがあり、教科によって普通教育と専門教育を截然と分けることが困難であることから見直したものである。

また、小・中学部の場合は各教科が定められているが、科目には区分されていない。高等部においては、教科は、それぞれ幾つかの科目に分かれる。教科には、その教科としての目標が定められているが、内容は、その教科に属する科目において具体的に示されているのである。各科目は、教科のもつ一般的な目標及び内容のうち、ある特定の分野・領域等に重点を置いてこれを組織的に学習することができるようにしたものである。しかし、一つの教科に属する各科目は、単にその教科を分割した一部分ではなく、

目標において共通点をもつと同時に内容の組織と範囲においても、相互に深い関連をもつものである。

この各教科・科目は、必履修教科・科目として学習指導要領に基づきすべての生徒に共通に履修させるもの及びそれ以外のいわゆる選択科目に分けることができ、さらに後者は、学校で選択配列して当該学校として学科や類型の別などに応じそれぞれに属するすべての生徒に履修させるもの及び生徒が選択履修することができるものに分けることができる。

(3) 単位

各教科・科目及び総合的な学習の時間については、その目標と内容に応じた学習時間を単位数によって表している。すなわち、単位は、各教科・科目についての学習時間を測る尺度として用いられるものであり、標準としては、1単位時間を50分とし、35単位時間行われた授業を1単位と計算するのである。そして、例えば、4単位と定められた科目の授業を受け（すなわち履修し）、その履修による学習の成果がその教科及び科目の目標に照らして満足できると認められたときは、その科目について4単位を修得したと認定するのである（第1章第2節第5款第1の1）。

各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得については、上述のように当該各教科・科目又は総合的な学習の時間の履修の成果が満足できる程度以上に達した成績であれば、その定められた単位数によって認定されるのが原則であり、それより多く認定されたり、少なく認定されたりするものではない。例えば、生徒が「数学Ⅰ」を3単位履修すれば3単位全部与えられるか、又は、全く単位を与えられないかであって、その修得の程度によって3単位のうち2単位を与えられるということではない。ただし、あらかじめ計画して、各教科・科目又は総合的な学習の時間を学期の区分に応じて単位ごとに分割して履修したときは、それぞれの学期ごとに単位を認定することができる。また、2以上の学年にわたって履修したときは、学年ごとに単位認定することが原則である（第1章第2節第4款の2(3)及び第5款第1の1）。

なお、授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めるものとしている（第1章第2節第2款第3の6）。すなわち、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを計算の基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間を確保することを前提として、実際の時間割編成に当たっては、授業の1単位時間を弾力的に運用できることとしている。

2 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数（第1章第2節第2款第1の2）

2 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科等	科目	標準 単位数	教科等	科目	標準 単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7～8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽Ⅰ	2
	現代文B	4		音楽Ⅱ	2
	古典A	2		音楽Ⅲ	2
地理歴史	古典B	4	美術Ⅰ	2	
	世界史A	2	美術Ⅱ	2	
	世界史B	4	美術Ⅲ	2	
	日本史A	2	美術Ⅰ	2	
	日本史B	4	美術Ⅱ	2	
公民	地理A	2	美術Ⅲ	2	
	地理B	4	工芸Ⅰ	2	
	現代社会	2	工芸Ⅱ	2	
数学	倫理	2	工芸Ⅲ	2	
	政治・経済	2	書道Ⅰ	2	
	数学Ⅰ	3	書道Ⅱ	2	
	数学Ⅱ	4	書道Ⅲ	2	
	数学Ⅲ	5	外国語	コミュニケーション英語基礎	2
	数学A	2		コミュニケーション英語Ⅰ	3
数学B	2	コミュニケーション英語Ⅱ		4	
数学活用	2	コミュニケーション英語Ⅲ		4	
理科	科学と人間生活	2		英語表現Ⅰ	2
	物理基礎	2		英語表現Ⅱ	4
	物理	4	英語会話	2	
	化学基礎	2	家庭	家庭基礎	2
	化学	4		家庭総合	4
	生物基礎	2		家庭生活デザイン	4
	生物	4	情報	社会と情報	2
	生物	4		情報の科学	2
	地学基礎	2			
地学	4				
理科課題研究	1				

(1) 各学科に共通する各教科・科目の改善

今回の改訂では、必履修教科・科目の設定に関して、高等部生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。

これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必履修科目については、改訂前のように選択的に履修するのではなく、すべての高等部生徒が共通に履修する共通必履修科目を設けることで、高等部の教育課程の共通性を高めることとした。具体的には、「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を共通必履修科目として設けている。

「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」のように、Ⅰ、Ⅱ又はⅢが付いている各教科・科目は、その目標や内容を段階的に構成したものであり、「世界史A」、「世界史B」のように、A、Bが付いている各教科・科目は、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成したものである。

なお、外国語科の「ドイツ語」、「フランス語」については、前回の改訂と同様、英語以外の多様な外国語に関する科目が各学校において一層柔軟に開設されるようにする観点から、それらの科目は学習指導要領上示さず、学校設定科目として設けられることとした。

(2) 標準単位数

共通教科・科目については、学習指導要領において、標準単位数を示している。

標準単位数の制度は、学習指導要領に掲げた単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができるものである。これにより、各学校においては、その実態に応じて適切な単位数を配当し、それぞれ特色をもたせた教育課程を編成することができる。例えば、「数学Ⅱ」の標準単位数は4単位であるが、学校で5単位を配当し、その5単位の修得を認定し、これを卒業に必要な単位数に計算することができる。

各教科・科目の内容はそれぞれの目標に応じて標準単位数に見合うものとして定められている。したがって、通常の場合、標準単位数によって授業を行えば、内容は全体に無理なく指導できるようになっている。

標準単位数よりも多く単位数を配当する場合に、標準単位数よりもどの程度多い単位数を配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。この場合、学校の方針により増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を一部の生徒に履修させることもあり得る。

各教科・科目に増加単位を充当して行うのが適当と思われる例を示すと次のような場合が考えられる。

- ① 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分に身に付けさせるための時間に充当する場合
- ② 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- ③ 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

他方、標準単位数より少ない単位数を配当することは、必履修教科・科目以外の各教科・科目について、生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該科目の目標の実現が可能であると判断される場合などに行うことが考えられる。その場合には、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。なお、必履修教科・科目については、原則として標準単位数を下らないこととされてお

り、標準単位数より少ない単位数を配当することができるのは「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」とされていることに留意する必要がある（第1章第2節第2款第2の1(1)）。

さらに、学校においては、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することもできる。すなわち、標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加し、6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。

これを前提として、第1章第2節第4款の3(4)においては、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための例として「イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。」を示している。

3 主として専門学科において開設される各教科・科目（第1章第2節第2款第1の3）

3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては次の表の(1)及び(2)、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては次の表の(1)及び(3)、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては次の表の(1)に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
農 業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業情報処理，作物，野菜，果樹，草花，畜産，農業経営，農業機械，食品製造，食品化学，微生物利用，植物バイオテクノロジー，動物バイオテクノロジー，農業経済，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園技術，環境緑化材料，測量，生物活用，グリーンライフ

工 業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業数理基礎，情報技術基礎，材料技術基礎，生産システム技術，工業技術英語，工業管理技術，環境工学基礎，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，電子機械応用，自動車工学，自動車整備，電気基礎，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，電子情報技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基礎力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，工業材料，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン技術，デザイン材料，デザイン史
商 業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス実務，マーケティング，商品開発，広告と販売促進，ビジネス経済，ビジネス経済応用，経済活動と法，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ビジネス情報，電子商取引，プログラミング，ビジネス情報管理
水 産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ
家 庭	生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，子どもの発達と保育，子ども文化，生活と福祉，リビングデザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生
看 護	基礎看護，人体と看護，疾病と看護，生活と看護，成人看護，老年看護，精神看護，在宅看護，母性看護，小児看護，看護の統合と実践，看護臨地実習，看護情報活用
情 報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報と問題解決，情報テクノロジー，アルゴリズムとプログラム，ネットワークシステム，データベース，情報システム実習，情報メディア，情報デザイン，表現メディアの

	編集と表現，情報コンテンツ実習
福祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報活用
理数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学，課題研究
体育	スポーツ概論，スポーツⅠ，スポーツⅡ，スポーツⅢ，スポーツⅣ，スポーツⅤ，スポーツⅥ，スポーツ総合演習
音楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究
美術	美術概論，美術史，素描，構成，絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザイン，クラフトデザイン，情報メディアデザイン，映像表現，環境造形，鑑賞研究
英語	総合英語，英語理解，英語表現，異文化理解，時事英語

(2) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
保健医療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健医療，臨床保健医療，地域保健医療と保健医療経営，保健医療基礎実習，保健医療臨床実習，保健医療情報活用，課題研究

(3) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
印刷	印刷概論，写真製版，印刷機械・材料，印刷デザイン，写真化学・光学，文書処理・管理，印刷情報技術基礎，画像技術，印刷総合実習，課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規，衛生管理，理容・美容保健，理容・美容の物理・化学，理容・美容文化論，理容・美容技術理論，理容・美容運営管理，理容実習，美容実習，理容・美容情報活用，課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規，公衆衛生，クリーニング理論，繊維，クリーニング機器・装置，クリーニング実習，課題研究

(1) 主として専門学科において開設される各教科・科目の改善

主として専門学科において開設される各教科・科目（専門教科・科目）のうち，職業に関する各教科・科目については，中央教育審議会の答申を踏まえ，①将来のスペシャリストの育成，②地域産業を担う人材の育成，③人間性豊かな職業人の育成という三つ

の観点に基づき、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観，技術の進展や環境，エネルギーへの配慮，食の安全，情報モラル・セキュリティ管理の重要性等，各種産業で求められる知識と技術，資質を身に付けさせる観点から，各教科の科目の構成や内容の改善を図っている。

(2) 専門教科・科目の標準単位数

専門教科・科目については，従前から，地域の実態や学科の特色等に応じるため，その標準単位数の決定を設置者に委ねており，今回の改訂においても同様の取扱いとなっている。したがって，これらの各教科・科目について，公立学校にあっては各都道府県の教育委員会等が，また，私立学校にあっては各学校法人がその標準単位数を定め，その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定めることとなる。各設置者においては，当該地域の実態や管内の学校の実態等に留意し，適切な標準単位数を定めることが必要である。

4 学校設定科目及び学校設定教科（第1章第2節第2款第1の4及び5）

4 学校設定科目

学校においては，地域，学校及び生徒の実態，学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，上記2及び3の表に掲げる教科について，これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において，学校設定科目の名称，目標，内容，単位数等については，その科目の属する教科の目標に基づき，各学校の定めるところによるものとする。

5 学校設定教科

(1) 学校においては，地域，学校及び生徒の実態，学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科（以下この項及び第5款第1の2において「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において，学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称，目標，内容，単位数等については，高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し，各学校の定めるところによるものとする。

(2) 学校においては，学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標，内容，単位数等を各学校において定めるに当たっては，産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ，社会に積極的に寄与し，生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに，生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう，就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して，次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観，職業観の育成

イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修
計画の作成

(1) 学校設定科目

「4 学校設定科目」では、第1章第2節第2款第1の2及び3の表に掲げる教科について、これらに列挙されている科目以外の科目を設けることができることを示している。

平成11年の改訂以前は、学習指導要領に示す教科に属する科目だけでは、学校において、学科の特色を生かし、学校や地域の実態に応ずる教育課程を編成し難い場合に、学習指導要領に示す教科に属する科目以外の科目を設けることができることとし、それらの名称、目標、内容、単位数等については、設置者が定めるものとしていた。また、これらの科目は、「その他の科目」と称していた。

平成11年の改訂において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成することができるよう、学習指導要領に示す教科に属する科目以外の科目を一層柔軟に設けられるようにする観点から、従前は設置者が定めていた名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとし、これらの科目を「学校設定科目」と称することとしており、今回の改訂においても同様としている。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、「その科目の属する教科の目標に基づき、」という要件が示されていること及び科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

(2) 学校設定教科及び当該教科に関する科目

「5 学校設定教科」では、第1章第2節第2款第1の2及び3の表に掲げられている教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができることを示している。

学校設定科目と同様、平成11年改訂以前は、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特に必要がある場合に、学習指導要領に示す教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができることとし、それらの教科・科目の名称、目標、内容、単位数等は設置者が定めることとしていた。また、それらの教科は「その他特に必要な教科」と称していた。

平成11年の改訂では、学校設定科目と同様、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成できるようにする観点から、学習指導要領に示す教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設ける場合も、それらの名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとし、これらの教科を「学校設定教科」と称することとしており、今回の改訂でも同様としている。

学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等を定めるに当たっては、「高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないという要件が示されていることに留意しなければならない。すなわち、学校教育法第51条に定める「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、

豊かな人間性，創造性及び健やかな身体を養い，国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」などの高等学校の教育目標と同一の目標及びその水準の維持等にふさわしいものとなるように定めなければならない。

(3) 学校設定科目・学校設定教科への取組

第1章第2節第2款第1の4の学校設定科目及び5の学校設定教科（学校設定教科・科目）のいずれも，学校における特色ある教育，特色ある学校づくりを進める仕組みの一つとして有効に活用されることが期待される。特に，今回の改訂では，教育課程の編成・実施に当たっての配慮事項の一つとして，学校や生徒の実態等に応じて，必要がある場合には，義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすることを規定しており，その工夫の一つとして，義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目を履修させた後に，必履修教科・科目を履修させるようにすること（第1章第2節第4款の3(4)）が示されている。このため，こうしたことも踏まえながら，学校や生徒の実態等に応じた適切な学校設定教科・科目を開設することが重要である。なお，高等部における教育の目標は，高等学校の教育目標と同様に，義務教育の成果を発展・拡充させることであることから，生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について学び直しをし，その成果を発展・拡充させるために，義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目を高等部の教科・科目として開設することは，このような高等部における教育の目標に適合するものである。

また，ボランティア活動や就業体験など，学校外活動の単位認定を行うための学校設定教科・科目の開設も考えられる。以上のような様々な学校設定教科・科目の指導に当たっては，地域の専門家など外部の協力を得ることも効果的であると考えられる。

なお，学校設定教科・科目については，各学校の判断で設けられることとなるが，このことは，学校設定教科・科目を含め，教育課程の編成・実施について，教育委員会が公立学校に対して指導・助言を行う権限を有すること自体に変更を及ぼすものではない。

(4) 「産業社会と人間」

「産業社会と人間」は，人間としての生き方の探求，特に自己の生き方の探求を通して，職業を選択し，決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに，将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中で自己の在り方生き方について認識させ，豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成することをねらいとしている。このねらいを達成するため，各学校では，社会人や地域の有識者を講師とするなど地域との積極的な連携を図り，実習，見学，調査研究などの体験的な活動を取り入れた学習を行うものである。また，「産業社会と人間」の学習は，自らの進路等を考慮した適切な教科・科目の選択能力の育成にも大きな役割を果たしている。

このような自己の在り方生き方や進路について考察するとともに，それらを通して自らの進路等に応じて適切な教科・科目を選択する能力を育成する学習は，これからの高等部において，どの学科でも重要な意義を有することから，平成11年の改訂において，

学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示したものである。

各学校において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。また、生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ、特に次のような事項を指導するよう配慮することを総則において示しているものである。

- ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

この「産業社会と人間」の指導事項については、平成5年2月の高等学校教育の改革の推進に関する会議の第四次報告において、職業と生活、我が国の産業と社会の変化及び進路と自己実現の3項目で構成し、具体的には次のようなことを指導することが提言された。

① 職業と生活

各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、職業の種類や特徴、職業生活などについて理解するとともに、勤労の意義について考察し、職業人として必要とされる能力・態度、望ましい勤労観・職業観を養うための学習を行うこと。

② 我が国の産業と社会の変化

先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化について理解し、それがもたらした情報化、国際化等の社会の変化、人々の暮らしへの影響について考察するための学習を行うこと。

③ 進路と自己実現

発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の能力・適性、興味・関心等と各種職業に求められる資質・能力を踏まえ、自己の将来の生き方や進路について考察すること。

これらの項目は、職業と生活が第1章第2節第2款第1の5(2)に示されたアの事項、我が国の産業と社会の変化がイの事項、進路と自己実現がウの事項とそれぞれ対応するものと考えられ、各学校においては、この報告の内容を十分配慮して、「産業社会と人間」の指導内容を設定することが大切である。

第4節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目の履修等

1 必履修教科・科目（第1章第2節第2款第2の1）

第2 各教科・科目の履修等

1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間

(1) すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし，その単位数は，この款の第1の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし，生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し，特に必要がある場合には，「国語総合」については3単位又は2単位とし，「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ，その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

ア 国語のうち「国語総合」

イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」，「日本史B」，「地理A」及び「地理B」のうちから1科目

ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」

エ 数学のうち「数学Ⅰ」

オ 理科のうち「科学と人間生活」，「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目

カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」

キ 芸術のうち「音楽Ⅰ」，「美術Ⅰ」，「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

ク 外国語のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」（英語以外の外国語を履修する場合は，学校設定科目として設ける1科目とし，その標準単位数は3単位とする。）

ケ 家庭のうち「家庭基礎」，「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目

コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

(1) 必履修教科・科目の種類及びその単位数

高等部学習指導要領第1章総則第2節第2款第2の1(1)においては，必履修教科・科目及びその単位数を示している。ここに示されている各教科・科目は，学科のいかんを問わず，すべての生徒に共通に履修させる各教科・科目であり，標準単位数を下らな

い単位数を配当して履修させることとしている。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができるとされている。

必履修教科・科目を一覧表にすると、次のとおりである。

改訂後の必履修教科・科目一覧表

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

保健体育	体育 保健	7~8 2	○ ○
芸 術	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 音楽Ⅲ 美術Ⅰ 美術Ⅱ 美術Ⅲ 工芸Ⅰ 工芸Ⅱ 工芸Ⅲ 書道Ⅰ 書道Ⅱ 書道Ⅲ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○
外 国 語	コミュニケーション英語基礎 コミュニケーション英語Ⅰ コミュニケーション英語Ⅱ コミュニケーション英語Ⅲ 英語表現Ⅰ 英語表現Ⅱ 英語会話	2 3 4 4 2 4 2	○2単位まで減可
家 庭	家庭基礎 家庭総合 生活デザイン	2 4 4	○
情 報	社会と情報 情報の科学	2 2	○

今回の改訂では、高等部の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。

これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必履修科目については、選択的な履修を認めるのではなく、すべての高等部生徒が共通に履修する共通必履修科目を設けることで、高等部の教育課程の共通性を高めることとした。具体的には、「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を共通必履修科目として設けている。ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必履修科目について2単位まで単位を減じて指導することを可能としている。国語、数学及び外国語以外の各教科における必履修科目の設定に当たっては、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、保健体育科を除き、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択的に履修できるようにしている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とすることとした。具体的には、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修することとしている。

なお、外国語科については、従前と同様、各学校で多様な外国語がより柔軟に開設できるよう、英語に関する科目以外の科目は示さず、英語に関する科目に準じて学校設定科目として開設できることとしている。このため、必履修教科・科目については、英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とすることとした。この場合においても、特に必要がある場合には、2単位まで単位を減ずることは可能と解される。

以上の必履修教科・科目の設定により、その最低合計単位数は、従前と同様、各学科とも31単位となっている。

必履修教科・科目の履修学年の指定は、従前同様、設けていない。また、必履修教科・科目を学年をまたがって分割履修することは差し支えない。

なお、専門学科においては、以上の必履修教科・科目について、後述のような特例が規定されている（第1章第2節第2款第2の2(2)）。

(2) 必履修教科・科目の履修についての留意点

各教科・科目の単位数については、標準単位数の制度がとられており、学校においては、学習指導要領に示す単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができることは、先に述べたとおりであるが、必履修教科・科目については、標準単位数を下らないものとされている（第1章第2節第2款第2の1）。

しかし、第1章第2節第2款第2の1には、ただし書きとして必履修教科・科目について、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位のものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。」とその特例が示されている。

これは、高等部の生徒の障害の状態、能力・適性、進路等が多様になっているという実態があること、個々の生徒について個性の伸長を図るため、一方においては大幅な増加単位の措置を認めるとともに、必履修教科・科目の単位数の一部を減ずる措置が必要な場合もあり得ること、必履修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要があることなどを考慮したものである。

なお、一部単位減を行う場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となる。例えば、「国語総合」では、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」のすべてを取り扱うことが必要で

ある。また、内容の取扱いに示す「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の授業時数の目安については減じる単位数に応じた時間数を配当することなどについての配慮も必要である。同様に、「数学Ⅰ」では「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの解析」及び「課題学習」のすべてを取り扱うことが必要であり、「コミュニケーション英語Ⅰ」では「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能をバランスよく指導するとともに、言語材料についても適切に取り扱うことに配慮する必要がある。

このような措置をとった場合、標準単位数を下回る単位数について修得を認定すれば、これを卒業に必要な単位数に組み入れることが可能である。

今回の改訂では、第1章第2節第2款第2の1のただし書きにおいて従前と同様に、「標準単位数が2単位であるものを除く」としている。2単位の必履修教科・科目は、必履修教科・科目の最低合計単位数を縮減し、各学校が実態に応じた教育課程を柔軟に編成できるようにするために設けられたものである。このため、当該2単位の科目を必履修教科・科目として履修する場合には、その単位数を更に減じて1単位とすることはできないこととされている。

また、「体育」については、標準単位数が7～8単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに7又は8単位を配当することとされている。このため、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

なお、必履修教科・科目以外で標準単位数を示している科目についても、標準の限度を超えない範囲で単位数の一部を減じて配当することは可能であるが、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないよう単位数を定める必要がある。

(第1章第2節第2款第2の1(2))

(2) 総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、各学校において、学校や生徒の実態に応じて適切に定めるものとする。

総合的な学習の時間については、必履修教科・科目と同様、すべての生徒に履修させる必要があるものとして、第1章第2節第2款第2の1(2)でその単位数について、各学校において学校や生徒の実態に応じて適切に定めるものと規定している。

従前は、特別支援学校における総合的な学習の時間の授業時数については、「卒業までに……、各学校において、学校や生徒の実態に応じて、適切に定める」ことが規定されていたが、今回の改訂では、すべての生徒に履修させることやその単位数を適切に定めることを明確に示した。

高等学校学習指導要領においては、総合的な学習の時間の標準単位数は第1章総則第2款の2の表に3～6単位と示されている。このため、各学校で総合的な学習の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。他方、高等学校学習指導要領第1章第3款の1(2)においては、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。」とある。これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要で

あることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合、又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位にすることができるのは限定的であるとされていることに十分注意しなければならない。

特別支援学校における総合的な学習の時間の単位数については、上記の趣旨を踏まえ、各学校で十分に検討した上で定めるとともに、教育課程における総合的な学習の時間の位置付けを明確にすることが必要である。

2 専門学科における各教科・科目の履修（第1章第2節第2款第2の2）

2 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、上記1のほか次のとおりとする。

- (1) 専門学科においては、専門教科・科目（第2款第1の3の表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができること。
- (2) 専門教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。
- (3) 職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健理療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下この項において「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

専門学科における各教科・科目の履修については、必履修教科・科目のほかに専門教科・科目を一定単位数以上履修するために、選択科目に配当する時間が制約される場合が多い。そこで、専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置や専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修とする代替措置を設け、専門学科において、より一層弾力的な教育課程の編成ができるよう配慮している。

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に25単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25単位を下らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の25単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

また、今回の改訂で専門教科・科目については、高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3(1)、(2)及び(3)の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目であることを明確にしている。すなわち、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科・科目も含まれることを示している。これは、学校設定教科については、平成11年の改訂においても、専門教育に関する教科及び当該教科に関する科目として設けることができるとされており、この取扱いは今回の改訂においても変更はなく、専門学科において専門教育の一環として開設される学校設定教科・科目については、専門科目の単位となることを明確にしたものである。

(2) 専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求にこたえるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることとしている。

このことにより、生徒の多様な実態や進路希望等に応じて、例えば、専門教科・科目を3年間で20単位履修させ、他は専門科目以外の科目を履修させるという弾力的な教育課程を編成することも可能である。

(3) 専門教科・科目による必履修科目の代替措置

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは各教科・科目間の指導内容の重複を避け、指導内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・

科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。例えば、職業教育を主とする学科（以下「職業学科」という。）では、各教科の情報に関する科目の履修により「社会と情報」又は「情報の科学」のいずれかと代替することなどが考えられる。そのほか、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、工業に関する学科で「デザイン技術」等を「工芸Ⅰ」に、「工業数理基礎」を「数学Ⅰ」に、理療に関する学科で「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」等を「保健」に代替することなどが考えられる。

(4) 職業学科における総合的な学習の時間の特例

この規定は、従前は総合的な学習の時間について定めていた第1章第2節第2款第3の7に規定していたが、今回の改訂で総合的な学習の時間が新たに章立てされたことを踏まえ、専門学科における各教科・科目の履修に関する規定の一つとして第1章第2節第2款第2の2(3)において規定することとしたものである。

職業学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」、「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）が、各学科の各教科・科目として設けられている。

これら「課題研究等」の科目は、各教科に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動を通して、専門的な知識・技術の深化・総合化、問題解決能力の育成や自発的、創造的な学習態度などを育てる上で大きな成果を上げている。また、総合的な学習の時間が目標としているものと軌を一にしているものと言える。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとし、逆に、「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

ただし、相互の代替が可能とされているのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究等」の履修によって総合的な学習の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な学習の時間の目標、内容等からみても満足できる成果を期待できるような場合である。

例えば、職業学科における課題研究においては、「調査、研究、実験」、「作品製作」、「産業現場等における実習」、「職業資格の取得」等の内容にかかわる課題を設定し、学習を行うこととされており、その際、個人又はグループで適切な課題を設定させるとされている。総合的な学習の時間の目標からみても満足できる成果が期待できるような場合とは、例えば、「調査、研究、実験」や「作品製作」においては、将来の進路希望や興味・関心等に基づき、研究や作品の製作を行う、「産業現場等における実習」においては、自己の適性を発見し、将来の職業の選択に役立つ実習を行う、「職業資格の取得」においては、将来の進路を踏まえた職業資格の取得に取り組むなど、総合的な学習の時間の目標である「よりよく問題を解決する能力を育成する」ことや「自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことに資する学習活動を行う場合が考えられる。

いずれの内容においても、生徒同士の協同的な学習を位置付ける、地域や産業界で活躍する人材との交流を行うなどして、様々なものの考え方や生き方に触れ、それを踏まえてよりよく問題を解決する資質や能力を身に付け、自己の在り方生き方について考えることができるようにすることなどが期待される。

また、本規定においては、一部又は全部に替えることができるとされており、例えば、学校において総合的な学習の時間に課題研究的な学習活動と横断的・総合的な課題についての学習活動の両方を行い、課題研究的な学習活動に相当する部分のみを「課題研究等」の科目と代替するということが可能である。

なお、総合的な学習の時間の履修によって、「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものを行っていないことから、この場合の総合的な学習の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数（第1章第2節第2款第2の2(1)）に含めることはできないことに留意する必要がある。

このように第1章第2節第2款第2の2(3)は、「総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合」においてのみ適用できる規定であり、総合的な学習の時間の目標を満たすものでなければ代替することはできない。具体的には、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な学習の時間としてふさわしくないものと言える。

第5節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の授業時数等

1 年間授業週数（第1章第2節第2款第3の1）

第3 各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の授業時数等

- 1 各教科・科目，ホームルーム活動及び自立活動の授業は，年間35週行うことを標準とし，必要がある場合には，各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

学校においては，教育課程の編成に当たって，各教科・科目，総合的な学習の時間，ホームルーム活動，生徒会活動，学校行事及び自立活動それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要があるが，このうち各教科・科目，ホームルーム活動及び自立活動の授業は，年間35週行うことを標準とするように計画されなければならないことを示している。

「年間35週行うことを標準と」するとは，35週を上回ったり，あるいはこれを下回ったりしてもよいということであるが，それには教育的な配慮に基づく適切な幅の範囲という一定の限界があることを示している。

各学校においては，これを踏まえ，それぞれの学校や生徒の実態に応じて，各教科・科目，ホームルーム活動及び自立活動の年間授業週数を定めることができる。

また，「各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。」ことを示し，各教科・科目及び自立活動の授業については，各学校の創意工夫で一層弾力的に運用できるようにしている。例えば，実習科目や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などでの活用が考えられるほか，2学期制をとっている学校において，2単位の科目を週に4単位時間の授業を行うことにより前期で終え，後期には別の2単位の科目を開設するというようなことも考えられる。このような場合には，単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができることとされている（高等部学習指導要領第1章総則第2節第5款第1の1(3)）ので，それを併せて活用することもできる。

今回の改訂で「特定の期間」には「夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む」との規定を追加し，各教科・科目や自立活動等の特質に応じ，特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には，これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしている。

なお，総合的な学習の時間の授業時数の配当については，年間35週行うことは標準とはされていないため，学校や生徒の実態に応じて，適切に配当することが求められるが，卒業までの各学年のすべてにおいて実施する方法のほか，特定の学年において実施する方法も可能である。また，年間35週行う方法のほか，特定の学期又は期間に行う方法を組み合

わせて活用することも可能である。

2 週当たり授業時数（第1章第2節第2款第3の2）

2 週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。

週当たりの授業時数については、従前と同様、30単位時間を標準とすることとしている。「標準」ということは、各学校においてそれを踏まえつつ、教育的な配慮に基づき、学校や生徒の実態等に応じた授業時数を定めることができるよう弾力的な定め方をしているものである。

さらに、今回の改訂では、各学校や生徒の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしている。

3 ホームルーム活動の授業時数（第1章第2節第2款第3の3）

3 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

(1) 特別活動の履修

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成されている。

特別活動の履修については、その性格上、各教科・科目の場合と異なり、単位による計算は行わない。しかし、特にホームルーム活動については、第1章第2節第2款第3の3において履修すべき単位時間数を定めている。

なお、特別活動については、その成果が目標からみて満足できると認められることが卒業の要件となっているが、単位の修得の認定は行われない（第1章第2節第5款第1の2）。

(2) ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等部における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすことから、その授業は、各教科・科目及び自立活動とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない（第1章第2節第2款第3の1）。学校においては、教育課程を編成する際、その全体計画を定めるとともに、学期、月間、週間などの計画を立てるが、特に毎週継続的に繰り返される各教科・科目及び自立活動については、いわゆる週間授業時間割として定められ、生徒にも提示される。ホームルーム活動の授業時数は、各教科・科目及び自立活動と同じようにこの授業時間割の中に配当し、すべての生徒に

対し、各学年毎週履修させなければならない。

授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めることとしている（第1章第2節第2款第3の6）。したがって、毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間についても各教科・科目及び自立活動と同様に、弾力的な運用ができることとしているが、年間の合計としては、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

その際、ここでは、第1章第2節第2款第1の1で規定しているように、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上確保すべきことを示している。また、ホームルーム活動の重要性にかんがみ、「標準」とはせず、ここに示す時間以上の授業時数を確保すべきことを定めている。

なお、毎日の授業の前後に「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における活動は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは区別されるものである。

4 生徒会活動及び学校行事の授業時数（第1章第2節第2款第3の4）

4 生徒会活動及び学校行事については、学校や生徒の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

生徒会活動や学校行事の実施については、その性格上、学年当初から授業時数をあらかじめ定めおくことにはなじまない場合もある。それゆえ各学校においては、時期を考慮し、地域や学校の実態及び学科の特色を生かした実施が望ましいと考えられる。このため、ホームルーム活動のように、一定の授業時数を示さず、学校や生徒の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとしている。「適切な授業時数を充てる」とは、それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきであるという趣旨である。

なお、これらの生徒会活動及び学校行事については、教育課程を編成する場合の重要な要素として、学校や生徒の実態等に即し、年間、学期又は月ごとなどの教育課程の中に位置付けるものであり、指導計画等の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てられる授業時数をあらかじめ明らかにしておくことが大切である。

5 自立活動の時間に充てる授業時数（第1章第2節第2款第3の5）

5 各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。

自立活動の指導は、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を

主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うものである。したがって、自立活動の時間に充てる授業時数も、個々の生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしている。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

6 授業の1単位時間の運用（第1章第2節第2款第3の6）

6 各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は，各学校において，各教科・科目等の授業時数を確保しつつ，生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお，10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において，当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

この規定は，授業の1単位時間の運用について定めたものである。授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては，生徒の学習についての集中力や持続力，指導内容のまとめり，学習活動の内容等を考慮して，どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。

各教科・科目等の授業の1単位時間は，各教科・科目等の授業時数を確保しつつ，生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して，各学校において定めることとしている。これは，科目の内容に応じて，例えば，実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり，毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや，生徒の実態に応じて，例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としているものである。

一方，第1章第2節第2款第1の1においては，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としており，ここで言う「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」とは，あくまでも1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。各教科・科目，自立活動及び総合的な学習の時間の単位数はその単位数に見合う時数の授業を行うことを条件として認定されるものであり，これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また，第1章第2節第2款第3の3で規定しているようにホームルーム活動については，1単位時間を50分として計算して，年間35単位時間以上の授業時数を確保することが前提条件となる。

さらに，授業の1単位時間の運用については，学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

今回の改訂においては、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」との規定を設けた。

これは、教科担任制である高等部では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該各教科・科目の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件の下、授業時数に算入できることを明確化したものである。この規定を活用し、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を利用して行う場合については、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、特別活動（ホームルーム活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を利用して行うことは、通常考えられない。また、10分間程度の短い時間を利用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

7 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第1章第2節第2款第3の7）

7 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な学習の時間は、前回改訂において創設され、平成12年度の移行期間中から多くの高等部で実施された後、平成15年度の学年進行による実施から現在に至るまで、すべての高等部で様々な取組が行われている。

今回の改訂においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び学習意欲の三つの重要な要素を調和的に定着・育成することを重視し、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図ることとしているが、各教科等を横断する課題についての問題解決や探究活動を行う総合的な学習の時間は、知識・技能の習得を図る学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探究活動という一連の学習活動の流れの中で重要な役割を担っている。

このような総合的な学習の時間の重要性を踏まえ、今回の改訂においては、従前総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第4章として独立した章として位置付けた。さらに、各教科・科目等との関係については、各教科・科目、特別活動及び自立活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこととし、各教科・科目等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な学習の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開する必要性を示した。同

様に、言語活動の充実との関係では、高等学校学習指導要領第4章第3の2(2)において、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」と規定されている。これらを前提として、総合的な学習の時間においては、自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。

このように、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、高等学校学習指導要領第5章特別活動の第2の〔学校行事〕2(4)において示されている「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、
- ・ 総合的な学習の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、高等学校学習指導要領第5章第2の〔学校行事〕2(5)において示されている「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、今回の改訂においては、高等部学習指導要領第1章第2節第2款第3の7として総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述を追加したものである。

なお、本項の記述は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科・科目の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまない。

8 年間授業日数

年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則で定められている。

完全学校週5日制は平成14年4月1日から実施されており，文部事務次官通知（平成11年3月29日付け，文初高第457号）においては，「国立学校及び私立学校においては，公立学校の休業日の改正を踏まえ，学則において休業日を定めること。」とされている。

各教育委員会及び各学校においては，これらの規定等を踏まえて休業日を定める必要がある。

学校教育法施行令

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日は，市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が，公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

学校教育法施行規則

第61条 公立小学校における休業日は，次のとおりとする。ただし，第3号に掲げる日を除き，特別の必要がある場合は，この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は，当該学校の学則で定める。

（注）これらの規定は，同施行規則第135条において特別支援学校に準用されている。

各教育委員会及び各学校においては，これらの規定等を踏まえて休業日を定める必要がある。また，年間授業日数については，高等部学習指導要領で示している各教科・科目等の内容の指導に支障のないよう，適切な日数を確保する必要がある。

第6節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

1 卒業までに履修させる各教科等（第1章第2節第3款第1の1）

第1 各教科等の履修

1 卒業までに履修させる各教科等

各学校においては、卒業までに履修させる下記2から4までに示す各教科及びその授業時数、道徳及び総合的な学習の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。

今回の改訂においては、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、高等学校学習指導要領に準じ、各学校において、卒業までに履修させる各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数に関する事項を定めることを明らかにした。

2 各学科に共通する各教科等（第1章第2節第3款第1の2(1)）

2 各学科に共通する各教科等

(1) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、すべての生徒に履修させるものとする。

今回の改訂においては、高等学校学習指導要領に準じ、各教科等については、「普通教育に関する各教科等」を「各学科に共通する各教科等」と表記することとした。

従前から示している国語、社会、数学、理科、美術、保健体育、職業及び家庭については、各学科に共通する教科であり、すべての生徒が履修するものである。これらに道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動を加えて、「各学科に共通する各教科等」としている。

なお、特に示す場合とは、重複障害者等に関する教育課程の取扱いによる場合のことを示している。

(第1章第2節第3款第1の2(2))

(2) 外国語及び情報の各教科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

従前どおり、外国語及び情報の各教科については、学校や生徒の実態に応じて設けるこ

とができることとしている。

3 主として専門学科において開設される各教科(第1章第2節第3款第1の3)

3 主として専門学科において開設される各教科

- (1) 専門学科においては、上記2のほか、家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉の各教科又は下記4に規定する学校設定教科のうち専門教育に関するもの(以下「専門教科」という。)のうち、いずれか1以上履修させるものとする。
- (2) 専門教科の履修によって、上記2の(1)のすべての生徒に履修させる各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科の履修をもって、すべての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

今回の改訂においては、従前の「専門教育に関する各教科」を、高等学校学習指導要領に準じ、「主として専門学科において開設される各教科」と表記することとした。

また、「主として専門学科において開設される各教科」については、今回の改訂において、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科に加え、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、それらの意義と役割の理解を深めるとともに、社会福祉に関する職業に必要な能力と実践的態度を育てることをねらいとして、新たな教科として「福祉」を設けた。

専門学科においては、それらの各教科のうち、いずれか1以上履修させるものとしている。

また、主として専門学科において開設される各教科の履修によって、高等部学習指導要領第1章総則第2節第3款第1の2(1)で示す各学科に共通する各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、主として専門学科において開設される各教科の履修をもって、各学科に共通する各教科の履修に替えることができることを示しており、例えば、「家政」の履修をもって、「家庭」の履修に替えることができることを意味している。

4 学校設定教科(第1章第2節第3款第1の4)

4 学校設定教科

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、第2章第2節第1款及び第2款に掲げる教科以外の教科(以下この項において「学校設定教科」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定教科の名称、目標、内容等については、高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

ここでは、第1章第2節第3款第1の2及び3に掲げられている教科以外の教科を設け

ることができることを示している。

学校設定教科とは、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、各学校が創意工夫を生かし、学習指導要領に示す教科以外の教科を一層柔軟に設けられるようにする観点から、各学校が名称、目標、内容等を定めることができる教科である。そのため、学校設定教科は、学校における特色ある教育、特色ある学校づくりを進める仕組みの一つとして有効に活用されることが期待される。

学校設定教科の名称、目標、内容等を定めるに当たっては、「高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないという要件が示されていることに留意しなければならない。

専門学科において、主として専門学科において開設される教科として学校設定教科を設け履修させる場合は、第1章第2節第3款第1の3(1)において、「いずれか1以上履修させる」と示されていることから、例えば、家政、農業、工業、流通・サービス又は福祉の各教科の履修をしない場合も考えられることになる。

なお、学校設定教科については、各学校の判断で設けられるが、このことは、学校設定教科を含め、教育課程の編成・実施について、教育委員会が公立学校に対して指導・助言を行う権限を有すること自体に変更を及ぼすものではない。

第7節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

1 年間総授業時数（第1章第2節第3款第2の1）

第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- 1 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。ただし、この項及び8において、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。3において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な学習の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。

総授業時数の考え方は、従前と同様であり、各学年における総授業時数には、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（ホームルーム活動に限る。）及び自立活動の授業時数が含まれている。

また、従前どおり、総授業時数については、各学年とも1,050単位時間を標準としている。

なお、授業の1単位時間については、高等部学習指導要領第1章総則第2節第3款第2の8において、生徒の実態や教科の特性等に応じて、適切に定めるものとしているが、各学年の総授業時数を求める際には、1単位時間は50分として計算することを付け加えて示している。

この総授業時数については、今回の改訂により、特に必要がある場合には、増加することができることになった。

さらに、各教科等の年間の授業時数については、従前は「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の目標及び内容並びに総合的な学習の時間のねらいを考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。」とされていたが、今回の改訂において、生徒の知的障害の状態、地域や学校の実態等に応じ、一層弾力的な教育課程が編成できるようにする視点から、「各教科及び総合的な学習の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。」と改めた。

この規定は、道徳、特別活動及び自立活動については、これまでと同様に、それぞれの学年において履修することとし、その年度の授業時数を適切に定めるようにすることを示しているが、各教科及び総合的な学習の時間については、履修する学年を定め、その学年における授業時数を適切に定めるようにすることを意味している。

2 年間授業週数（第1章第2節第3款第2の2）

2 各教科，道徳，ホームルーム活動及び自立活動の授業は，年間35週行うことを標準とし，必要がある場合には，各教科，道徳及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

学校においては，教育課程の編成に当たって，各教科，総合的な学習の時間，道徳，ホームルーム活動，生徒会活動，学校行事及び自立活動それぞれについて授業の計画を立てる必要があるが，このうち各教科，道徳，ホームルーム活動及び自立活動の授業は，年間35週行うことを標準とし，それに応じて計画されなければならないことを示している。

総合的な学習の時間については，従前，毎年度，年間35週以上にわたって行うこととしていたが，今回の改訂においては，履修する学年及び授業時数を適切に定めることとなっている。

「年間35週行うことを標準と」するとは，35週を上回ったり，あるいはこれを下回ったりしてもよいということであるが，そこには教育的配慮に基づく適切な幅の範囲という一定の限界があることを示している。

各学校においては，これを踏まえ，それぞれの学校や生徒の実態に応じて，各教科，道徳，ホームルーム活動及び自立活動の年間授業週数を定めることができる。

各教科，道徳，ホームルーム活動及び自立活動の授業を年間35週以上にわたって行うようにすることとしているのは，これらの授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば，生徒の負担過重にならない程度に，週当たり，1日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。このことは，これらの授業時数を35週にわたって平均的に配当することを定めたものではない。したがって，生徒の知的障害の状態等や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることが大切である。

また，「各教科，道徳及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる」ことを示し，各教科，道徳及び自立活動の授業については，各学校の創意工夫でより一層弾力的に運用できるようにしている。例えば，主として専門学科において開設される各教科や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などでの活用が考えられる。

今回の改訂で「特定の期間」には「夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む」との規定を追加し，各教科や自立活動等の特質に応じ，特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には，これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしている。

なお，総合的な学習の時間の授業時数の配当については，年間35週行うことは標準とはされていないため，学校や生徒の実態に応じて，適切に配当することが求められるが，卒業までの各学年において実施する方法のほか，特定の学年において実施する方法も可能である。また，年間35週行う方法と，特定の学期又は特定の期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

3 主として専門学科において開設される各教科の授業時数（第1章第2節第3款第2の3）

3 専門学科においては、専門教科について、すべての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとする。

専門学科における専門教科について、すべての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとして示している。これは、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にするための措置であり、専門学科における専門教科については、専門教育の深化等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、875単位時間を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

その際、例えば、農業科だけで875単位時間以上とすることや、農業と工業の各教科を合算して875単位時間以上とすることができるほか、3教科以上の授業時数を合算して、875単位時間以上とすることもできる。必要に応じて適切に組合せを検討することが大切である。

4 ホームルーム活動の授業時数（第1章第2節第3款第2の4）

4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成されている。

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等部における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすことから、その授業は、各教科、道德及び自立活動とは異なり、特定の学期又は特定の期間に集中して行うことはできない（第1章第2節第3款第2の2）。

授業の1単位時間については、各学校において、各教科等の特質を考慮して適切に定めることとしている（第1章第2節第3款第2の8）。したがって、毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間についても各教科、道德、総合的な学習の時間及び自立活動と同様に、弾力的な運用ができることとしているが、年間の合計としては、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

その際、ここでは、第1章第2節第3款第2の1で規定しているように、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上確保すべきことを示している。また、ホームルーム活動の重要性にかんがみ、「標準」とはせず、「原則として」示し、年間35単位時間以上の授業時数を確保すべきことを定めている。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせ、授業として「朝の会」や「帰りの会」等の名称の活動が行われる場合が少なくない。これらの時間における活動においても、学習指導要領で定めるホームルーム活動のね

らいを達成することが求められることは当然である。

5 生徒会活動及び学校行事の授業時数（第1章第2節第3款第2の5）

5 生徒会活動及び学校行事については、学校や生徒の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

生徒会活動や学校行事の実施については、その性格上、学年当初から授業時数をあらかじめ定めておくことにはなじまない場合もある。それゆえ各学校においては、時期を考慮し、地域や学校の実態及び学科の特色を生かした実施が望ましいと考えられる。このため、ホームルーム活動のように、一定の授業時数を示さず、学校や生徒の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとしている。「適切な授業時数を充てる」とは、それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきであるという趣旨である。

なお、これらの生徒会活動及び学校行事については、教育課程を編成する場合の重要な要素として、学校や生徒の実態等に即し、年間、学期又は月ごとなどの教育課程の中に位置付けるものであり、指導計画等の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てられる授業時数をあらかじめ明らかにしておくことが大切である。

6 総合的な学習の時間に充てる授業時数（第1章第2節第3款第2の6）

6 総合的な学習の時間に充てる授業時数は、各学校において、学校や生徒の実態に応じて、適切に定めるものとする。

総合的な学習の時間に充てる授業時数については、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の授業時数との関連や学校や生徒の実態との関連から、各学校において、適切に定めることとしている。ただし、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等の総授業時数を、各学年で1,050単位時間を標準とし、総合的な学習の時間については、配当学年を定めた上で授業時数を適切に定めるものとしている。

なお、第1章第2節第3款第2の2で示すように、必要がある場合は、特定の学期又は特定の期間に行うことも可能である。

7 自立活動の時間に充てる授業時数（第1章第2節第3款第2の7）

7 各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。

自立活動の時間は、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うものである。したがって、自立活動の時間に充てる授業

時数も、個々の生徒の障害の状態に応じて適切に設定される必要がある。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしている。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

8 授業の1単位時間（第1章第2節第3款第2の8）

8 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の授業時数に含めることができる。

この規定は、授業の1単位時間の運用について定めたものである。

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめ、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。

各教科等の授業の1単位時間は、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して、各学校において定めることとしている。これは、教科の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としているものである。

一方、第1章第2節第3款第2の1においては、総授業時数は、各学年とも1,050単位時間を標準として示しているが、これは、1単位時間を50分として計算した際の総授業時数であることに留意する必要がある。

また、第1章第2節第3款第2の3で示す主として専門学科において開設する各教科についても、専門学科において、すべての生徒に履修させるべき授業時数が875単位時間とされているが、1単位時間を50分として計算した際の授業時数であること、第1章第2節第3款第2の4で規定しているように、ホームルーム活動については、これも1単位時間を50分として計算して、年間35単位時間以上の授業時数を確保することが前提条件となる。

さらに、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないように教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

今回の改訂においては、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の授業時数に含めることができる。」との規定を設けた。

これは、教科担任制である高等部では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として、

当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした漢字の反復学習等の学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件の下、年間授業時数に算入できることを明確化したものである。この規定を活用し、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的配慮に基づいた判断が必要である。また、10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

9 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第1章第2節第3款第2の9）

9 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

今回の改訂においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び学習意欲の三つの重要な要素を調和的に定着・育成することを重視し、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図ることとしているが、各教科等を横断する課題についての問題解決や探究活動を行う総合的な学習の時間は、知識・技能の習得を図る学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探究活動という一連の学習活動の流れの中で重要な役割を担っている。

このような総合的な学習の時間の重要性を踏まえ、今回の改訂においては、従前第1章に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第4章総合的な学習の時間として独立した章として位置付けた。さらに、各教科等との関係については、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこととし、各教科等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な学習の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開することが必要である。同様に、言語活動の充実との関係では、高等学校学習指導要領第4章第3の2(2)において、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」と規定されている。これらを前提として、総合的な学習の時間においては、自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。

このように、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神

の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、高等学校学習指導要領第5章特別活動の第2の〔学校行事〕2(4)において示されている「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、
- ・ 総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、高等学校学習指導要領第5章第2の〔学校行事〕2(5)において示されている「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合つて生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、今回の改訂においては、高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の9として総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述を追加したものである。

なお、本項の記述は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであつて、特別活動において体験活動を実施したことをもつて総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもつて特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまない。

10 年間授業日数

年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が児童生徒の負担にならないよう配慮して定めるべきものである。

ところで、年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則で定められている。

学校教育法施行令

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

学校教育法施行規則

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

(注)これらの規定は、同施行規則第135条において特別支援学校に準用されている。

各教育委員会及び各学校においては、これらの規定等を踏まえて休業日を定める必要がある。また、年間授業日数については、高等部学習指導要領で示している各教科・科目等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保する必要がある。

第8節 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

高等部学習指導要領第1章総則第2節第4款は、教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項について規定しており、「1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成」、「2 各教科・科目等の内容等の取扱い」、「3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項」、「4 職業教育に関して配慮すべき事項」及び「5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」の5項目で構成している。

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成（第1章第2節第4款の1）

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。この款及び第6款において同じ。）の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(1) 生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

第1章第2節第1款の1において「個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と規定しているように、個性を生かす教育の充実は、高等部における教育の重要な考え方の一つとなっている。

今回の改訂においては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必履修教科・科目の最低合計単位数は従前と同様とするとともに、理科における必履修教科・科目の構成の弾力化を図ったり、共通性を高める必要のある国語、数学、外国語及び保健体育以外の各教科においてはいわゆる選択必修の考え方を基本に設定していること（第1章第2節第2款第2の1）、学校設定教科・科目の設定が可能であること（第1章第2節第2款第1の4及び5）などにより、学校や生徒の選択の幅を確保している。

これらの仕組みは、既に述べたように、選択科目や学校設定教科・科目の履修を通して、生徒の興味・関心、進路等に応じ、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにするためのものである。

さらに、今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じ、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る必要がある場合には、そのための学校設定科目等を設けるなどの工夫を促しており（第1章第2節第4款の3(4)）、こうした面においても個性を生かす教育の

工夫が必要であることを明確にしている。

これらを踏まえ、高等部における選択の幅の拡大や柔軟な教育課程の編成が目的意識を欠き、安易な教科・科目の選択や計画性のない学習に陥ることのないよう、生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう配慮すべきことを求めているのである。

この観点から、生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性をもたせるために、類型を設け、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられるが、類型における各教科・科目の配列に当たっても、生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要である。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、同様に各教科の履修ができるよう配慮することが必要である。

(2) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

他方、生徒の障害の状態、特性及び進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。以下本節において同じ。）を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

このことは、教育課程の類型を設ける場合にも重要であり、類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりすることが大切である。類型自体をあまり固定的なものとしせず、生徒が自由に選択履修できる幅を設ける配慮を行うことが必要とされているのである。

このように、生徒の選択の幅を拡大する際に留意しなければならないことは、適切なガイダンスを併せて行うということである。第1章第2節第4款の5(4)において、従前に引き続き、教育課程実施上の配慮事項として、「生徒が適切な各教科・科目や類型を選択……できるよう、……ガイダンスの機能の充実を図ること」を示している。また、高等学校学習指導要領第5章において、特別活動のホームルーム活動の内容として「教科・科目の適切な選択」を示すとともに、指導計画の作成に当たって、「教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること」を示している。

(3) 教育課程の類型

類型方式による教育課程の編成は、一般的には低学年で共通の教科・科目を履修させ、2学年以降に数種類の教科・科目の望ましい配列をいくつか設け、それらのいずれかを生徒に選択させるものである。一つの類型を構成する教科・科目は、その類型の目的・目標に即した共通の性格をもっているものである。

数種類の類型を設け、それに応じて生徒に各教科・科目を履修させる方式は、生徒に全学年を通して一定の計画の下に系統的・組織的に各教科・科目を履修させることができるが、その一方で類型は生徒の自由な選択を制限する一面をもっている。

教育課程の類型をどのように設定するかは、生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた適切な教育課程の編成となるよう各学校において工夫して決めることとなる。

類型を設定する際、配慮すべき点は次のとおりである。

第一は、類型を設ける場合にも、生徒の障害の状態、能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすよう配慮することである。

第二に、類型を設けるに当たっては、それぞれの類型において生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目が有機的、系統的に構成されることが必要である。

第三に、選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必履修教科・科目と選択科目とのかかわりについて、学習の体系性や発展性が確保されるよう配慮することが必要である。知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、外国語や情報などの教科の設定に当たっても、同様に配慮することが必要である。

第四に、適切なガイダンスを施すことである。学校は、設定している類型について、そのねらい、各教科・科目の構成とその特徴、進路とのかかわり等を明示し、生徒が各類型を選択し、学習する意義をよく理解できるようにしなければならない。また、日ごろから学校は生徒が自己の将来の生き方や進路について考え、選択できるよう、ホームルーム活動等における指導を充実するとともに、積極的に相談活動を行う必要がある。

第五に、類型を固定化せず、類型を選択した後に、生徒が自らの特性、実態に応じて別の類型に移行することを希望した場合にも対応できるよう配慮しておく必要がある。

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

高等部学習指導要領第1章第2節第4款の2では、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動。以下本節において同じ。）の内容等の取扱いに関する原則的な事項を定めている。

(1) 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項（第1章第2節第4款の2(1)）

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

(1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第2款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第9款までに示す各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒を教育する特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重

になったりすることのないようにするものとする。

これは、各教科・科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動。以下本節において同じ。）の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができることを示しているものである。このように、学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

このように、学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ、学習指導要領に示している、すべての生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深めたり高めたりするとともに、思考力・判断力・表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待される。

今回の改訂においては、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることを明確にする観点から、例えば、前回の改訂において規定されていた高等学校学習指導要領第2章第4節数学の第2款の第1「数学Ⅰ」の3(1)の「内容の(1)のアの(ア)で扱う無理数の計算については、二重根号をはずす計算は扱わないものとする。」という規定を削除した。学校においては、「数を実数まで拡張する意義を理解し、簡単な無理数の四則計算をすること。」についての指導を十全に行った上で、個性を生かす教育を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じ、特に必要があると判断する場合には、上記の例にあつては、二重根号をはずす計算についての指導を行うこともできる。

ただし、これらの場合にあつても、まずは学習指導要領に示されている内容の確実な定着が求められることは前述したとおりである。また、学習指導要領に示した各教科・科目、特別活動及び自立活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。すなわち、学習指導要領に示している内容を生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであつて、全く関連のない事柄を脈絡なく教えることは避けなければならない。さらに、これらの指導によって、生徒の負担過重になったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

(2) 各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序（第1章第2節第4款の2(2)）

(2) 第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

高等部学習指導要領第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項は、それぞれの内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、

その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し、指導計画を作成することが必要である。

(3) 各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項（第1章第2節第4款の2(3)）

(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する特別支援学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

各教科・科目及び総合的な学習の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、また、第1章第2節第5款第1の1(3)に規定しているように、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。これにより、例えば、2学期制をとるような場合、1学期にある科目を履修して単位の修得を認定し、2学期には別の科目を履修するということが可能となっている。さらに、ここで規定している科目の分割指導を活用し、科目を1学期と2学期に単位ごとに分割して指導するような方法を組み合わせることなどにより、年間を通じた履修にこだわらず、多様な各教科・科目を生徒の選択履修の便を考慮したり、教育効果の向上に配慮したりしながら弾力的に開設することが可能となる。

既に述べたように、各教科・科目の内容及び掲げる事項の順序については、学校においてその取扱いに工夫を加えることができることとされている（第1章第2節第4款の2(2)）ので、工夫の仕方により、科目の分割指導の利点を一層生かすこともできる。

なお、科目の分割指導を行う場合、単位の修得についても分割して認定する場合には、科目のある部分のみ単位の修得が認定され、他の部分については認定されないということがあり得る。

また、第1章第2節第5款の第1の1(3)に規定しているように、1科目又は総合的な学習の時間を2以上の学年にわたって履修したときは、学年ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することが原則とされていることに留意する必要がある。

(4) 学習指導要領に示している内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項（第1章第2節第4款の2(4)）

(4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目及び各段階の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適

切に選択して指導することができる。

第2章の各教科・科目の内容に掲げる事項については、学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

内容の一部省略を認める場合の「特に必要がある場合」とは、第1章第2節第2款第2の1の必履修教科・科目の単位数の一部を減ずる措置を認める場合に限らないが、その認定については十分に慎重を期さなければならない。また、その場合にあっても無制限の内容省略を認めるものではなく、教科・科目の目標の趣旨を損なわないよう十分配慮する必要がある。

(5) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定（第1章第2節第4款の2(5)）

(5) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の各段階に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科の各段階、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

高等部学習指導要領では、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、第2章第2節第1款及び第2款において、各教科の目標及び内容を示している。

高等部の教科の内容については、在学する生徒の知的発達や運動発達、社会性や生活能力、経験、興味・関心など、知的障害の状態等が多様であることから、それらを考慮して、各学科に共通する各教科については2段階に区分するとともに、具体的な指導内容が設定しやすいように概括的に示している。

また、高等部の各教科の内容については、中学部からの進学者や中学校の特別支援学級等からの進学者の実態等も考慮して、具体的な指導内容が設定しやすいように、中学部の内容を積み上げて概括的に示している。

今回の改訂においては、小学部及び中学部と同様に、高等部についても、一人一人の生徒の知的障害の状態や経験等に即して指導を行うことができるように、各教科の指導については、第2章第2節第1款及び第2款に示された各教科の内容を基に、具体的な指導内容を設定する必要があることを示した。また、各教科だけでなく、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う際にも、具体的な指導内容を設定する必要があることを示している。

したがって、各学校においては、教科別に指導を行う際にも、各教科等を合わせて指

導を行う際にも、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、一人一人の実態等に応じた具体的な指導内容を設定することが必要である。

なお、従前の「知的発達遅滞」との表記については、知的障害という障害名が定着していることや知的障害について適切な理解が進んでいることから、「知的障害」と改めた。

3 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（第1章第2節第4款の3）

3 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

教育課程は、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、これらの目標を達成するために、教育の内容を学年ごとに、または学年の区分によらずに授業時数や単位数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画であると考えることができる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、指導方法、使用教材など具体的な実施に重点を置いたものが指導計画であると言える。

すなわち、指導計画は、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元ごと、題材ごと、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

各学校においては、第1章及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態及び学科の特色を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第130条第2項の規定に基づき、特別支援学校の高等部において知的障害又は重複障害のある生徒を教育する場合において、各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等の目標や内容の系統性や関連性に十分配慮して、適切に指導計画を作成する必要がある。

指導計画の作成に当たっては、第1章第2節第4款の3で特に配慮する必要がある事項を6項目にわたり示している。

(1) 各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導（第1章第2節第4款の3(1)）

(1) 各教科に属する科目相互や他の教科に属する科目との関連（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科相互の関連）を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

指導計画は、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの目標が達成されるように作成されるものであるが、これらのすべての教育活動の成果が統合されて、学校教育の目標が達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要がある。

そのためには、各教科・科目等の相互の関連を図り、各教科・科目等の間の不要な重複を避け、指導の要点を明確にすることが必要である。総合的な学習の時間についても、第4章に示された目標などについて、各教科・科目、特別活動及び自立活動の目標や内容との関連を検討し、各学校の実態に応じた指導計画を作成する必要がある。

各教科・科目等相互の関連を図るとともに、各教科・科目等において、発展的、系統的な指導を行うことは、生徒の発達段階に応じ、その目標を効果的に実現するために必要である。

高等部にあつては、多様な選択履修の機会を設けることが期待されるが、これは、生徒の障害の状態、特性、進路等が多様化している状況を踏まえ、地域や学校の特色を生かした学校づくり、生徒の個性を生かす教育課程の編成、実施ができるようにするものであつて、教育内容の発展性や系統性を軽視していることを意味するものではない。

各教科・科目の履修の際に安易な選択が行われることになると、学習内容に偏りやむらが生じ、発展的、系統的な学習が行われ難くなる。したがって、生徒の人間として調和のとれた育成を目指す教育課程の編成、実施という面から、生徒が主体的、自律的に選択科目を選択できるような態度の育成に努めることが大切である。

総合的な学習の時間の指導計画作成に際しても、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題、探究的な課題、生徒の興味・関心、進路等に基づく課題などについて、生徒の特性等に配慮した学習活動が進められるように創意工夫を図る必要がある。

学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目等の目標や指導内容についての発展性、系統性を研究し、指導の時期、順序、方法等について検討を行った上で、これらを総合した系統化、組織化の観点からの指導が行われるよう配慮しなければならない。

なお、指導計画の実施の過程においては、重点を置き換えなければならなかったり、指導内容・方法や順序を改めたりするなど変更しなければならない場合もあり得る。このような場合には、それまでの指導過程の実態を踏まえ、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標に照らして当初の指導計画を再検討し、修正を加えていかなければならない。このようなことも考慮して指導計画を作成し、生徒の実態に即応しながら効果的な指導が進められるようにすることが大切である。

(2) 指導内容のまとめ方及び重点の置き方（第1章第2節第4款の3(2)）

(2) 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

第1章第2節第4款の2(2)に示しているように、「各教科・科目、特別活動及び自立

活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加える」こととされている。同じく(1)及び(4)に示しているように、「学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる」とともに、「特に必要がある場合には、第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目及び各段階の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる」こととされている。

各学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫を生かしていくことが必要である。また、各教科・科目の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸ばしたり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画を作成することが必要である。

また、教材・教具の工夫や生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要である。

学校においては、生徒が知的好奇心や探求心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するように、創意工夫を生かした効果的な指導計画を作成する必要がある。

(3) 個別の指導計画の作成（第1章第2節第4款の3(3)）

(3) 各教科・科目等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科等。5の(3)、(7)及び(11)において同じ。）の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

特別支援学校の生徒の実態は多様化しており、個々の生徒に応じた適切な指導が求められていることから、平成11年の改訂において、自立活動や重複障害者の指導に際して、個別の指導計画を作成することとした。

今回の改訂では、これまでの個別の指導計画が活用されてきた実績を踏まえるとともに、障害の状態が重度・重複化、多様化している生徒の実態に即した指導を一層推進するため、「各教科・科目等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科等。5の(3)、(7)及び(11)において同じ。）」にわたり個別の指導計画を作成することとした。

自立活動の指導は、個々の生徒の障害の状態等に応じて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、その指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を把握し、その実態に即して指導内容・方法を工夫して指導を行うことが重要である。また、重複障害者の実態は極めて多様であるため、その指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態及び発達の段階等に応じて、学習

活動を創意工夫することが重要である。したがって、これらの指導に当たっては、個々の生徒の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた指導目標を設定し、指導内容・方法を工夫するなどして、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成する必要がある。

また、各教科・科目や特別活動など、学級等ごとに生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、例えば、生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなども考えられる。

このように、個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものであり、生徒の実態や各教科・科目等の特質等を踏まえて、様式や内容等を工夫して作成することが大切である。

特に高等部の段階においては、学校卒業後の進路を視野に入れて教育することが重要であることから、例えば、生徒の障害の状態や進路希望、興味・関心等を踏まえて就業体験等の体験的な学習を行うなど、個別の指導計画の作成に当たっては創意工夫を加えることが必要である。

個別の指導計画は、生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

なお、自立活動の指導における個別の指導計画の作成については、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編において、詳述しているので参照されたい。

個別の指導計画と関連するものに個別の教育支援計画がある。個別の教育支援計画に関しては、本節の5(16)を参照されたい。

(4) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（第1章第2節第4款の3(4)）

(4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着

を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として新たに示し、高等部段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視している。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、「学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合」であり、すべての生徒に対して必ず実施しなければならないものではないが、「確実な定着を図るようにすること」と規定されているとおり、前述の必要がある場合には、こうした指導を行うことで、高等部段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められている。

これは、高等部を卒業するまでにすべての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものである。

こうした指導を行うために指導計画を作成する上で考えられる具体的な工夫をアからウに例示している。

アでは、高等部における各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設けるという方策であり、最も柔軟に講じられる対応策の一つと考えられる。

イでは、必履修教科・科目について単位を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容の確実な定着を図ることができるよう丁寧な指導を行うという対応策を示している。

ウでは、必履修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させるという方策を示している。学校設定科目等となっているのは、学校設定科目以外にも、学校設定教科や外国語科の「コミュニケーション英語基礎」などを活用することが考えられるためである。

なお、学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており（第1章第2節第2款第1の4）、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないとされているが（第1章第2節第2款第1の5）、高等部における教育の目標は、高等学校教育の目標と同様に義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について学び直しをし、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等部の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等部における教育の目標や第1章第2節第2款第1の4及び5の規定に適合するものである。

(5) 道徳教育の全体計画の作成（第1章第2節第4款の3(5)）

(5) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を

通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

(1) 道徳教育の全体計画の作成

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育は、全教育活動が有機的に関連し合って進められなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を分担するのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

ア 豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる

各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育の全体計画を作成し活用することを通し、学校の様々な教育の営みが豊かな人格形成につながり充実した道徳教育を展開することができる。

イ 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる

全体計画では、学校における道徳教育の基本方針や重点目標が明示されるとともに、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動、さらには、日常の生活における指導等を通して行われる道徳教育が果たすべき役割や方向性が明らかにされる。

ウ 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる

全体計画を全教師の協力によって作成することやその活用を図ることを通して、学校における道徳教育の方針やそれぞれの分掌による役割や機能等についての理解が深まり、学校としての一貫した道徳教育の組織的な展開が可能になる。

エ 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力が得られるばかりでなく、学校、家庭、地域社会を通じて、一貫した道徳教育が可能となることから極めて重要である。

(2) 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、全教師の参加と協力を得ながら創意と英知を結集して独自に作成されるものであるが、これまでに述べられた意義を踏まえると、次のような事項を含めて作成することが望まれる。

ア 基本的把握事項

(ア) 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策

(イ) 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い

(ウ) 生徒の実態や発達の段階等

イ 具体的計画事項

(7) 学校の教育目標、道徳教育の重点目標

学校の教育目標及び「(1) 基本的把握事項」に基づいた各学校の道徳教育の重点目標

(イ) 各教科，総合的な学習の時間及び特別活動などとの関連

重点的指導との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道徳的観点，中核的な指導の場面である公民科の「現代社会」及び「倫理」（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校を除く。），特別活動の〔ホームルーム活動〕をはじめとして各教科等における道徳性の育成にかかわる内容

(ロ) 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連

各学校の特色ある教育活動や生徒指導との関連，生徒の内面に根ざした道徳性の育成にかかわる豊かな体験活動との関連等

(ハ) ホームルーム，学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針

日常的なホームルーム経営を充実させるための具体的な計画等

(ニ) 生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法

(ホ) 家庭，地域社会，関係機関，小学校・中学校・高等学校等との連携の方針

道徳教育講演会の実施，地域教材の開発や活用，広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加を得る具体的な計画や方策，小・中・高等学校等との連携方針等

(ヘ) 道徳教育の推進体制

学校の全教師による推進体制等

(コ) その他

重点的指導に関する添付資料等

このようにして作成した全体計画は，家庭や地域社会の人々の積極的な理解と協力を得るとともに，様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために，他の教育計画と同様，その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり，ホームページで紹介したりするなど，積極的に公開していくことが求められる。

なお，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては，第3章第1款において，道徳の目標及び内容が示されており，また，第3章第2款において，道徳の指導計画の作成と内容の取扱いに関する事項が示されていることから，それらに基づいて，道徳の内容の指導に関する計画が道徳教育の全体計画に含まれるようにする必要がある。

(3) 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては，理念だけに終わることなく，上記の内容を踏まえ，各学校の具体的な教育実践に生きてはたらく計画になるよう体制を整え，全教師で創意工夫をし，特に次のことに留意しながら取り組むことが必要である。

ア 校長の方針の下に全教師の協力・指導体制を整える

学校における道徳教育は，学校の教育活動全体を通じて行われる。したがって，全体計画は全教師の参加と協力の下に作成される必要がある。

校長の方針の下に教育活動を担当する全教師により、それぞれの意見を十分に反映させることにより、創意と実効性のある全体計画が作成できる。そのためにも分掌組織と連携しながら、道徳教育推進のための協力・指導体制を整えて、計画的に取り組むことが大切である。

イ 道徳教育の特質を理解し、具体的な取組を明確にし、教師の意識の高揚を図る

道徳教育の特質を全教師が理解することは大切なことである。そのために、関係する教育法規や教育課程の仕組み、時代や社会の要請等を十分に把握するとともに、生徒の実態や保護者や地域の人々の願い等についての理解に努め、全教師がその重要性や関連を認識することが大切である。そして、日常的な教育実践の具体的な取組にまで明確化されることが必要である。そのことを通して、作成にかかわる教師の意識も高揚し、積極的な活用が期待される。

ウ 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては、学校や地域社会の実態を踏まえ、各学校における課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど各学校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。そのためには、校内の指導体制を充実させ、家庭や地域社会の人々及び学校間の交流を図って連携を深めるなど、重点的な取組ができるようにする。

エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うこととしている。学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にし、指導の具体的な場でどうすればよいかなど、学校としての基本的な考え方を明確にしておくことが大切である。

オ 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関との連携に心掛ける

様々な教育の営みは、生徒の実態から出発し、生徒一人一人の姿に現れる。作成に当たっては観念的な話合いに終始することがないように、生徒の道徳性の傾向など身近なところに着目することが大切である。また、保護者及び地域の人々の意見に耳を傾け、それを全体計画に反映させ、必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切である。保護者や地域の人々の参加や協力を得るため地域ぐるみの道徳教育の推進会議などを具体的に組織し、活用することも効果的である。

また、関係する小・中・高等学校等との連携を図り、共通理解の下に指導を行ったり、福祉施設等との交流、指導上必要な関係諸機関との連携協力を十分図ったりすることも大切であり、それらが円滑に行われるようにする体制づくり等を工夫する必要がある。

カ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は、学校における道徳教育の基本を示すものである。したがって、しばしば変更されることは望ましくないが、評価し、改善の必要があれば、直ちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善にかかわる共通理解を図る必要がある。

(6) 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流（第1章第2節第4款の3(6)）

(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

教育基本法には、第13条において「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定されている。また、学校教育法には、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」(第43条)と定められた(同法第82条により特別支援学校に準用)。このように、学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々と共に生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に説明し理解や協力を求めたり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。さらに、家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動などを通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

また、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

学校間の連携としては、例えば、同一都道府県等や近隣の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。その際、特別支援学校と高等学校等との間で相互に生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義であり、生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。

特別支援学校や高等学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。また、平成16年6月の障害者基本法の改正によって、第14条第3項に交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。これを踏まえ、今回の改訂においては、特別支援学校の生徒と高等学校等の生徒などとの交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けた。

障害のある生徒と障害のない生徒と一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科・科目等の目標の達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、生徒が他の学校の生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。交流及び共同学習の内容としては、例えば、近隣の学校と学校行事、部活動、ボランティア活動、各教科・科目の授業などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得て、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。

なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

また、都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、生徒が高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。生徒が地域の人々と活動を共にする機会の一つとして、地域の高齢者と共に活動することが見られる。その際の内容としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設などを訪問したりして、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護の簡単な手伝いをするなどといった体験活動が考えられる。

さらに、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮する必要がある。こうした取組を進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は、積極的に、介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりしていくことが大切である。

なお、高等部については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携（学校教育法施行規則第135条第5項により特別支援学校に準用される第97条第1項及び第2項）、ボランティア活動や就業体験などの学校外活動に対する単位認定（同第135条第5項により特別支援学校に準用される第98条第3項）が制度化されており、こうした取組を積極的に進めていくことが可能である。

4 職業教育に関して配慮すべき事項

高等部における教育は、普通教育と専門教育を施すことを目的としており、将来社会に出て職業に就くのに必要な職業教育も行っている。特に職業教育に関連した規定としては、普通科における職業に関する各教科・科目の履修、職業学科における配慮事項、各学科における就業体験の機会の確保、さらに、職業に関する各教科・科目についての配慮事項などがある。なお、従前は、職業学科について、特定の専門分野に細分化し過ぎることのないようにとの配慮もあり、その基幹的なものを標準的な学科として示していたが、平成11年の改訂から、地域性や社会の変化、産業の動向等を踏まえ、各設置者における創意工夫をこらした特色ある学科の設置が促進されるよう、標準的な学科については示していない。

(1) 普通科における職業に関する各教科・科目の履修（第1章第2節第4款の4(1)）

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や望ましい勤労観・職業観の育成はすべての生徒に必要なものである。また、急速な社会の変化に伴い、学校教育を終えた後も生涯にわたり職業生活に必要な知識や技術・技能の向上に努める必要性が高まってきている一方で、最近の若者は働くことに対する意識が希薄であるとの指摘もなされている。したがって、普通科においても、生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科における職業に関する各教科・科目（以下「職業科目」という。）の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切

である。

この点に関しては、学校において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定教科・科目を設けることができるようにしており、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示している。

「産業社会と人間」は、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度等を養うことをねらいとして、就業体験等の体験的な学習等を通じ、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成等について指導するものである。このような、自己の在り方生き方や進路について考察する学習は、今後、高等部のどの学科においても取り組む必要があり、普通科においても、積極的に取り組むことが望まれる。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必修教科である職業が設けられていることを踏まえ、普通科においても同様の取組が望まれる。

また、特に、職業準備として履修させる場合には、第1学年又は第2学年から、ある程度まとまった単位数（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、授業時数）を配当し、各教科・科目を系統的に履修させるほか、必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるような配慮が必要である。

さらに、第1章第2節第1款においては、就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うことが掲げられており、また、第1章第2節第4款の4（3）には、学校においてはキャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けることが示されている。また、特別活動の学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中で就業体験が例示として明示されている。一般に、専門学科では、生徒の進路に関連の深い教育が行われており、特に職業学科では、現場実習等の就業体験の機会も多い。これに対して、普通科ではそのような機会が少ないため、特に普通科における体験的な学習の必要性が指摘されている。就業にかかわる体験的な学習は、各学校が地域や生徒の実態等に応じて創意工夫をこらすことによって行われるものであり、学習指導要領では教科・科目を特定していないので、学校において、関係の各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動において、適切に配慮する必要がある。また、生徒一人一人が現代の社会の変化や自己の特性等について理解を深め、将来の生き方をより深く考え行動する態度や能力を育成することができるようガイダンス機能の充実を図ることが重要である。

普通科における職業に関する各教科・科目の実施に当たっては、特に、生徒の自発的、積極的な活動が行われるよう指導方法に工夫を加えるなどして、働くことや創造することの喜び、成就感、達成感を体得させ、望ましい勤労観、職業観を育成することが必要である。

さらに、専門的な知識と技術の習得を図るため類型を設けて履修させる場合と、各教科・科目を選択して履修させる場合があるが、いずれの場合も発展的、系統的に学習できるように配慮することが望まれる。

学習の評価に関しては、設定した活動に積極的に参加したかどうか、その際の学習態度はどうか、意図した成果が得られたかどうか、勤労観、職業観の育成に役立ったかど

うかなどの種々の観点が考えられる。

(2) 職業学科における配慮事項（第1章第2節第4款の4(2)）

(2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること。

イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

ア 実験・実習に相当する授業時数の確保（第1章第2節第4款の4(2)ア）

アは、職業に関する各教科・科目における実験・実習の重視について示したものである。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があると言える。

実験・実習には体験を通して知識理解に役立てる技能を習熟させるという側面がある。これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

しかしながら、産業の各分野における急速な技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、主体的に学ぶ意志、態度、能力を育てることが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。

特に、今回の改訂では、基礎的・基本的な知識及び技術・技能の確実な習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を重視しており、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

イ 生徒の実態に応じた配慮（第1章第2節第4款の4(2)イ）

イに示されている、生徒の各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項は、従前と同じであり、①各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること、②その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと、

③主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが示されている。①は職業に関する各教科・科目の選択，②は職業に関する各教科・科目の内容の取扱い，③は指導方法の工夫についての配慮事項である。

今回の改訂では，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，専門性の基礎・基本を重視する観点から，職業に関する各教科・科目においては科目構成の見直しを図っているが，これらの科目を網羅的に履修させるのではなく，生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させることが大切である。特に1～2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また，内容や教材については一層精選し，十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。さらに，生徒の理解，習得を容易にするため，単なる座学による説明にとどめず，できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

(3) 就業体験の機会の確保（第1章第2節第4款の4(3)）

(3) 学校においては，キャリア教育を推進するために，地域や学校の実態，生徒の特性，進路等を考慮し，地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに，地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

職業学科では，従来，各教科における「課題研究」や各科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科。以下本節において同じ。）の実習の一部として，産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。現場実習は，実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに，生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり，主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど，高い教育効果を有するものである。

これを踏まえ，今回の改訂においては，第1章第2節第1款において，引き続き就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うように示すとともに，普通科を含めてどの学科においても，キャリア教育を推進する観点から，産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに，地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを示したものである。

就業体験の実施形態は，大きく分けて学校が主体となって行うものと企業等が主体となって行うものとが考えられる。

学校が主体となって行う場合は，各教科における「課題研究」や各科目の実習，あるいは総合的な学習の時間や特別活動の一環として取り組むことなどが考えられる。また，地域の実態等に応じて，学校の判断により独自の学校設定科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，学校設定教科）を設けることも考えられる。

また，企業等が主体となってプログラムを用意し，それに生徒が参加することも考え

られる。このような学校外における就業体験活動等の単位認定（学校教育法施行規則第98条）に当たっては、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が望まれる。

なお、就業体験の実施に当たっては、事前に企業等と意見交換等を行い、その趣旨やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験は教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要がある。また、安全の確保や事故の防止等に十分留意する必要がある。

今回の改訂では、産業現場等における長期間の実習を取り入れることが就業体験の機会の例として明示された。就業体験については、特別活動においても職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験として一定期間行うことが望まれているところであるが、キャリア教育の一層の推進の観点からは、受入れ先の状況を考慮しつつ、学校の実態、学科の特色、生徒の特性や進路等に応じ、関係する各教科・科目等の指導計画に位置付けて、より長期間の実習を取り入れることも期待される。

なお、特別支援学校高等部においては、障害種別や学科の特色、個々の生徒の実態等に応じて、これまでも職業教育を重視し、比較的長期間に及ぶ実習を行うなどして、指導の成果を上げてきている。したがって、今後とも、今回の改訂の趣旨に沿って、より一層就業体験等の機会を設けるよう努めることが大切である。

各学校においては、体系的なキャリア教育を推進するとともに、以上のことを踏まえつつ、地域や産業界等と十分な連携・協力を図り、就業体験を適切に実施できるよう十分配慮する必要がある。

(4) 職業に関する各教科・科目についての配慮事項（第1章第2節第4款の4(4)）

- (4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。
 - イ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができること。

ア 就業体験による実習の代替（第1章第2節第4款の4(4)ア）

職業に関する各教科・科目については、従前は、現場実習をもって実習に代替できること、また、その時間数は、学校や生徒の実態に応じて適切に定められ、正規の実習に算入することができることを示していた。

平成11年の改訂において、就業体験を推進する観点から、特に、職業に関する各教科・科目については、現場実習を含め就業体験を積極的に取り入れることとし、就業

体験をもって実習に替えることができることを示すとともに、その時間数については、従前のおり、学校や生徒の実態に応じて適切に定められ、正規の実習に算入することができることを示した。なお、この場合の就業体験は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

イ ホームプロジェクト等（第1章第2節第4款の4(4)イ）

ホームプロジェクトは、教科の内容に関する課題を農業や水産業、家庭生活の中から発見させ、家族の協力と教師の指導の下に自発的、積極的に実施させるもので教育効果の大きい学習法である。したがって、専門教科の農業、水産及び家庭の各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトを活用して学習の効果を上げることが望ましい。

ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができる。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

教育課程実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項がある。

第1章第2節第4款の5においては、そのような実施上の配慮事項について、18項目にわたって示している。各学校においては、これらの事項に十分配慮し、教育課程を実施するよう努めなければならない。

(1) 指導方法や指導体制の工夫改善（第1章第2節第4款の5(1)）

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、生徒の障害の状態や学習の進捗等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにすること。

特別支援学校においては、個々の生徒の障害の状態及び発達段階や特性等の的確な把握に努め、個に応じた指導を行うことは、極めて大切なことである。

特別支援学校に在籍する生徒の障害の種類や程度は多様であり、能力、適性等についても個人差が大きい。学校においては、これらの的確な把握に努め、一人一人に即応した指導をしていくことが必要である。

個別の指導計画については、従前より、自立活動や重複障害者の指導の際に作成し、個に応じた指導に生かしてきた。その実績を踏まえ、今回の改訂においては、生徒の実態に即した指導を一層推進するため、自立活動や重複障害者の指導のみならず、各教科・科目等にわたり個別の指導計画を作成することに留意する必要がある。

個に応じた指導の方法として、「個別指導の重視」と「授業形態や集団の構成の工夫」

を例示している。ここで言う「授業形態の工夫」とは、例えば、ティーム・ティーチングによる個別指導、学級等の枠をはずしたグループ別指導による授業などを指しており、また、「集団の構成の工夫」とは、例えば、習熟度や障害の状態に応じたグループ編成などを指している。

なお、実際の指導に当たっては、個別指導やグループ別指導といった授業形態の導入、生徒の興味・関心に応じた課題に取り組む学習や理解の状況に応じた課題に取り組む学習、教材・教具の工夫や開発、コンピュータ等の教育機器の活用、指導の過程における形成的評価などの評価の工夫など生徒の実態や指導の場面に応じ、多方面にわたる対応が必要である。

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、生徒の実態、学校の実態などに応じて、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要である。高等部では、生徒の特性、進路等に対応するための類型や選択科目の配当等が多様であり、各学校ではその環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっているが、それらに応じた最も効果的な指導体制を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭や実習助手など専門性を有する教職員がおり、これらすべての教職員が協力して指導に当たることが必要である。また、特別支援学校には、種々の障害に応じた指導についての専門的な知識や技能を有する教師がおり、生徒の多様な実態に応じた指導の充実を図る上で、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導を行うことが大切である。教師の協力的な指導については、具体例としては、ティーム・ティーチング、合同授業などの実際の指導場面におけるもののほか、指導案の作成、教材・教具の開発、共同研究や研修などが考えられる。

指導体制の確立は、学習指導や生徒指導などに幅広くわたるものであり、学校全体が、共通理解の下に協力して教育活動を進めていかななくてはならない。特に、高等部においては、教科担任制を原則としているため、同一教科間はもちろん、異なる教科間の教師の連携協力という観点を重視し、教育課程全体に対する視野をもつことが大切である。とりわけ、人間としての在り方生き方に関する教育、生徒指導、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などについては、効果的な指導体制を確立して指導に当たる必要がある。

指導体制の確立に校長の果たす役割は大きいので、校長は指導力を発揮して、指導体制の活性化を図るよう努めることが必要である。また、心身の健康や食に関する指導においてこれらについての専門性を有する養護教諭、栄養教諭などの積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。

(2) 重複障害者の指導（第1章第2節第4款の5(2)）

(2) 複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。

特別支援学校に在籍する生徒の障害の重度・重複化，多様化が進み，これまで以上に一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援が求められている。そこで，今回の改訂では，これらの生徒に応じた指導を一層推進するため，重複障害者に対する配慮事項を新たに示した。

重複障害者は，複数の種類の障害を併せ有していることから，指導に当たっては，それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に，一人一人の生徒について個別の指導計画を作成するとともに指導方法を創意工夫して進めることが大切である。

また，重複障害者は，一人一人の障害の状態が極めて多様であったり，発達の諸側面にも不均衡が大きかったりすることから，校内において，それぞれの障害についての専門性を有する教師間で連携するだけでなく，例えば，学校医等を含めた関係する教職員によって検討する機会を設けるなどして，適切な指導内容・方法を追究することも大切である。

さらに，重複障害者の指導に当たっては，実態把握や進路先の決定，指導計画の作成，評価において，より専門的な知識や技能を有する者との協力や連携が求められる場合もある。その際，必要に応じて，専門の医師，看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理学の専門家及び福祉施設や労働機関の職員等に指導・助言を求めたり，連絡を取り合ったりすることが重要である。

なお，重複障害者については，一人一人の実態に応じた弾力的な教育課程の取扱い（第1章第2節第6款）ができることを定めており，これらの規定の活用も含め，より適切な教育課程の編成について工夫することが大切である。

(3) 生徒の言語活動の充実（第1章第2節第4款の5(3)）

(3) 各教科・科目等の指導に当たっては，生徒の思考力，判断力，表現力等をはぐくむ観点から，基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに，言語に対する関心や理解を深め，言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え，生徒の言語活動を充実すること。

今回の改訂では，基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動，これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し，基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

この点についての中央教育審議会の審議の流れを整理すると，平成17年10月の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）は，習得型の教育と探究型の教育とは対立的・二者択一的にとらえるべきものではなく，両方を総合的に育成することが必要と提言したが，習得と探究をどのように関係付けて総合的にはぐくむのかその具体的なイメージがはっきりしないといった指摘もあった。そこで，中央教育審議会教育課

程部会では、現在でも取り組まれている観察・実験，レポートの作成，論述といった知識・技能の活用を図る学習活動をその両者の間に位置付け，実際の指導において知識・技能の習得を図る学習活動，知識・技能の活用を図る学習活動，総合的な学習の時間を中心として行われる，教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動などの学習活動の動的な流れを意識するとともに，各教科・科目で知識・技能を活用する学習活動を充実することができるよう，これらの学習活動の流れの基盤である言語に関する能力を重視する必要があるとの審議が行われた。

その結果，新しい学習指導要領についての中央教育審議会答申（平成20年1月）は，知識・技能の習得や活用，探究について次のように提言した。

- ・ 教科では，基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ，観察・実験をし，その結果をもとにレポートを作成する，文章や資料を読んだ上で，知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行い，それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが必要である。
- ・ これらの学習活動は相互に関連し合っており，截然と分類されるものではないが，知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して，思考力・判断力・表現力等がはぐくまれる。
- ・ 各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は，決して一つの方向で進むだけではなく，例えば，知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど，相互に関連し合って力を伸ばしていくものである。

このため，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，例えば，国語科において，言葉の特徴，表現の特色，言語の役割に関する事項の指導を充実させたりするなど，発達の段階に応じた知識・技能の習得に配慮している。その上で，各教科において，例えば，国語科の「現代文A」と「古典A」において言語文化についての課題を設定して探究させたり，「数学I」において〔課題学習〕を新設し，学習内容を「生活と関連付けたり発展させたりするなど」の学習活動を充実させたり，理科の四領域の各科目において探究活動を位置付け，観察，実験を行って，学習内容の理解を深めるとともに，探究する能力を高める学習活動を充実するなど，知識・技能の活用を図る学習活動の充実を図っている。これらの学習を通じ，「数学における基本的な概念」の理解（数学）や，物理，化学，生物，地学それぞれの「基本的な概念や原理・法則の理解」（理科）など，各教科の基本的な概念の理解も重視している。

また，知識・技能を習得するのも，これらを活用し課題を解決するために思考し，判断し，表現するのもすべて言語によって行われるものであり，これらの学習活動の基盤となるのは，言語に関する能力である。さらに，言語は論理的思考だけではなく，コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり，豊かな心をはぐくむ上でも，言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって，今回の改訂においては，言語に関する能力の育成を重視し，各教科・科目等において言語活動を充実することとしている。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、小学部及び中学部における教育を通じて、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示しており、高等部においては、討論、解説、創作、批評、編集などの言語活動を例示した。

国語以外の各教科においても、それぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されている。また、外国語科において、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うことはもとより、総合的な学習の時間では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」を重視している。さらに、特別活動では、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定された。

このように、今回の改訂においては、各教科・科目等を通じ基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図っているところであるが、その基本的な考え方を総則上明示したのが本項である。

なお、このように言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、各教科・科目等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮することが大切である。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校についても、国語科の目標に、新たに「伝え合う力を高める」ことを加えたほか、目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを読み取る活動を充実した。また、国語科以外にも、従来、社会科における地図や各種資料などを活用する活動や、数学科における生活に必要な数量や図形などに関して理解したことを活用する能力の育成など、教科の目標や内容に言語活動に関する内容を取り入れている。今回の改訂の趣旨を踏まえ、国語科はもとより、各教科等の指導においても言語活動の充実を図ることが重要である。

今日、マスコミや情報通信ネットワークなどの情報手段の発達、映像、出版物の氾濫はんなどにより、生徒を取り巻く環境は著しく変化している。それらは、生徒の言語活動にも影響を及ぼしており、それだけに学校教育において国語を正しく理解し用いる能力や態度の育成について配慮していくことがますます重要となってくる。また、そのことを通じ、生徒が様々な情報に対し主体的にかかわっていく能力や態度の育成を図ることが期待される。このため、各学校において生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもち、正しく美しい国語を用いるよう指導していくことが必要であり、また、教師自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たっていくことが必要である。

その際、生徒の言語活動は、マスコミや地域社会及び家庭だけでなく、学校における言語環境に大きく影響される。したがって、生徒の言語活動がより適切に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば次のようなことが挙げられる。

- ① 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。

- ② 校内の掲示板やポスター，生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること。
- ③ 校内放送において，適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと。
- ④ 適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。
- ⑤ 教師と生徒，生徒相互の話し言葉が適切に使用されるよう配慮すること。
- ⑥ 生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒，生徒相互の好ましい人間関係を築くこと。

などに留意する必要がある。なお，言語環境をはじめ学校教育活動を通じ，色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。

また，前述のとおり，国語科における指導はもとより，その他の各教科・科目等においても，生徒による発表，討論，ノート記述，レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ，豊かな言語能力を養っていくよう配慮していくことが大切である。

さらに，言語活動が活発に行われるようにするためには，生徒の障害の状態等に応じて，適切なコミュニケーション手段の選択・活用に留意することも必要である。

(4) ガイダンスの機能の充実（第1章第2節第4款の5(4)）

(4) 生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに，現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，ガイダンスの機能の充実を図ること。

高等部の教育活動全体を通じて，個々の生徒の特性等の的確な把握に努め，その伸長を図ること及び生徒に適切な各教科・科目や類型を選択させるよう指導することについては，これまでも示していた。今回の改訂においても，高等部の教育課程における選択の幅を確保することに配慮がなされていることから，各教科・科目の履修指導等は引き続き重要であるとともに，学校やホームルームでの生活への適応指導や現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成も重視する必要がある。

教育は本来，個々の生徒のもつ能力を最大限まで発達させることを目指すものである。このためには，個々の生徒の特性等を的確にとらえ，その伸長・発達のために，高等部における全教育活動を通じて，適切な指導・援助を行う必要がある。

ここでいうガイダンスの機能とは，学習活動など学校生活への適応，好ましい人間関係の形成，学業や進路等における選択，自己の在り方生き方などにかかわって，生徒がよりよく適応し，主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう，適切な情報提供や案内・説明，活動体験，相談活動などを学校として進めていくことを指している。それは，学習指導，生徒指導などの学校教育活動の様々な場面で発揮される機能である。

高等部の教育課程は，必修教科・科目，生徒に選択履修させる各教科・科目，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，必修教科，生徒に選択履修させる各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動）から編成されている。第1章第2節第4款の1で示

しているように、選択の幅の大きい高等部の教育課程の下では、生徒が安易な各教科・科目選択や計画性のない学習に陥ることなく、自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目を履修することができるようにするとともに、類型が設けられている場合には、適切な類型を選択できるように指導・援助することが重要になってくる。

また、学校やホームルームの生活に十分適応できるよう指導・援助することも、有意義な学校生活を送る上で大切である。

さらに、社会に対する認識を深め、自己の在り方生き方を考えて、将来の進路を選択したり、主体的、自律的に学んだりできるよう指導・援助することも、高等部段階の重要な課題である。

以上のような課題に対応する上で、ガイダンスの機能の充実がとりわけ大切となっている。

各学校においては、ガイダンスの機能の充実に計画的・組織的に取り組むことによって、一人一人の生徒が、学校やホームルームの生活によりよく適応し、諸活動に対して主体的に取り組む意欲をもって、自己実現にかかわって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにするとともに、共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの得られる生活を築く中でよりよい発達を促すことが重要である。したがって、それは、単なる事前の説明や資料配付で足りるものではない。

今回の改訂では、高等学校学習指導要領第5章特別活動の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1(3)においても「学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。」と示されている。このような特別活動における配慮をはじめ、各教科・科目等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

特に、ガイダンスの機能の充実にかかわる教育活動については、例えば、次のようなものに配慮することが考えられる。

ア 入学時、新年度や新学期の開始時期において、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるよう配慮するとともに、生徒自身が学校やホームルームにおける諸活動や集団生活の意義、それらの内容などについて十分に理解し、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現に取り組むことができるよう指導・援助の充実を図ること。

イ 各教科・科目や各種の学習活動の開始時期などにおいて、学習活動のねらいや方法、よりよい選択の仕方等についての理解を図り、生徒の学習意欲を喚起して、主体的に活動に取り組むことができるよう各教科・科目等において十分に配慮すること。

ウ 不適切な選択が学校生活への不適応の原因ともなることなどを考慮し、しっかりとした選択ができるよう、年間を通じて適切な指導を計画的に進めるとともに、個々の生徒に対する相談活動の充実に配慮すること。

エ 生徒自身が自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科

・科目や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるよう配慮すること。

オ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること。

(5) 生徒指導の充実（第1章第2節第4款の5(5)）

(5) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、倫理観や正義感などの社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。

特に、一人一人の生徒のもつ特性等は極めて多様になっており、それぞれの生徒の環境あるいは将来の進路などの諸条件に即して、生徒の特性等を多面的・総合的に理解していくことが重要である。このため、ホームルーム担任の教師はもとより、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、青年期にある高等部の生徒の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導、不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係を基に、生徒の自己開示も高まり、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

また、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、ホームルームや学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深くかかわっている。生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、

自己実現を図っていく望ましい集団の実現は極めて重要である。自他の個性を尊重し、主体的によりよい人間関係を築いていこうとする教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。教育課程における選択の幅の大きい高等部にあつては、日常の授業の集団とホームルーム集団とが一致しない場合も多いだけに、このことはとりわけ重要である。

以上のことを基盤として、高等部における生徒指導では、複雑化し、目まぐるしい変化が続く社会において、人間として調和のとれた発達を図りながら、自らの行動を選択し、決定していくことのできる主体を育成するとともに、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を身に付けさせ、将来の社会生活の中で自己実現を果たすことができる能力や態度の育成を目指さなければならない。そのため、生徒指導においても、ガイダンスの機能の充実が求められるのである。

なお、教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動の各領域が、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くための自治的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う場でもあり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまで教育課程の全領域にわたる教育活動において生徒指導の機能が十分に発揮できるようにすることが大切である。教育課程の編成・実施に当たっては、この点に留意する必要がある。

なお、生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

(6) 進路指導の充実（第1章第2節第4款の5(6)）

(6) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

高等部において、進路指導を効果的に進めていくためには、校内の組織体制を整備し、進路指導主事を中心にホームルーム担任の教師をはじめ学校全体の教師が相互に緊密な連絡をとり、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。また、家庭や地域社会、福祉、労働、福祉等の関係諸機関との連携についても十分配慮していく必要がある。

このことを踏まえ、今回の改訂においては、「校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図」ることと、「家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること」を新たに加えた。

また、高等部の段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、また、人間としての

在り方生き方を模索し、自我を確立し、価値観を形成するという時期にある。このような発達段階にある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会とのかかわりについて深く考え、将来の生き方、進路を選択して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行うことが強く望まれる。

このような高等部における進路指導は、高等部教育の目標である「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ」ることや、「個性の確立に努める」ことを目指して行われるものであり（学校教育法第51条）、全校の教職員の共通理解と協力的指導体制によって、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的に行われなければならない。

このため、今回の改訂においては、「キャリア教育を推進すること」を追加して示しており、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の教育課程は、卒業までに履修すべき単位数に比べて必履修教科・科目の最低合計単位数は半分以下であり、学校設定教科・科目、総合的な学習の時間等の活用により、各学校において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じて、より弾力的な教育課程の編成が可能になっている。したがって、生徒が自己の特性等と将来の進路とのかかわりにおいて適切な各教科・科目を選択できるように指導する必要がある。この点に関しては、ガイダンスの機能の充実を図ることが総則及び特別活動において示されており、特別活動においては、ホームルーム活動の内容として、従前「将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること」として示されていたものを「学業と進路」としている（高等学校学習指導要領第5章特別活動第2の〔ホームルーム活動〕の2(3))。

また、高等部において、進路指導を効果的に進めていくためには、校長や副校長、教頭の指導の下、全教職員の共通理解を図るとともに、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学校全体として協力していくことが重要である。ホームルーム担任の教師をはじめ、教師が相互に緊密な連絡をとりながら、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。さらに、進路指導において、保護者の理解と協力が不可欠であり、個別の教育支援計画を活用しながら、保護者とともに進路指導を進め、地域社会や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図って取り組むことが重要である。特に、生徒が主体的に進路を選択できるように、労働関係機関と連携を図り、生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにすることが重要である。

なお、望ましい職業観・勤労観の育成等を図る観点から、高等部学習指導要領第1章第2節第4款の4(3)では、就業体験の機会の確保に配慮することが示されている。各学校においては、関係の各教科・科目、総合的な学習の時間又は特別活動において就業体験が行われるよう配慮することが必要である。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、必履修教科である職業が設けられていることなどを踏まえた取組が望まれる。

(7) 見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動の重視（第1章第2節第4款の5(7)）

(7) 各教科・科目等の指導に当たっては，生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

今回の改訂では，教育基本法第6条第2項（「教育を受ける者が，学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに，自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」）及び学校教育法第30条第2項（「主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。」）を踏まえ，生徒の学習意欲の向上を重視している。指導に当たって，生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ，自主的に学ぶ態度をはぐくむことは，学習意欲の向上に資することから，今回特に規定を新たに追加したものである。

生徒が学習を行う上で見通しを立てたり，学習したことを振り返ったりする活動はこれまでも重視されてきたが，OECDのPIISA調査などの各種の学力調査においては，例えば，与えられた課題が科学的に調査可能な問題かどうかを問う出題についての正答率が低いなど必ずしも学習の見通しを立てることなどが十分にできているとは言えない状況が見られた。

このため，本項において，各教科・科目等の指導に当たっては，生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすることが重要であることを記述したものである。

具体的には，例えば，授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり，授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や，生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。これらの指導を通じ，生徒の学習意欲が向上するとともに，生徒が学習している事項について，事前に見通しを立てたり，事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ，思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものと考えらる。

(8) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項（第1章第2節第4款の5(8)）

(8) 学習の遅れがちな生徒などについては，各教科・科目等の選択，その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い，生徒の実態に応じ，例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど，指導内容や指導方法を工夫すること。

この規定では，高等部学習指導要領第1章第2節第4款の3(4)と同様の趣旨から，学習の遅れがちな生徒に対して配慮する方策の一つとして，義務教育段階の学習内容の

確実な定着を図るための指導を適宜取り入れることを例示している。なお、3(4)では指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として示されているが、この5(8)の規定は、教育課程の実施に当たって配慮すべき事項として示されているものである。

学習の遅れがちな生徒に対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るため、その実態に即して、各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。

この規定の「各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなど」の「など」には、個々の生徒に応じた学習意欲を高める指導方法などが考えられる。

学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要である。

その上で、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位（第1章第2款第1の2のただし書き）、必履修教科・科目の単位数の一部減（第1章第2款第2の1(1)のただし書き）、各教科・科目の内容の選択（第1章第2節第4款の2(4)）などの方法を活用し、生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、一人一人の生徒の知的障害の状態等に応じた指導内容を設定することとなっていることに留意する必要がある。

(9) 海外から帰国した生徒などの指導（第1章第2節第4款の5(9)）

(9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。

国際化の進展に伴い、学校においては帰国生徒や外国人生徒の受入れが多くなっている。これらの生徒の多くは、外国における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身に付けているが、一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため、これらの生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮することが大切である。

小・中学部は義務教育であり、学齢児童生徒が、海外から帰国した場合、住居地の小・中学部に編入学させることになっているが、高等部においては、校長が帰国生徒について、相当年齢に達し、入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認めた場合には、第1学年の途中から又は各学年を通じ、編入学を認めることができるとする高等学校に関する規定（学校教育法施行規則第91条）が準用されている（同第135条第5項）。また、特別の必要があり、教育上支障がないときは、学年の途中においても学期の区分に従い入学の許可、各学年の課程の修了及び卒業の認定ができる

とする規定（同第104条第3項）も準用されている（同第135条第5項）。これは、外国の学校と我が国の学校とでは卒業、入学の時期に相当のずれがある場合が多いので、外国において我が国の中学部に相当する学校教育の課程を修了した者について、4月以外の時期に我が国の高等部に入学・編入学させることを認めるものである。このように、帰国生徒に対する高等部への入学・編入学について特例を設けているのは、我が国における国際化の進展に対応したものである。

海外から帰国した生徒や外国人の生徒の中には、日本語の能力が不十分であったり、我が国とは異なる学習経験を積んでいる場合がある。このため、日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することが必要である。なお、外国人生徒等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、各教科・科目等の指導においては、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの生徒の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。なお、この場合、あまりにも性急に未履修分野の指導を進めようとするのではなく、当該生徒の実態に合わせて、最も適した方法を選択し、学習の成果が上がるように努めることが大切である。特に、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該生徒の在留国に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かく接するとともに、当該生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするようホームルーム経営等において十分配慮する必要がある。また、外国人生徒について当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

また、海外から帰国した生徒や外国人の生徒は、日本の生徒が経験していない外国での貴重な生活経験をもっている。外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科・科目等の学習に生かすようにするとともに、他の生徒の学習にも生かすようにすることが大切である。さらに、外国で身に付けたものの見方や考え方、感覚や情緒、外国語の能力などの特性を生かすよう配慮することも大切である。このような機会としては、外国語のほか、例えば地理歴史、公民、芸術などの教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、外国語のほか、社会、音楽などの教科）、総合的な学習の時間での学習活動、特別活動における学校行事などが考えられるが、生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

このような、海外から帰国した生徒や外国人の生徒については、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の生徒についても帰国した生徒や外国人の生徒の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、このような相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

なお、高等学校においては、校長が教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができるという留学の制度も設けられており（同施行

規則第93条)、この規定も準用されている(同第135条第5項)。留学により一定期間外国の高等学校等で学んだ後、帰国した生徒についても、帰国後の学校生活への適応に配慮する必要がある。

(10) 訪問教育における指導の工夫(第1章第2節第4款の5(10))

(10) 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。

高等部の生徒の障害は、重度・重複化、多様化しており、「障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合」(訪問教育)は、障害の状態や学習環境等に応じた指導方法や指導体制を工夫し、効果的な指導を一層推進する必要があることから、今回の改訂では、教育課程実施上の配慮事項として、新たに規定を設けた。

訪問教育の対象となる生徒の障害の状態や訪問先(家庭、児童福祉施設、医療機関等)は様々であり、学校での指導方法をそのまま実践することが難しい場合がある。このため、訪問教育を実施する際は、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階、学習時間、学習する場所等に応じて、指導内容や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする必要がある。

指導内容・方法の工夫としては、例えば、生徒の治療上又は健康上の理由や、学習する場所などによって、指導時間や教材・教具等が制限される場合があることから、これらの状況等に応じ、各教科・科目等の指導内容の精選を行うとともに、個々の生徒の実態や学習環境に応じた教材・教具を活用することが重要である。その際、卒業後の進路を考慮し、例えば、企業や福祉施設等に関する情報を収集したり、情報通信ネットワーク等を活用して就業体験等の体験的な学習を行ったりするなどの取組を行うことも有効である。

また、訪問教育の対象となる生徒は、集団への参加や友達とのかかわりが少なくなるなどの課題がある。そのため、例えば、コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用するなどして、間接的にかかわり合う機会を設けることも考えられる。

指導体制の工夫としては、訪問教育の担当者だけでなく、学校全体で訪問教育を充実させるよう、校内体制を整備することが大切である。例えば、指導内容に応じて他の専門的な知識や技能を有する教師と連携して訪問教育を進めたり、進路指導主事等と連携して進路指導を行ったり、訪問教育の生徒が登校する際に他の教職員と協力したりすることなどが考えられる。

また、訪問教育を効果的に行うためには、家族及び福祉施設や医療機関、労働機関の職員など、生徒の周囲の人たちの理解や協力が欠かせない。そのため、日ごろからこれらの人たちとの連携を図ることが大切である。

訪問教育における教育課程を編成するに当たっては、個々の生徒の障害の状態等に応

じた弾力的な教育課程を編成（第1章第2節第6款の4(1)）することが可能となっており、これらの規定を活用することも含めて工夫することが大切である。

(11) 情報教育の充実，コンピュータ等の教材・教具の活用（第1章第2節第4款の5(11)）

(11) 各教科・科目等の指導に当たっては，生徒が情報モラルを身に付け，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的，主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに，これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。なお，生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに，学習環境を整え，指導の効果を高めるようにすること。

生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに，それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し，主体的に学習に取り組む態度を養うためには，生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的，主体的に活用できるようにすることが重要である。また，教師がこれらの情報手段や視聴覚教材，教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。

社会の情報化が進展していく中で，生徒が情報を主体的に活用できるようにするとともに，情報及び情報手段の特性などを科学的に理解することや情報モラルを身に付けることが一層重要となっている。このような情報活用能力を育成するため，今回の改訂において，「各教科・科目等の指導に当たっては，生徒が情報モラルを身に付け，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的，主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する」ことを示している。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における必履修教科・科目である共通教科情報科は，情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに，社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や影響を理解させ，社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることを目標としており，高等部における情報教育の中核を担うこととなる。しかし，コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を含む情報活用能力の育成は，共通教科情報科だけで行えばよいのではなく，他の各教科・科目や総合的な学習の時間，特別活動においても積極的に実施していくことが必要である。

高等部の段階においては，中学部の段階までの基礎の上に，自ら課題を設定して課題の解決に必要な情報を判断し，適切な情報手段を選択して情報を収集する学習活動，収集した情報の客観性・信頼性について考察する学習活動，様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり新たな情報を創造したりする学習活動，相手や目的に応じて情報の特性をとらえて効果的に表現・発信する学習活動，課題の解決のための情報及び情報手段の活用について過程や結果を評価し改善する学習活動など，情報手段を適切かつ実践的，主体的に活用できるようにするための学習活動を充実させることが必要である。

なお、すべての教科の各科目にわたる内容の取扱いにおいても、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し、学習の効果を高めるようにすることを、それぞれの教科の特性に応じて示しており、各教科・科目等の指導において、情報手段を積極的に活用していくことが重要である。また、共通教科情報科と各教科・科目等が相互に関連を図ることが重要であり、指導における連携や協力に留意する必要がある。

一方、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ、情報モラルについても指導することが必要である。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどである。このため、ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動、ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動、知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動、トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動、基礎的な情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、中学校段階の基礎の上に、情報モラルを確実に身に付けさせ、新たな問題に直面した場合でも適切な判断や行動がとれるようにすることが必要である。

その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、子どものインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要である。なお、携帯電話の利用の問題に関しては、学校において、家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒の知的障害の状態等に応じて履修させる「情報」の中で、生活の中で情報やコンピュータ等の情報機器が果たす役割や情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信、情報の取扱いに関するきまりやマナーを扱うこととなっている。加えて、各教科全体にわたる内容の取扱いとして、「生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする」ことを示している。「情報」のほか、各教科全体にわたって情報機器の活用や情報モラル等に関する指導を適切に行うことが必要である。

なお、各学校においては、教師がコンピュータなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、校内のICT環境の整備に努め、生徒も教師もいつでも使えるようにしておくとともに、生徒が安心して情報手段を活用できるよう、学校においては情報機器にフィ

ルタリング機能の措置を講じたり，情報セキュリティの確保などに十分配慮したりすることが必要である。

(12) 学校図書館の利活用（第1章第2節第4款の5(12)）

(12) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，生徒の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

学校図書館については，教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ，①生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能，②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって，学校図書館は，学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして，図書その他学校教育に必要な資料やソフトウェア，コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに，ゆとりのある快適なスペースの確保，校内での協力体制，運営などについての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となって行い，生徒や教師の利用に供することによって，学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに生徒の主体的，自律的な学習や読書活動を推進することが要請される。今回の改訂においては各教科を通じて生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から，言語に対する関心や理解を深め，言語に関する能力の育成を図る上で必要な生徒の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも，読書は，生徒の知的活動を増進し，人間形成や情操を養う上で重要であり，生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため，学校の教育活動全体を通じ，多様な指導の展開を図ることが大切である。

このような観点に立って，各教科・科目等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。例えば，国語や芸術の各教科における各科目にわたる内容の取扱いとして，学校図書館を活用することを示す（高等学校学習指導要領第2章第1節第3款の2(2)，第7節第3款の2(1)）とともに，特別活動のホームルーム活動では学校図書館の利用を指導事項として示している。そのほか，地理歴史や公民の各教科における各科目にわたる内容の取扱いでは，各種の統計，年鑑，白書，画像，新聞，読み物その他の資料を収集・選択し，それらを読み取り解釈することを定め，また，理科では「探究活動」を行うこととされているほか，「理科課題研究」という科目も新設されている。さらに，総合的な学習の時間では，調査・研究をはじめとする問題解決的な学習を重視している。

また，コンピュータや情報通信ネットワークの活用により，学校図書館と公立図書館等との連携も一層進めやすくなり，より活発な調査・研究や探究活動を推進することにもつながる。

さらに，保護者や地域の人々との連携協力を進め，学校図書館が地域に開かれたものになり，人々の生涯学習に貢献することも大切である。

(13) 指導の評価と改善（第1章第2節第4款の5(13)）

(13) 生徒のよい点や可能性，進歩の状況などを積極的に評価するとともに，指導の過程や成果を評価し，指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し，学習意欲を高めるための指導を行うためには，評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく，生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって，教師が自らの指導を振り返り，指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

評価に当たっては，生徒の実態に応じた多様な学習を促すことを通して，主体的な学習の仕方が身に付くよう配慮するとともに，生徒の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には，学習の成果だけでなく，学習の過程を一層重視する必要がある。特に，他者との比較ではなく生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面，進歩の様子などを把握し，学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また，生徒が自らの学習過程を振り返り，新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。

障害のある生徒の学習を評価する場合，一般に発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態などに着目しがちであるが，障害の有無にかかわらず，生徒は様々な進路希望や可能性を有していることから，多様な観点から生徒をとらえ，その可能性を見いだすことも大切である。例えば，障害により，音声や文字による表現の難しい生徒であっても，身体のかすかな動きや視線の変化などによって，自分の気持ちや考えを表現することができることがある。このような生徒が，身体の動きや視線の変化などによって，コンピュータ等を操作できるようになれば，文章作成や描画等が可能になり，情報通信ネットワークを活用して多くの人に対して自分の考えを伝えたり作品を発表したりしていくことが期待できる。したがって，障害のある生徒の評価に当たっては，現在の学習状況について一面的に把握するだけでなく，多面的に他の可能性についても常に検討してみることが大切である。

また，障害特性により，物の位置や配列などの細かな差異に強いこだわりを示す生徒の場合，例えば，保管棚の決められた場所に，指示に従って特定の品物を入れたり，コンピュータを使って，文章の入力を行ったりする作業を正確に行うことができる力があることに気付かされることがある。さらに，これらの作業が速く正確にできることを産業現場等における実習で評価され，就労につながる場合もある。行動特性を生かした指導内容・方法を工夫することにより，生徒の主体的な学習を促進するとともに，適性に応じた進路選択につなげていくことが考えられる。

このように，日ごろの学習活動を通じて，生徒一人一人のよい点や可能性を積極的に評価し，生徒の主体性や意欲を高めるようにすることが重要である。

評価については，指導内容や生徒の特性に応じて，評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや，教師による評価とともに，生徒による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に，相互評価や自己評

価は、生徒自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

(14) 実験・実習への配慮（第1章第2節第4款の5(14)）

(14) 実験・実習に当たっては、特に安全と保健に留意すること。

障害のある生徒は、障害による種々の制約があり、必要で十分な実験・実習が行えないことが多い。したがって、このような生徒に対しては、危険防止の見地から、使用する機械器具、材料などを適切に選び、その取扱いにも十分注意して、実験・実習の目的が達せられるよう留意することが必要であることから、従前同様に示した。

(15) 学校医等との連携（第1章第2節第4款の5(15)）

(15) 学校医等との連絡を密にし、生徒の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。

特別支援学校においては、生徒の保健及び安全について留意することは極めて大切なことである。特に、各学校に在籍する生徒の障害が重度・重複化、多様化してきていることから、生徒の中には、発熱しやすい、発作が起きやすい、疲労しやすいなどの傾向のある者が見られる。そのため、生徒の保健及び安全について留意することが極めて重要である。そこで、学校医等との連絡を十分にとることが必要であるが、地域や学校の実態により、例えば医療機関や福祉施設等に併設又は隣接している特別支援学校においては、これらの医療機関等の医師などの専門家との連絡を十分にとるよう努めることが大切である。

生徒の保健及び安全に留意するためには、まず、生徒一人一人の障害の状態の把握が必要であり、それには、養護教諭やホームルーム担任をはじめとして、生徒に日常接する教職員の絶えざる観察と情報交換が必要である。

また、保健及び安全の指導を効果的に進めるためには、保健体育科、特別活動のホームルーム活動及び自立活動においてはもちろん、学校全体として、組織的、計画的に取り組むことが必要であり、保健主事、養護教諭等を中心として、保健及び安全の指導体制づくりや、学校医等との連絡体制の組織化が必要である。

(16) 家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携（第1章第2節第4款の5(16)）

(16) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

高等部の教育においては、これまでも、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう

努めることが示されてきた。したがって、保護者との連携はもとより、生徒一人一人の障害の状態等に応じて、児童福祉施設や医療機関等との連携に努めてきているところである。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」という。

障害のある子どもについては、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために個別の教育支援計画を作成し、学校や家庭、関係機関における支援に生かしていくことが大切である。こうしたことから、今回の改訂では、「個別の教育支援計画を作成すること。」を示した。

個別の教育支援計画の作成に当たっては、関係機関等がそれぞれの役割分担の下、多面的に実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定していくこととなる。個別の教育支援計画を作成することにより、例えば、中学部や中学校で作成された個別の教育支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目標や内容を設定したり、進路先である企業や福祉施設等に在学中の支援の状況を伝える際に個別の教育支援計画を活用したりするなどして、関係者間で生徒の実態や支援内容について共通理解を図り、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

特に高等部の段階においては、学校から進路先への移行が円滑に進むようにすることが重要である。そのため、例えば、企業や福祉施設等での就業体験等の体験学習を通して生徒が就業への意欲を高めたり、進路先で課題に落ち着いて取り組んだりできるよう、関係者間で連携協力しながら個別の教育支援計画を作成していくことが大切である。

さらに、学校と関係機関等とが連携して、個別の教育支援計画に記述された目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜、評価し改善を行うことにより、より適切な指導と必要な支援が実施できるようにすることが大切である。

また、個々の教育的ニーズに応じて連携協力する相手や内容・方法等を工夫することが大切である。その際、関係者間で個々の生徒の実態等を的確に把握したり、共通に理解したりできるようにするため、国際生活機能分類（ICF）の考え方を参考とすることも有効である。

ICFの考え方については、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編で解説しているので、参照されたい。

なお、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、個人情報等の保護に十分留意することが必要である。

個別の教育支援計画と関連するものに、個別の指導計画があるが、それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに配慮する必要がある。なお、個別の指導計画については、本節の3(3)を参照されたい。

(17) 部活動の意義と留意点等（第1章第2節第4款の5(17)）

(17) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

高等部の教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、平成11年の改訂により、高等部学習指導要領で準用する高等学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて、平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで高等学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科・科目等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、
- ③ 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

(18) 特別支援教育に関するセンターとしての役割（第1章第2節第4款の5(18)）

(18) 高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校

の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。

特別支援学校は、特別支援教育に関する相談のセンターとして、その教育上の専門性を生かし、地域の高等学校の教師や保護者に対して教育相談等の取組を進めてきた。

平成18年に学校教育法の一部改正が行われ、第74条においては、新たに特別支援学校が高等学校等の要請に応じて、児童生徒等の教育に対する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられた。

そこで、今回の改訂では、これまで特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、生徒やその保護者に対して行ってきた教育相談等のセンターとしての役割に加え、地域の高等学校等の要請に応じ、障害のある生徒や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に取り組むこと、他の特別支援学校や高等学校等と連携を図ることが示された。

なお、高等部学習指導要領では、「高等学校等の要請により……」としており、高等学校だけではなく、小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒や担当教師等への支援も含まれていることに留意する必要がある。

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある児童生徒への指導・支援機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点にわたって示している。

また、高等学校学習指導要領においては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。高等学校等に対する具体的な支援の活動内容としては、例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する際の支援のほか、難聴の生徒の聴力測定の実施や補聴器の調整、弱視の生徒に対する教材・教具の提供、授業に集中しにくい生徒の理解や対応に関する具体的な支援等が考えられる。

さらに、保護者等に対して、障害のある生徒の就労や福祉機関についての情報を提供するなどして、卒業後の生活についての理解を促す活動を行うことも考えられる。

支援に当たっては、例えば、特別支援学校の教師が高等学校等を訪問して助言を行ったり、障害種別の専門性や就労支援の仕組み、施設・設備の活用等について伝えたりすることなども考えられる。

以上のように、特別支援教育のセンターとしての役割には様々な活動が考えられるが、特別支援学校においては、在籍する生徒に対する教育を今後一層充実するとともに、それぞれの地域の実態を適切に把握して、必要とされるセンターとしての機能の充実を図っていくことが大切である。

また、特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていく

ためには、各学校において、教師同士の連携協力はもとより、校務分掌や校内組織を工夫するなどして、学校として組織的に取り組むことが必要である。

さらに、高等学校においては、普通科、専門学科及び総合学科の各学科や全日制、定時制及び通信制の各課程が設けられており、多様で柔軟な教育の機会を提供している。また、専修学校や高等専門学校も含め、それぞれの学校に在籍する障害のある生徒等の実態も多様であることを十分に考慮して、他の特別支援学校や高等学校等との連携の下、例えば、実習等における安全の確保や就労に向けた指導など、特別支援学校の有する専門性を生かした指導や支援を進めていくことが重要である。このほか、特別支援教育センター等の教育機関、児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関、ハローワーク（公共職業安定所）等の労働機関などとの連携協力を図り、ネットワークを形成する中で特別支援学校が適切な役割を果たすことも考えられる。

第9節 単位の修得及び卒業の認定

1 単位の修得の認定（第1章第2節第5款第1の1）

第1 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する特別支援学校

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

- (1) 学校においては，生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し，その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には，その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (2) 学校においては，生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し，その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には，総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 学校においては，生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の学年にわたって履修したときは，各学年ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また，単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

学校においては，学習指導要領の定めるところに従い，履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め，その単位数に相応して指導計画を立てるなどして授業を行う。生徒はこれによって各教科・科目を履修し，その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は，通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定される。

高等部在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については，原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく，修得した単位は，全日制，定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり，転学や転籍の際には修得した単位に応じて，相当学年に転入させることができる（学校教育法施行規則第135条第5項により高等部に準用される第92条第2項）。

各教科・科目の単位数を配当する場合，ある学年で各教科・科目に配当した単位数全部の履修を完結する場合もあるし，2以上の学年にわたって分割して履修する場合もある。2以上の学年にわたって履修する場合には，学年ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる。この場合，それぞれの学年では，当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず，当該教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該教科・科目を修得したこととなる。また，あらかじめ計画して，各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもできる（高等部学習指導要領第1章総則第2節第4款の2(3)）が，この場合の単位

の修得の認定は、年度終了時に行うことも、第1章第2節第5款第1の1(3)後段により、学期の区分ごとに行うことも可能である。

2以上の学年にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な扱いは、従前と同様、以上のとおりである。なお、例えば、特定の年度における授業時数は1単位(35単位時間)に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の学年にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とし、今回の改訂では、単位認定は各学年ごとに行うことを「原則とする」とした。

なお、修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。しかし、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に入れて計算して取り扱うことが可能である。

また、学校においては、学習指導要領で標準単位数が定められている各教科・科目について、標準の幅の範囲内で、標準単位数を下回って単位数を配当することがあり得る。この場合、学校は各教科・科目の目標や教育的な配慮に基づく適切な単位数を配当する必要があるが、学校が定めた単位数を修得すればその各教科・科目を修得したと認めることができるものである。

単位修得の認定は、学校が行うことになっている。これは教師が行う平素の成績の評価に基づいて、最終的に校長が行うということである。したがって、評価の在り方について、教師間の共通理解を図ることが必要であり、また、校長は、教員に対し平素から評価の仕方などについて十分指導し、全体として適切な評価が行われるようにしなければならない。

この規定の適用としては、既に述べたように、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合のほか、各教科・科目の授業を特定の学期に行う場合や、ある教科・科目の授業を特定の期間に集中的に行い、その履修をある学期間で行ってしまうような場合(第1章第2節第2款第3の1)、学校間連携や学校外活動の単位認定などにより、各教科・科目の一部又は全部をある学期に履修する場合などが考えられる。このような場合に、各教科・科目の単位の修得の認定を当該学期末に行うことを可能としたものであるが、これらの場合であってもその単位の修得認定を年度末に行うことも可能である。

ある学年においてある教科・科目の単位の修得が認められなかった生徒について、当該生徒を一応進級させた上で次の学年で十分指導し、次の学年の1学期末に追試験を行い当該学期末に単位の修得を認定することなども考えられる。

しかし、この規定は、最終学年で修得できなかった教科・科目の単位認定を翌年度の1学期末に行い、その時点で卒業を認めるということを許容するものではない。学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わることが原則である(学校教育法施行規則第135条第1項により高等部に準用される第59条)ことから、校長が全課程の修了を認定する時期も3月末が適当であり、上述のような学年途中における卒業は許されない。ただし、留学に係る場合(同施行規則第135条第5項により高等部に準用される第93条第3項)や帰国生徒・外国人留学生が学期の区分に従い入学・卒業する場合(同施行規則第135条第5項に

より高等部に準用される第104条第3項)は、それぞれの学校教育法施行規則の定めによるものであり、学年の途中又は学期の区分に従い卒業が認められるが、この項の定める学期の区分による単位修得の認定の規定によるものではない。

また、総合的な学習の時間の単位の認定の要件についても、各教科・科目と基本的に同様である。すなわち、第一に生徒が学校が定める指導計画に従って学習活動を行うこと、そして、第二に、その学習活動の成果が総合的な学習の時間の目標に照らして満足できると認められることが、単位の修得認定の要件となる。単位の修得認定に当たっては、各教科・科目と同様、総合的な学習の時間における学習活動を2以上の学年にわたって行ったときには各学年ごとに単位の修得を認定するものとし、また、学期の区分ごとに単位の修得を認定することもできる。

2 卒業までに修得させる単位数 (第1章第2節第5款第1の2)

2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位(自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。)以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

(1) 卒業までに修得させる単位数

ここでは、卒業までに修得させる単位数を学校において定めるべきことを示している。学校においては、卒業までに修得すべき単位数を定めなければならないが、卒業までに修得すべき各教科・科目について定めることまでは求められていない。

第1章第2節第2款第1の1は「卒業までに履修させる」単位数等についての規定であるが、本項は「卒業までに修得させる」単位数についての規定である。「修得」とは、各教科・科目又は総合的な学習の時間を履修することにより、それらの目標からみて満足できる成果を上げることである。

ところで、第1章第2節第2款第2に掲げる必履修教科・科目及び総合的な学習の時間(以下「必履修教科・科目等」という。)の単位数については、卒業までに履修させる各教科・科目等の単位数に含めることが求められている(第1章第2節第2款第1の1)が、ここではそのような定めはなく、国の基準上は、卒業までに修得させる単位数の中に、必履修教科・科目等の単位数を含めるべきこととはされていない。すなわち、生徒は必ず必履修教科・科目等を履修しなければならないが、学校がそれらの単位を修得すべきものと定めていない場合には、それらの履修の成果が単位修得に至らなくても、再度修得を目指して履修することは求められない。

次に、卒業までに修得させる単位数については、従前と同様、74単位以上としている。

これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を具体的に規定するに当たって、74単位を下ってはならないという最低必要要件を定めたものである。したがって、74単位を上回る単位数を学校が定めることは可能である。なお、自立活動の授業については、1単位を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準として、この単位数に含めることができる。

また、卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情のある場合を考慮し、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。

また、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて20単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとしている。専門学科についてはこのような制限は設けられていない。

(2) 卒業の認定

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めている場合には、その定められた各教科・科目及びその単位数を修得する必要がある。同様に総合的な学習の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

なお、以上のことについては、学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこととされている（学校教育法施行規則第135条第2項により高等部に準用される第57条）。

また、校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与することとされている（同施行規則第135条第2項により高等部に準用される第58条）。

3 各学年の課程の修了の認定（第1章第2節第5款第1の3）

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

高等部においては、各学年の課程の修了の認定を行うこととされている（学校教育法施行規則第135条第2項により高等部に準用される第57条）。各学年の課程の修了の認定は、学年制を前提とする手続であるが、一方で高等部においては、単位制が併用されていることも考慮し、各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮することを求めているものである。

学年制を厳格に運用すると、当該学年で修得すべきとされる科目が未修得の場合には、たとえそれが1科目でも上級学年への進級が認められず、原級留置とされてしまう。

そこで、各学年における課程の修了の認定については、ある学年において数単位不認定となった生徒について、一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用することとし、

学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を，修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮することを求めたものである。

具体的には，例えば，ある学年において未修得単位が一定範囲内であれば，後日，補講や追試によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として，次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり，学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には，条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられる。

4 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における卒業の認定等（第1章第2節第5款第2）

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校においては，卒業までに履修させる各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動のそれぞれの授業時数を定めるものとする。

校長は，各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動を履修した者で，その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて，高等部の全課程の修了を認定するものとする。

従前どおり，卒業までに履修させる各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動のそれぞれの授業時数を定めることとしている。また，卒業までに履修させる総授業時数については，第1章第2節第3款第2の1で各学年の総授業時数を1,050単位時間を標準として示していることから，3,150単位時間を標準とすることとなる。

また，それらを履修した者で，その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて，高等部の全課程の修了を認定するものとしている。

なお，学校において卒業を認めるに当たっては，生徒の平素の成績を評価して，これを定めなければならないこととされている（学校教育法施行規則第135条第2項により高等部に準用される第57条）。

さらに，校長は，全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与することとされている（同第135条第2項により高等部に準用される第58条）。

第10節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

学校教育法施行規則及び学習指導要領においては、生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成することができるよう、教育課程の取扱いに関する各種の規定が設けられている。各学校においては、生徒の障害の状態等に応じたより効果的な学習を行うことができるよう、これらの規定を含め、教育課程の編成について工夫することが大切である。

今回の改訂では、生徒の障害が重度・重複化、多様化しており、一層の弾力化を図る必要があることから、知的障害を併せ有する重複障害者については、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができること及び単位制によらない全課程の修了の認定ができることなどを新たに示した。

また、従前は「重複障害者等に関する特例」としていたが、教育課程の取扱いに関する規定と重複障害者等の授業時数に関する規定を本項で示すことから、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」と改めた。

1 障害の状態により特に必要がある場合（第1章第2節第6款の1）

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

この規定は、生徒の障害の状態により、例えば各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科。以下、本節において同じ。）の学習を行う際に、特に必要がある場合には、その実態に応じて、弾力的な教育課程を編成できることについて、その取扱いごとに3項目に分けて示したものである。

今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を行うことを重視する観点から、従前は、「障害の状態により学習が困難な生徒について」と示していたところを、「生徒の障害の状態により」と改めた。

なお、この規定は、高等部の生徒のうち「障害の状態により特に必要がある場合」について示したものであり、重複障害者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意する必要がある。

（第1章第2節第6款の1（1））

- (1) 各教科・科目の目標及び内容の一部を取り扱わないことができること。

この規定は、各教科・科目の目標及び内容の一部を取り扱わないことができることを示している。

「一部を取り扱わないことができる」とは、一部を履修させなくてもよいことを意味す

る。なお、本項は、「障害の状態により特に必要がある場合」についての規定であることから、これを適用するに当たっては、生徒の実態を的確に把握するとともに、取り扱わないこととする各教科・科目の目標及び内容については、慎重に判断する必要がある。

(第1章第2節第6款の1(2))

(2) 高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができること。

この規定は、高等部の生徒に対して、その実態に応じて中学部又は小学部の各教科の指導を行うことができることを示している。

なお、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科とは、原則として教科名称の同一のものを指すが、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、高等部の「地理歴史」、「公民」に相当する中学部又は小学部の各教科とは「社会」、同じく「芸術」に相当するのは中学部の「音楽」、「美術」又は小学部の「音楽」、「図画工作」、同じく「家庭」に相当するのは中学部の「技術・家庭」又は小学部の「家庭」、同じく「数学」に相当するのは小学部においては「算数」と考えてよい。また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、高等部の「職業」、「家庭」に相当する中学部の各教科とは「職業・家庭」と考えてよい。

この場合、中学部又は小学部との代替は、目標及び内容に関する事項の一部であって、全部を替えることまではできない点に留意する必要がある。

(第1章第2節第6款の1(3))

(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

今回の改訂では、小学部において新たに外国語活動が示されたことから、高等部において外国語科に属する科目を指導する際に、生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部において、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることとした。

なお、その際には、目標及び内容の一部を取り入れることができるが、全部を替えることまではできない点に留意する必要がある。

生徒の障害の状態により特に必要がある場合に、上記(1)、(2)、(3)の規定を適用するに当たっては、取り扱わない事項や替えた事項について、どのように事後の措置をするか

について十分考慮した指導計画を作成する必要がある。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

2 重複障害者の場合

重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。

しかし、教育課程を編成する上で、以下に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害や自閉症、情緒障害などを併せ有する場合も含めて考えてもよい。

(1) 知的障害を併せ有する生徒の場合（第1章第2節第6款の2）

2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。

(1) 各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。

この規定は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に、知的障害を併せ有する生徒が就学している実情を考慮し、これらの生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができることを示したものである。

① 各教科・科目を替える場合

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科・科目を、当該教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科によって替えることができる。なお、当該各教科・科目に相当する各教科とは、原則として教科名称の同一のものを指すが、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の「地理歴史」、「公民」に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教科とは「社会」、同じく「芸術」に相当するのは「音楽」、「美術」と考えてよい。

なお、知的障害を併せ有する生徒についても、74単位以上の修得が高等部の全課程の修了を認定するのに必要であるため、知的障害者である生徒に対して教育を行う特

別支援学校の各教科を履修する場合，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とし，単位に換算することとなる。

② 各教科・科目の目標及び内容の一部を替える場合

考え方は，①と同様であるが，各教科・科目の目標及び内容の一部を替えるのであるから，教科・科目の名称を替えることはできないことに留意しなければならない。

(第1章第2節第6款の2(2))

(2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には，第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができること。

知的障害を併せ有する生徒の教育課程を編成するに当たっては，生徒の障害の状態により，一層の弾力化を図る必要があることから，この規定を新たに示した。

本規定は，知的障害を併せ有する生徒の障害の状態により特に必要がある場合には，高等部学習指導要領第1章総則第2節第3款「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等」の第1「各教科等の履修」の各項や，第2「各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の授業時数等」の各項に示す規定を適用できることを示している。「履修等」とは，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科等の履修だけにとどまらず，第3款に示す規定を適用することにより，例えば，各教科等の目標及び内容を考慮し各教科及び総合的な学習の時間の配当学年並びに各学年における授業時数を適切に定めたりするなどして，生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができることを示している。

なお，本項の規定を適用する際には，第3款第1の1の「卒業までに履修させる各教科等」において，道徳の履修が必要とされていることなどにも留意する必要がある。

(第1章第2節第6款の2(3))

(3) 校長は，上記2の(2)により，第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で，その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて，高等部の全課程の修了を認定するものとする。

前項に基づき，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者に対して，全課程の修了の認定に関する新たな規定を示した。

前項の規定を用いた場合には，単位制によるのではなく，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における全課程の修了の認定等にかかる規定（第1章第2節第5款第2）と同様となる。すなわち，各教科等の学習の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて，校長は，高等部の全課程の修了を認定するものとしている。

なお、学校において卒業を認めるに当たっては、平素の成績を評価して、これを定めなければならないこととされている（学校教育法施行規則第135条第2項により高等部に準用される第57条）。

また、校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与することとされている（同135条第2項により高等部に準用される第58条）。

(2) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある生徒の場合（第1章第2節第6款の3）

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(1) 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

(2) 校長は、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

この規定は、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合についての教育課程の取扱いを示している。

従前は、「学習が著しく困難な生徒については」と示していたが、今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を一層重視する観点から、「障害の状態により特に必要がある場合には」と改めた。なお、「特に必要な場合」とは、例えば、生徒の障害の状態により各教科・科目などを履修することが困難である場合や、各教科・科目などに替えて自立活動を主として指導を行う方が実情に即している場合などが考えられる。

(1)では、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科・科目又は特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳又は特別活動）の目標及び内容の一部に替えて、自立活動の指導を主として行うほか、各教科・科目の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができることを示している。

重複障害者については、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面に不均衡が大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要となる。したがって、こうしたねらいに即した指導は、主として自立活動において行われ、それらがこのような生徒にとって重要な意義を有することから、自立活動の指導を中心に行うことについて規定しているわけである。

なお、特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道徳及び特別活動）については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

また、本項では、自立活動を主とした場合の授業時数についても示している。従前は「生徒の実態に応じた適切な総授業時数を」と示していたが、今回の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた指導の一層の充実を図る観点から「実情に応じた授業時数を適切に」と改めた。なお、授業時数については、生徒の障害の状態や医療上の規制、生活上の規制等も考慮して、各教科・科目等の授業時数及び総授業時数を適切に定める必要がある。

また、(2)では、高等部の全課程の修了の認定に当たって、必要単位数を規定せず、この履修の成果が目標からみて満足できると認められるものについてこれを行うこととしている。

3 訪問教育の場合（第1章第2節第6款の4）

4 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、次に示すところによるものとする。

(1) 上記1，2の(1)若しくは(2)又は3の(1)に示すところによることができること。

(2) 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めること。

(3) 校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができること。

障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒は、一般的に、障害が重度であるか又は重複しており、医療上の規制や生活上の規制を受けている場合がある。こうした生徒に教員を派遣して教育を行う場合（訪問教育）には、個々の実態に応じた指導を行うため、弾力的な教育課程を編成することが必要となる。そのため本項では、訪問教育の場合の教育課程の取扱いや授業時数について、3項目を示している。

(1)では、訪問教育の際は、第1章第2節第6款の1から3(1)に示す教育課程の取扱いによることができると規定している。すなわち、生徒の障害の状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱い（第6款の1）や重複障害者に関する教育課程の取扱い（第6款の2及び3(1)）を適用して学習ができることを規定しているのである。

また、(2)では、訪問教育を行う場合に、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めることができることを示している。

授業時数を定める際には、生徒の実態を的確に把握するとともに、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、適切に定める必要がある。

さらに、(3)では、訪問教育を受けた生徒の高等部の全課程の修了の認定については、校長が、生徒の学習の成果に基づき、これを行うことができると規定している。この場合の生徒の学習の成果とは、自立活動を主とした指導による成果等、又は、各教科・科目を履修する場合の学習の成果全体（履修状況、単位数、学習態度・意欲等を総合的に判断す

る)を意味し、校長が、それを評価し、卒業を認定できることとしており、全課程の修了の認定に当たっての必要な単位数については規定していない。

なお、単位の修得については、第1章第2節第5款第1の1に示す「各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定」に関する規定及び次項に示す療養中及び訪問教育の生徒について通信により教育を行う場合の規定によることになる。

また、訪問教育に関する教育課程の取扱いは、学校教育法施行規則第131条第1項にも規定されているので、この点に留意する必要がある。

4 療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合（第1章第2節第6款の5）

5 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

本規定は、療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒について、各教科・科目等の一部を通信により教育を行う場合の指導の回数等について示している。

療養中の生徒や訪問教育を受ける生徒については、各教科・科目の一部を通信により教育を行うことができる。この場合の1単位当たりの添削指導、面接指導の回数及び試験の実施等については、「実情に応じて適切に定めるものとする。」としており、弾力的な取扱いができる。しかし、その回数等を定めるに当たっては、各教科・科目の目標が達成できるようにする必要がある。

また、本規定では、療養中の生徒のみならず、訪問教育を受ける生徒で各教科・科目の履修が可能な場合にも、通信による指導を合わせて行うことにより、単位を修得することができることを示している。

療養中の生徒は、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍することが多いが、生徒の障害の重度・重複化、多様化に伴い、例えば視覚障害者の生徒が網膜剥離の手術のため入院する場合などもあることから、本規定はすべての特別支援学校の療養中の生徒や訪問教育が必要な生徒に対して適用できるものとして示している。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて適切に定めるものと示している。

5 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い

① 各教科・科目を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第1項は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部に

においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第3及び別表第5に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。その趣旨は、児童生徒の心身の発達の段階や障害の状態によっては、各教科・科目を並列的に指導するより、各教科・科目に含まれる内容を一定の中心的な題材等に有機的に統合して、総合的な指導を進める方がより効果的な学習となり得る場合を予想して設けたものである。したがって、各教科・科目の目標、内容を踏まえながら、必要な工夫をし、授業時数も年間の授業時数の枠内で適宜配当し得るものである。

② 各教科・科目等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第2項は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。

これは、①が各教科を合わせて指導を行うものであるのに対し、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動をも合わせて指導を行うことができるようにしている。つまり、知的障害者を指導する場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業をすることができる場合も考えられることから、こうした取扱いを設けているのである。

また、重複障害の生徒を指導する場合においても、各教科を合わせて指導を行うことに限らず、各教科等を合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業をすることができる場合も考えられることから、同様の規定を設けているのである。今回の改訂においては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に外国語活動を示したが、外国語活動についても合わせて指導を行うことによって一層効果の上がる授業を行うことができる場合も考えられることから合わせて指導を行うことができることとした。

③ 特別の教育課程

学校教育法施行規則第131条第1項には、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定しており、重複障害者及び訪問教育に係る教育課程の取扱いは、この規定に基づくものである。

なお、この規定に基づく特別の教育課程を編成するに当たっては、この場合の教科用図書使用に関する定め（学校教育法施行規則第131条第2項）があることに留意する必要がある。

④ 教育課程の改善のための研究

学校教育法施行規則第132条は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課

程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第126条から第129条までの規定によらないことができる。」と定めている。

これは、特別支援学校において教育課程の改善のための研究を行う場合、教育の配慮が適切になされると文部科学大臣が認めれば、学校教育法施行規則に定める教育課程の構成や授業時数あるいは学習指導要領によらない教育課程を編成し、実施することを認めたものである。学習指導要領等に示している教育課程の基準は大綱的なものであり、教育課程の改善の研究も多くはこの基準の範囲内で行うことができるが、教育課程の基準について相当大幅な改訂を行うなどの場合にその基礎資料を得る必要があることを考慮し、このような特例が設けられているのである。

⑤ 特別支援学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成

平成20年3月の学校教育法施行規則の改正により、同規則第132条の2として、「文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第72条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第126条から第129条までの規定の一部又は全部によらないことができる。」との規定が置かれた。

これは、平成15年から開始された構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）について、「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえ、同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続を経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にしたものである。

なお、同条を踏まえ、平成20年文部科学省告示第30号が公示され、教育基本法及び学校教育法に定める学校種ごとの教育の目標等に照らして適切であり、児童生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして認める基準として、

- ① 学習指導要領においてすべての児童生徒に共通して履修させる内容として定められている事項について、当該特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合（設置者が異なる場合には、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。）にあつては、当該特別の教育課程全体を通じて、適切に取り扱うものとされていること。
- ② ①に掲げる内容を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
- ③ 児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、児童生徒が転出入する際の配慮等の教育上必要な配

慮がなされていること。
が定められ、前述の学校教育法施行規則の一部改正と併せて、平成20年4月1日から施行されている。

第11節 専攻科

(第1章第2節第7款)

第7款 専攻科

- 1 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。

	教 科	科 目
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保 健 理 療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療，地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報活用，課題研究
	理 療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎理療学，臨床理療学，地域理療と理療経営，理療基礎実習，理療臨床実習，理療情報活用，課題研究
	理 学 療 法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理学療法学，臨床実習，理学療法情報活用，課題研究
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	理 容 ・ 美 容	理容・美容関係法規，衛生管理，理容・美容保健，理容・美容の物理・化学，理容・美容文化論，理容・美容技術理論，理容・美容運営管理，理容実習，美容実習，理容・美容情報活用，課題研究
		歯科技工関係法規，歯科技工学概論，歯科理工学，歯の解剖学，顎

	歯 科 技 工	口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，歯科技工実習，歯科技工情報活用，課題研究
--	---------	--

- 2 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，必要がある場合には上記1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に専攻科を置くことについては，学校教育法第82条により特別支援学校に準用される第58条によって，その法的根拠を有している。高等部の専攻科の教育課程に関する諸事項については，各学校及びその設置者において，専攻科の設置目的等に従って定めることが適当であるので，従前と同様に，専攻科に関する最小限の規定をすることにとどめた。

- ① 高等部同様に学科については示さず，教科及び科目の標準的なものを示した。
- ② 上記1の表に掲げる教科について，これらに属する科目以外の科目については，各学校において設けることができる。
- ③ 必要がある場合に上記1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設ける場合については，高等部同様に各学校が設けることができる。

第2章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒 に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第1 各教科の目標及び各科目の目標と内容等

(第2章第1節第1款及び第2款)

第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については，当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の各教科の目標及び各科目の目標及び内容並びに各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，従前より，高等学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここで言う「準ずる」とは，原則として同一ということの意味している。しかしながら，指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領に準ずるのみならず，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければならない。

このようなことから，各教科の指導に当たっては，高等学校学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え，本章に示す視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で，適切に指導する必要がある。

今回の改訂では，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項について，それぞれの学校に在籍する生徒の実態を考慮して見直しを行った。これらは，視覚障害者，聴覚障害者，

肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科・科目全般にわたって特色があり、しかも基本的な配慮事項であるが、これらがそれぞれの学校における配慮事項のすべてではないことに留意する必要がある。

第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 点字又は普通の文字に関する配慮（第2章第1節第2款の1(1)）

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字による的確な理解と適切な表現の能力を一層養うこと。なお、点字を常用して学習する生徒に対しても、漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため、適切な指導が行われるようにすること。

小学部、中学部と視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校で教育を受けてきた生徒の場合は、中学部の段階で既に点字又は普通の文字の読み書きの基礎は、おおむね身に付けているとすることができる。したがって、高等部の段階では、こうした基礎の上に立って、さらに日本語を的確に理解したり、適切に表現したりする力を育成していくことが重要である。

また、途中で視覚障害になった生徒については、現在の視力や視野等の状態、眼疾患の進行状態、学習の効率性、本人の希望や意欲等を考慮して、常用する文字を点字にするか、普通の文字にするかを決定しなければならない。なお、ここで、常用する文字とは、学習や読書等に際して通常用いる文字を指している。

点字を常用して学習する生徒に対する漢字・漢語の意味や構成等の指導は、小学部及び中学部における学習の基礎の上に立って、さらに日本語を正しく理解できるようにするために大切である。また、コンピュータ等の情報機器を活用する場合にも、ディスプレイ画面上の文章を音声化して理解するために漢字・漢語の理解が必要であるので、この点をも踏まえた指導が必要である。そして、生徒の学習状況等によっては六点漢字、八点漢字など点字による漢字表記について指導することも考えられる。

2 視覚的なイメージを伴う事柄の指導（第2章第1節第2款の1(2)）

(2) 視覚的なイメージを伴わないと理解が困難な事柄については、言葉の意味や用法の指導等を行い、理解を促すようにすること。

視覚に障害のある生徒の中には、幼いころに視力を失ったために視覚的なイメージをもっていない生徒もいる。しかし、日常生活における会話や文学作品などを通して、「ぎらぎらと輝く太陽」などというように、視覚的なイメージを伴い、視覚以外の感覚では、その実態をとらえることが難しい表現に出会うことが度々ある。したがって、視覚に障害のある生徒に対して、視覚的なイメージを伴う事柄やそれを表現した言葉についても、視覚以外の感覚を活用したり、体験等を通したりして、その実態をできるだけ把握できるように工夫した指導をすることが大切である。また、これまでの経験や知識と関連付けて状況を丁寧に説明したり、視覚的なイメージを伴う言葉を文の中で特に取り出して、用法の指導を行ったりすることによって、視覚的なイメージを伴う事柄についての理解を促すよう

にすることが必要である。さらに、このような事柄について、自分から調べたり、使ってみたりするなど積極的な態度を養うことも大切である。

3 指導内容の精選等（第2章第1節第2款の1(3)）

(3) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

天体の観察などのように、視覚による観察や確かめ、あるいは実験等を基礎として学習活動を展開する内容は少なくない。このような内容の指導に当たっては、生徒の視覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の生徒に即した指導内容を精選するとともに、模型を用いた観察やモデル実験等により、基礎的・基本的な事柄に重点を置いて具体的に指導し、本質的な内容や法則性の理解を促すようにすることが重要である。また、このような理解を基に、演繹的に推論することなどによって学習内容を深め、発展させることができるようにすることが大切である。さらに、指導の順序等を考慮したり、観察・実験等の内容や方法を工夫したりして、効果的な学習ができるようにすることや、観察等を行う観点や方法を生徒自身が身に付けて、他の学習場面に生かせるようにすることも大切である。

4 コンピュータ等の活用（第2章第1節第2款の1(4)）

(4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

外界から情報を入手する場合に、最も中心的な役割を果たすのは、視覚である。このため、視覚に障害があると、情報の入手が制約され、情報量が不足するという状況にもなりかねない。したがって、視覚に障害のある生徒の指導に当たっては、触覚教材や拡大教材、音声教材等の教材・教具を活用したり、指導方法を工夫したりすることによって、必要な情報量を入手できるよう配慮することが大切である。

弱視生徒に対する指導は、視覚の活用が中心となるが、弱視生徒の見え方は様々であり、視力のほかに、視野の広さ、色覚障害の有無、眼振やまぶしさの有無などの影響を受ける。そのため、指導の効果を高めるためには、一人一人に適した大きさの文字や図の拡大教材や各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具等を活用して見やすい環境を整えることが大切である。

特に、近年は、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に応じた周辺機器、情報通信ネットワーク等を活用することによって、視覚障害者が視覚的な情報を容易に収集・発信できるようになってきたので、視覚に障害のある生徒がコンピュータ等の情報機器などを十分に活用して、効果的な学習ができるようにする必要がある。

また、視覚以外の聴覚や触覚を効果的に活用できるようにすることも重要である。聴覚

や触覚は、視覚に比べると厳密な情報が得にくいので、大まかな観察やデータで法則性を予測、推論した後で、詳しい資料を基に確かめてみるというような学習方法を身に付けることも大切である。

5 見通しをもった学習活動の展開（第2章第1節第2款の1(5)）

(5) 生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。

生徒が授業に積極的に参加するためには、授業が行われている教室や体育館、あるいは校庭等の場の状況と自分との位置関係を十分に把握できていることが必要である。また、1単位時間の学習活動の過程において、今、取り組んでいる活動が授業全体のどのあたりに位置付いているかを生徒が理解できるようにすることも重要である。しかし、視覚に障害のある生徒の場合は、このような状況の全体像を把握することが難しい。特に、実習を伴う学習や体育の実技などにおいて、その傾向が顕著である。このため、各教科・科目の指導においては、例えば、どのように人がいてどう動いているのか、また、その中で自分の動きや位置はどうか、それが時間の経過とともにどう変化するかなど、視覚障害の状態に応じて空間的な位置関係や役割分担、さらには、学習展開の見通しや時間的な経過などが明確に理解できるよう配慮したり、学習活動の特質に合わせて、地図や各種資料の効果的な活用が行われるように指導方法等を工夫したりすることによって、生徒が積極的、主体的に学習に取り組めるようにすることが大切である。

第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 抽象的、論理的な思考力の伸長（第2章第1節第2款の2(1)）

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 生徒の興味・関心を生かして、積極的な言語活動を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。

聴覚に障害がある生徒のコミュニケーション活動の活発化を図るためには、個々の生徒の興味・関心に即するとともに、それぞれの有する言語力を駆使して、言語による積極的な活動を促すことが大切である。

ここでいう「生徒の……積極的な言語活動」とは、生徒が日常使用している音声や文字、指文字や手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、日本語による言語活動を積極的に促すことの大切さを表している。

どうすれば日本語による言語活動が促進できるかについては、生徒のニーズを把握して、興味・関心のある新鮮な話題を扱ったり、生徒の身近な話題を取り上げ、できるだけ生徒の経験と結び付けるようにしたり、さらには、一人一人の生徒の言語力や学力に応じた扱い方を工夫したりすることなどが挙げられる。

また、教師が生徒に働きかける際には、一人一人の生徒が主として用いているコミュニケーション手段に合わせて、音声や文字、手話等を使い分けたり、併用したりするなど、その選択・活用を適切に行うことが大切である。

学習内容の確実な理解や定着を図るためには、言語活動の活発化とともに、これらの活動を通して、特に、抽象的な言語表現の理解を図ったり、順序立てて考えることができるようにしたりするなど、抽象的かつ論理的な思考力の伸長を目指すことが必要である。このことは、日常の生活場面において、一人一人の実態に応じ、義務教育段階から意図すべき指導事項であり、教科指導における例の引き方、発問内容の選択及び発問方法の工夫など、指導内容の論理構成や言語表現を工夫するなどして、このような思考力の伸長に努めることが重要である。

2 読書習慣や書いて表現する力の育成と情報の活用（第2章第1節第2款の2(2)）

(2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。

聴覚に障害のある高等部段階の生徒の読書や、文字による表現の指導は、幼稚部から中学部までの「読み」や「書き」に関する指導に基盤を置く必要があることはもちろんである。また、これらの活動は相互に結び付いており、それらの基礎となる生徒個々の力には、個人差が著しいことを十分踏まえておくことが大切である。

読書習慣の育成については、一人一人の生徒の実態に応じて、適切な読書指導が計画され、実施されることになるが、その際には、生徒自らが分からないことを分かりたいと思うことが読書に興味・関心をもったり、成就感を得たりすることなどの内面的な必要感を養うことにつながるようにする必要がある。

また、読書指導が生徒の生活経験を拡充したり、教科指導の基礎を豊かにしたりすることを重視し、図書を選択に関しては様々な分野に関するものなどを意図的に紹介して、生徒の興味・関心を高めるようにすることが必要である。さらに、障害に関する科学的な理解を深めたり、障害の改善・克服に役立つ図書も紹介し、生徒の意欲を喚起したりする指導が望まれる。

聴覚に障害のある生徒が主体的に情報を獲得する手立てとしては、身近にある新聞や雑誌、広告、情報通信ネットワーク等における文字や図表などを活用することが考えられる。したがって、新聞等に親しませるよう配慮して指導するとともに、こうした多種多様な情報の中から、自分にとって必要なものは何かを見極めたり、事実かどうかを確かめたりする態度の形成に努めることも重要である。

一方、聴覚に障害のある生徒が社会に出て自立していくためには、書くことによって、自分の感じたことや考えを適切に表現する力を育成することも重要である。

一般に、生徒による読書活動や読書感想文を書かせて文集にまとめさせる活動などは、他人の作文を読むことによって経験や感情の交流となったり、成就感を満足させたりすることになることから、読書や書いて表現する習慣の育成にも役立つ点で有効な方法と言える。このようにして、日常的に読んだり書いたりする力を育てるよう努めることも大切である。

学校の図書室は、生徒の読書活動を支える重要な場である。したがって、多彩な図書やDVDなどの映像資料を用意することが望まれる。また、生徒の読書意欲を高めるために、新刊図書の紹介や読書調査の報告など幅広い広報活動が行われることが必要である。

3 指導内容の精選等（第2章第1節第2款の2(3)）

(3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

高等部学習指導要領第1章総則第2節第1款の1において、「学校の教育活動を進めるに当たっては、……基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、……個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」と示されている。これは、「基礎的・基本的な知識・技能」の習得を目指しており、今回の学習指導要領改訂の重要な柱である。

まず、「生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選」するためには、生徒の聴覚障害や言語習得の状況等を可能な限り熟知することから始めなければならない。そのためには、過去の成育歴、教育歴、対人関係、言語の受容及び表出能力、思考等概念の形成状況、興味・関心等についての的確に把握し、これらを指導計画に反映させるとともに、実際の指導に役立てることが大切である。

以上のように、指導内容を適切に精選するためには、一人一人の生徒の実態に即するこ

とが原則であることは当然であるが、要は指導内容をどのように具体的に精選し、適切に指導するかということである。このための一つの方向性として、ここでは、基礎的・基本的な事項に重点を置くことの重要性が指摘されていることになる。今回の改訂においては、「重点を置くなどして」と示したが、このことはまた、基礎的・基本的な事項にとどまることなく、それらの応用・発展的な内容も考慮しながら指導を行うことへの配慮も含まれていると言える。指導に当たっては、生徒の理解力を考慮し、それによって指導内容を精選して理解させるための方法を創意工夫すれば、必然的に基礎的・基本的な事項に重点を置いた指導にならざるを得ないが、指導計画の作成に当たっては、指導内容の精選とともに、発展的な内容との系統性にも十分留意することが大切である。

4 保有する聴覚の活用（第2章第1節第2款の2(4)）

(4) 補聴器等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

聴覚活用の可能性は、聴覚障害の程度だけではなく、他の様々な条件によって左右されるものである。生徒の現在の聴覚障害の状態そのものについては、オーディオグラムに現れた聴力の型、補充現象の程度などが補聴器の効果に影響を及ぼすものと考えられる。また、障害発生の時期や進行の経過、あるいは幼児期の指導の在り方等によっても、聴取能力はかなり違ってくる。こうした諸条件については、一人一人の生徒が皆異なっていることから、聴覚活用についても一律の扱いをすることは適切でない。

大部分の生徒が、以上のような諸条件に応じて聴覚活用の指導を受けてきたことを前提として考慮すれば、高等部においては、生徒が各自の聴覚活用の効果を自覚して、これを学習や生活に生かすようにすることが主眼になる。換言すれば、生徒が場面に即して幾つかの情報手段を総合的に活用する中で、各自の可能性に応じて、聴覚を活用することである。

このようなねらいに即して言えば、個々の生徒の聴覚障害の状態や指導の経過、現在の聴覚活用の可能性や限界を知り、それぞれに応じた期待をもって指導に当たることが大切である。また、個別に補聴器や人工内耳等の保守・管理についての指導助言を行ったり、教室等の聴覚学習関連機器の整備や活用に努めたりすることが必要である。

なお、生徒の実態が期待と著しく異なる場合には、その原因を調べて対策を講ずる必要がある。また、教育歴等の事情から、保有する聴覚が十分に生かされていない場合も考えられる。このような生徒については、精密な聴力測定を行うなどして必要な資料を収集し、その上で綿密な指導計画を作成して、最大限の聴覚活用を図るための指導を行うよう努めることが大切である。

5 教材・教具やコンピュータ等の活用（第2章第1節第2款の2(5)）

(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高

めるようにすること。

高等部において指導すべきすべての分野において、その範囲や量、困難度等は、中学部段階と比較して著しく増大する。これらの課題を解決する方法の一つとしては、視覚的に情報を獲得しやすいように工夫された教材・教具や生徒の興味・関心に応じて取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器、障害の状態に対応した周辺機器の活用が考えられる。生徒の実態等に応じて、これらの教材・教具やコンピュータ等の情報機器等を適切に活用して、生徒の学習活動を効率よく進めたり、学習内容の理解を容易にしたりすることは、各教科・科目の指導上極めて重要なことである。

現在、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校には、学習活動を効果的に進めるための視覚教材・教具やソフトウェア等が用意されている。例えば、視覚教材としては、地理歴史科の地図類、理科における人体模型などのほか、図書や種々の図等がある。また、視覚教具としては、液晶プロジェクター、実物投影機、DVDプレーヤー等が設置されている。ソフトウェアについても、文書作成や表計算、デザイン関係、諸現象のシミュレーションなど、専門教科の内容等に関連するものも含め、多種多様に用意されている。

また、情報通信ネットワークを利用した視覚的な情報の提示も可能となっている。

実際の指導に当たっては、生徒の理解の援助という側面及び効率的な時間の使用という側面から、それぞれの教材・教具やソフトウェアの特徴や機能を熟知し、これらを有効に活用することによって、指導の効果を高めるよう配慮することが必要である。その際、生徒が視覚的に受け取った情報に対して言語的な側面から確認するなどして、指導内容の的確な理解が図られるよう配慮することも大切である。

これらの教材・教具を利用する際には、反復して用いたり、提示的に用いて興味・関心を引き出したりするなど、その活用の方法に工夫を加えることが大切である。さらに、生徒の自主的な学習場面でこれらの教材・教具やコンピュータ等の情報機器などが有効に使用されるよう配慮することが必要である。

しかしながら、いずれの教材・教具の活用にあっても、綿密な教材研究の下に、教師による発問や板書など、授業を展開していく上での創意工夫が重要である。「その活用方法等を工夫するとともに」と、今回、学習指導要領に明記したのは、こうしたことに配慮することによって、今まで以上に生徒に分かる授業が実践されることを期待しているからである。

6 正確かつ効率的な意思の相互伝達（第2章第1節第2款の2(6)）

(6) 生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるようにすること。

「生徒の聴覚障害の状態等」が一人一人異なるということは、上記の「3 指導内容の精選等」において説明しているとおり、当然のことと言える。

聴覚障害の程度だけでなく、障害の生じた部位、時期といった要因が重要であるが、障害発生 の時期という点では、言語の獲得前であるか、獲得後であるかがとりわけ大切である。また、言語だけでなく思考力などの発達に及ぼす影響も含めて考えると、聴覚障害となったのがおおむね3歳以前か以後かということが意味をもつと言われている。これらが、その後の教育効果の現れ方に大きな影響を与えることになることから、一人一人に応じた教育を考える場合に、参考にして配慮すべき事項となる。そのほか、基礎学力や聴覚障害によって引き起こされる二次的障害等についても考慮することが必要である。

以上のような生徒の聴覚障害の状態等に応じて、適切な教育を展開することが何よりも大切なことであるが、「音声、文字、手話等」のコミュニケーション手段の機能や特徴等、あるいは生徒の実態、学習内容の特質等を十分考慮して、適切な選択・活用に努めることが大切である。

音声、文字、手話等のコミュニケーション手段の選択・活用に当たって留意すべき点は、まず、第一に、それぞれのコミュニケーション手段が学習活動を進めていく上でどのような意義を有しているかについて、十分に理解することが重要である。聴覚障害教育におけるコミュニケーション手段を細かく分けると、読話、発音・発語、キュード・スピーチ、聴覚活用、文字、指文字、手話等が挙げられる。

第二に、それぞれのコミュニケーション手段には、それぞれ特有の機能があり、これらの選択に当たっては、学習内容との関連から、その機能を十分に考慮する必要がある。例を挙げれば、読話には読話としての特有の働きがあり、手話には手話としての特有の働きがあるということになる。

一般的には、話し言葉の形で直接意思を伝達する方法として、聴覚活用、読話、発音・発語等が挙げられる。これに加えて、音素に分けて意思を伝達する方法にはキュード・スピーチが挙げられる。さらに、文字を単位として意思を伝達する方法には文字や指文字が、意味を単位として意思を伝達する方法には手話が、それぞれ挙げられる。

このように、それぞれのコミュニケーション手段については、それぞれ特有の機能を有しており、学習活動を進める上で、教師と生徒、あるいは生徒同士のコミュニケーションが正確かつ活発に行われるためにはどのような手段が適切か、その選択・活用に当たって考慮することが必要である。

第三に、その選択・活用に当たっては、基本的に生徒個人に即することが必要である。前述したように、生徒一人一人の聴覚障害の状態等が異なること、また、高等部段階の生徒であることに配慮し、指導内容等も考慮しながら慎重に行うようにすることが大切である。

授業に限らず、学校生活におけるすべての活動は、相互のコミュニケーションによる意思の疎通が基盤となって進行する。このことから、コミュニケーション手段の適切な選択・活用により、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われることは、授業等を成立させるためにも基本的に重要なことであると言える。教師は、様々なコミュニケーション手段を併用して行う生徒のコミュニケーションの内容を的確に理解するとともに、適切なコミュニケーション手段の選択・活用を行うことが必要である。加えて、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における教育の目標は、個々の生徒の全人的な育成を図ることであり、この目標を達成するためには、当面、いかにして適切な日本語の習得及び

日本語としての言語概念の形成を図るかということ，そして論理的な思考力を身に付けさせることなどに留意して指導することが大切である。

第4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 表現する力の育成（第2章第1節第2款の3の(1)）

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を広げて表現する意欲を高めるとともに、生徒の言語活動や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の伸長に努めること。

肢体不自由のある生徒は、身体の動きに困難があることから、表現の方法が限られ、考えたことや感じたことを十分に伝えられないことがある。今回の改訂においては、近年、生徒の障害が重度化するにつれて、表現に対する困難さも大きくなっていることから、各教科・科目の指導において、生徒の実態に応じて表現する力の伸長に努めることを明確にした。

表現する力の伸長を図るためには、種々の体験的な活動を通して表現しようとする意欲を高めることが大切である。特に、各教科・科目の指導においては、観察・実験、見学や調査などの体験的な学習、自然体験や社会体験などを十分に確保することが求められる。

そして、表現しようとする意欲を高めながら、個々の生徒の言語活動や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識、技能、態度及び習慣を一層育成するように努めることが大切である。言語活動については、話したり書いたりする力だけでなく、各教科・科目における言語活動の状況についても把握する必要がある。身体の動きについては、筆記やコンピュータへの入力等を助けるための補助用具の活用状況を把握することをはじめ、他の補助用具を活用する可能性についても検討する必要がある。このような表現に関する実態を踏まえて、個々の生徒の表現する力を各教科・科目の指導を通してどのように育成していくのかを明確にして、指導に当たることが求められる。

各教科・科目の指導においては、学習内容の確実な習得を図る観点から様々な表現の方法を活用することが求められる。そこで、指導に当たっては、生徒の得意な方法を用いるなど、個々の生徒の表現に対する意欲を大切にしながら、次第に多様な方法を身に付けたり、表現の方法を工夫したりできるように指導することが大切である。

2 指導内容の精選等（第2章第1節第2款の3の(2)）

- (2) 生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導内容を適切に精選するとともに、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態等から、学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、肢体不自由児施設等において治療や機能訓練等が行われていることなどの関係から、授業時間が制約される等の理由によって指導内容を精選することが必要となる。

指導内容の精選に当たっては、生徒一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、それぞれの生徒にとって、基礎的・基本的な指導内容は何かということをも十分見極めることが大切である。また、学習に偏りやむらが生じ、発展的、系統的な学習が妨げられることのないようにする工夫も必要である。一方、高等部は多くの生徒にとって学校教育の最終段階であることから、卒業後の自立に必要な知識・技能等を身に付けさせるための指導内容を重点的に取り上げるよう工夫することも必要である。

3 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第2款の3(3)）

(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科・科目、特に、保健体育、芸術、家庭などの実践的・体験的な活動が中心となる各教科・科目の内容には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれている。身体の動きやコミュニケーション等が困難な生徒に対して、各教科・科目における実践的・体験的な活動を展開する際には、その状態を改善・克服するように指導や援助を行うことが必要である。そのためには、特に、自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を一層高めるよう配慮しなければならない。したがって、指導計画の作成に当たっては、一人一人の生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にしておくとともに、指導に当たっては、具体的な方法についても身に付けておくことが必要である。

なお、このような実践的・体験的な活動の際には、生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎて、各教科・科目の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

4 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫（第2章第1節第2款の3(4)）

(4) 生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学習時の姿勢を保持することや学習課題等を認知することに困難のある者が増加している。こうしたことから、今回の改訂において、生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫することを示すことにした。

肢体不自由のある生徒が、効果的に学習を行うためには学習時の姿勢に十分配慮することが重要である。学習活動に応じて適切な姿勢を保持することにより、不適切な姿勢による身体の変形を予防するとともに、学習を効率的に進めることもできる。したがって、学習活動に応じて生徒自らが、適切な姿勢や活動しやすい姿勢を考えたり、いすや机の位置及び高さなどを調整したりできるように指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。

脳性疾患等の生徒の場合には、課題を見て理解したり聞いて理解したりすることに困難がある場合がある。こうした場合には、生徒の認知の特性を考慮して、説明や教材の提示の仕方を工夫するとともに、課題を理解していることを確認することが大切である。また、様々な資料を収集して分析したり、実験・観察に取り組んだりする学習については、生徒個々の認知の特性に応じて学習を進めることができるように指導方法を工夫することが必要である。

5 補助用具や補助的手段，コンピュータ等の活用（第2章第1節第2款の3(5)）

(5) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な生徒や、話し言葉が不自由な生徒などに対して、補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

ここで述べている補助用具の例として、歩行の困難な生徒については、つえ、車いす、歩行器などが、また、筆記の困難な生徒については、筆記用自助具や筆記の代替をする機器及び生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器などが挙げられる。また、補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられる。

なお、肢体不自由のある生徒については、肢体不自由の状態それ自体の改善か補助用具や補助的手段の活用かという問題が常に提起されているが、これは単に二者択一の問題ではなく、生徒の発達段階、身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通し、学校卒業までの期間等を考慮して、どちらに重点を置いたらよいか、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言も得て、総合的に判断される必要がある。

第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 指導内容の精選等（第2章第1節第2款の4(1)）

4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 生徒の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科・科目等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、発展的、系統的な学習活動が展開できるようにすること。

生徒は種々の要因により、一般に学習時間に制約を受けているほか、学習の空白や遅れ、身体活動の制限等を伴う場合が多い。また、病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する期間がそれぞれ異なる上、高等学校から転入学や編入学してきた生徒については、学習進度等に差が見られる。

各教科・科目の指導計画の作成に当たっては、授業時数の制約をはじめ、生徒の病気の状態及び発達の段階や特性等を十分考慮し、教科及び科目の特質を踏まえて各科目の指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する必要がある。基礎的・基本的な事項を選定するに当たっては、それぞれの教科・科目として習得すべき事項という視点とともに、一人一人の実態に基づき個々の生徒にとって必要な事項という視点も十分考慮して行うことが大切である。

各教科・科目の指導計画は、各教科及び各科目の目標の達成を目指して作成されるものである。この場合、各教科・科目の指導の効果を高めるためには、それぞれの教科・科目独自の目標の達成を目指すとともに、他の教科・科目との関連を十分図るように作成する必要がある。すなわち、教科・科目それぞれの目標や指導内容の関連性を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落したりしないよう配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互に関連を考慮した上で指導計画を立てることが必要である。また、必要に応じて、総合的な学習の時間又は特別活動との関連を図ることも大切である。

また、短期間の入院を繰り返す生徒については、入院前に在学していた高等学校等での指導内容や学習の進度、単位を修得した科目等を踏まえた指導計画を工夫するなど、指導内容の連続性等に配慮して効果的な学習活動を展開することが必要である。

さらに、治療による効果や病気の進行等に伴い病気の状態等は変化するので、日ごろから医療機関との連携を密にして、教育活動に必要な情報を入手することが重要である。

2 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第2款の4(2)）

(2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科・科目の指導計画の作成に当たっては、自立活動の指導と密接な関連を保つよう

にする必要がある。

各教科・科目のうち、例えば保健の「健康の保持増進と疾病の予防」、**「精神の健康」**、生物基礎の「生物の体内環境の維持」、家庭基礎の「食事と健康」、家庭総合の「食生活の科学と文化」など、直接心身の活動にかかわる内容については、自立活動の病気の状態の理解や生活管理に関する**こと**、健康状態の維持・改善に関する事項などとの関連を図り、自立活動の時間における指導と相補いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

3 体験的な活動における指導方法の工夫（第2章第1節第2款の4(3)）

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱の生徒は、病気による種々の制限があることから体験が不足しがちである。そのため、各学校においては、生徒が様々な体験ができるよう指導内容を設定することが大切である。体験的な活動を伴う内容には、病気の状態等により実施が困難なものもある。そのような内容の指導に当たっては、生徒が活動できるように指導方法を工夫し、効果的に学習を行えるようにすることが重要であることから、今回の改訂において、本項目を新たに加えて示した。

病弱の生徒は、治療上の必要から、身体活動の制限などの生活規制があったり、運動・動作の障害があったりすることが多いため、様々な体験をする機会が不足しがちである。そのため、生徒の実態や興味・関心及び学校における各教育活動の特質等を考慮しながら、計画的に様々な体験を増やすようにすることが大切である。また、病院内に設置された学級等では、学習活動に制約を受けることがあり、さらに、病気の状態によっては、ベッド上での学習を余儀なくされる場合も見られる。

生徒がこのような病気の状態や学習環境であっても、理科の実験や観察、地理歴史科の観察や調査・見学及び家庭科の実習など、各教科・科目で体験的な活動を伴う内容を指導する際には、生徒が実際に体験できるように指導方法を工夫し、学習を効果的に行うようにすることが大切である。

例えば、食物アレルギーのある生徒が調理実習を行う場合、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替え、それに応じた調理方法に変更するなどして、生徒が実際に体験し、興味・関心をもって学習できるように指導方法を工夫することが重要である。しかし、病気の状態や指導内容によっては、指導方法を工夫しても、直接的な体験ができない場合がある。その際は、視聴覚教材等を適宜使用するなどして、学習効果を高めるようにすることが大切である。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用（第2章第1節第2款の4(4)）

(4) 生徒の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体活動の制限や運動・動作に障害がある生徒の指導に当たり、生徒の実態に応じて、教材・教具を工夫したり、入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したりするなどして、生徒が学習に自主的に参加し、作業や操作等を行い学習効果を高められるよう指導することが大切である。

教材・教具等の工夫としては、例えば、長期間の療養で体験不足なため、具体的な事物が理解できない場合には、視聴覚機器や視聴覚教材を効果的に使用したり、体調が悪く教室に登校できない場合には、テレビ会議システム等の情報通信ネットワークを活用したりするなど、療養中でも、可能な限り生徒が学習することができるよう工夫することが必要である。

5 負担過重とならない学習活動（第2章第1節第2款の4(5)）

(5) 生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

生徒の病気の種類は、心身症、精神疾患、小児がん、筋ジストロフィー、アレルギー疾患、腎臓疾患、心臓疾患、骨・関節疾患、てんかん、肥満など多様であり、また軽い症状が現れる者から重篤な症状の者まで様々である。しかも、治療の効果や病気の進行などによる病気の状態の変化は病気によっても異なっている。したがって、それぞれの病気の特徴や個々の病気の状態等を十分に考慮し、学習活動が負担過重になったり、生徒の病気の状態や健康状態の悪化をきたしたりすることのないようにする必要がある。

特に、高等部では、進学や就労、単位の修得などへの不安から、生徒が無理をして学習し、病気の状態等が悪化することがあるので、指導に当たっては、学習活動が負担過重とならないよう留意する必要がある。

これらについて例示すると以下のとおりである。

- ① 心身症や精神疾患の生徒については、心身の状態が日々変化することが多いため、常に病気の状態を把握し、例えば、うつ状態のときは、過度なストレスとなるような課題を与えないなど、個々の生徒の状態に応じた適切な対応を行う。
- ② 筋ジストロフィー等の生徒の学習に際しては、衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。
- ③ アレルギー疾患のある生徒の学習に際しては、アレルゲン（抗原）となる物質を把握し、それらへの対応を適切に定める。特に、ぜん息の生徒の学習に際しては、換気など学習環境に十分に配慮する。
- ④ 腎臓疾患や心臓疾患等の生徒の学習に際しては、活動量や活動時間及び休憩の取り方を適切に定める。